静岡県三島市

三島市埋蔵文化財発掘調査報告

補助事業版 第2号

確認調査

平成25・26年度実施の確認調査

2017
三島市教育委員会

序　　文

富士山の雪解け水が豊富に湧き出る自然豊かで温暖な三島の地は、古来の人々にとって居住の好適地として拓けてきました。とりわけ奈良時代に伊豆国の国府が置かれたことにより、伊豆地域における経済、文化の中心地として栄えました。ところが伊豆国分寺創建からさらに時代をさかのぼってみると、政治的な礎となる人々の営みの跡がしっかりと残されています。たとえば古墳時代の向山古墳群です。中でも第16号墳が発見されたことで、ヤマト王権と結びつきのある首長の存在が明らかとなりつつあり、調査が進められています。本書においても、その調査の報告がなされています。

本書「三島市埋蔵文化財発掘調査報告 補助事業版第２号」は、国・県の補助金を得て平成25年度・平成26年度に発掘調査を実施した遺跡についてまとめたものです。

今回、周知の遺跡中、台崎Ｅ遺跡・向山Ｄ遺跡・寺屋敷遺跡・下ノ屋遺跡において、それぞれ初めて調査が実施されました。三島の地は、先述のとおり未開の地ではなく、各時代の人々により積極的に開拓されてきたことで歴史ある地となった一方で、現代においては土地開発などが進むことが過去との結びつきを断ち切る要因ともなっています。そこで三島市教育委員会は、先人がこの地に残した多くの遺産を後世に継承できるよう、様々な施策を実施して保存・活用するため、日々の調査と記録保存に努めています。

本書が、考古学研究の資料としてのみならず、市民の皆様の郷土史理解の一助としてご活用いただければ望外の幸せと存じます。最後に発掘調査、遺物整理事業にご理解とご協力を頂いた関係各機関、各位に深く感謝申し上げ、刊行のことばといたします。

平成29年３月

三島市教育委員会
教育長　西　島　玉　枝

例　　言

1．本書は、平成27年度と平成28年度に実施した市内遺跡整理事業の報告書である。

2．本事業は、平成27年４月１日より平成29年３月31日まで実施した。事業経費は総額418,217円である。

3．各遺跡の調査に係わる詳細データは、各報告冒頭に例言として記載した。

4．本報告書の遺物整理は芦川・辻が整理作業員を指揮して実施し、その作業分担は各報告の例言に記載した。また、原稿執筆は以下の各調査担当学芸員が実施した。

第１章　確認調査(平成25年度)　第１節～第18節 …… 芦川忠利
第２章　確認調査(平成26年度)　第１～５・７・10・13・15～19節 …… 辻　真人
第２章　確認調査(平成26年度)　第６・８・９・11・12・14節 …… 寺田光一郎
第２章　確認調査(平成26年度)　第20節 …… 芦川忠利

5．本報告書掲載の調査資料は、すべて三島市教育委員会に保管されており、資料貸し出しの用意がある。また、本書の複製は、文化財の保護、教育普及、公開活用、学術研究が目的の場合にかぎり、著作権者の承認を得ずに利用することが出来る。ただし、出典を明記する必要がある。

6．遺跡の調査、遺物整理では次の方々に御教示いただいた。厚く御礼申し上げる次第である。

文化庁・静岡県教育委員会・静岡県教育委員会文化財保護審議委員
三島市文化財保護審議委員・富士宮市教育委員会・富士市教育委員会・沼津市教育委員会
函南町教育委員会・伊豆の国市
大塚初重・和田清吾・向坂鋼二・瀬川裕一郎・佐野五十三・井鍋誉之・滝沢　誠・渡井英誉
山内昭二・鈴木敏中・岡本範之・前嶋秀張・笹原芳郎・高尾好之・池谷信之・広瀬高文
長野康敏・池谷初恵・笹原千賀子・馬飼野行雄　（順不同・敬称略）

7．埋蔵文化財関係事務局

【平成25年度】		【平成26年度】	
教育長	西島　玉枝	教育長	西島　玉枝
教育部長	杉山　孝二	教育部長	佐野　康仁
教育部参事	宮澤　正敏	文化振興課　課長	横山登志男
文化振興課　課長補佐	池田　健二	文化振興課　主幹	芦川　忠利
文化振興係　主任	橋本　泰浩	文化振興係　係長	岡村　秀一
文化振興係　主査	石井　章代	文化振興係　主任	橋本　泰浩
文化振興係　主事	鈴木和可子	文化振興係　副主任	石井　章代
文化振興係　臨時職員	鈴木瑠美子	文化振興係　主事補	小柴　昂之
文化財係　主任学芸員	芦川　忠利	文化振興係　臨時職員	鈴木瑠美子
文化財係　主任学芸員	辻　真人	文化財係　主任学芸員	辻　真人
文化財係　主任学芸員	寺田光一郎	文化財係　主任学芸員	寺田光一郎
文化財係　臨時職員	渡辺　薫	文化財係　臨時職員	渡辺　薫
文化財係　臨時職員	矢田香緒里	文化財係　臨時職員	伊庭美紀子
文化財係　整理作業員	伊庭美紀子	文化財係　臨時職員	矢田香緒里

8．平成25年度本書掲載遺跡の位置は下図のとおりである。（承認番号　平18総複　第120号）

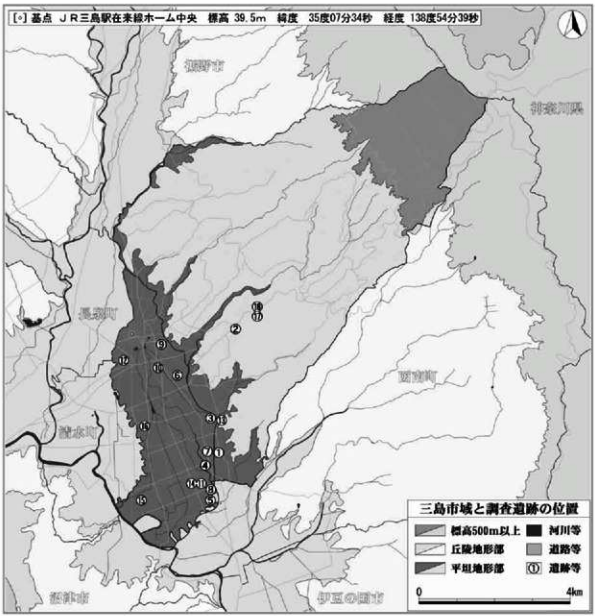

確認調査（平成25年度）

①．上阿弥陀遺跡 第３地点	②．初音ヶ原Ｂ遺跡 第16地点	③．壱町田遺跡 第３地点
④．西遺跡 第６地点	⑤．堀込遺跡 第６地点	⑥．上才塚遺跡 第７地点
⑦．下久保遺跡 第３地点	⑧．安久奥屋敷遺跡 第３地点	⑨．塔ノ森廃寺 第８地点
⑩．三島代官所跡 第４地点	⑪．伊勢堰遺跡 第14地点	⑫．伊豆国分寺跡 第11地点
⑬．向山古墳群 第18地点	⑭．伊勢堰遺跡 第15地点	⑮．長伏遺跡 第６地点
⑯．元町田遺跡 第２地点	⑰．塚原初音原遺跡 第３地点	⑱．塚原初音原遺跡 第４地点

9．平成26年度本書掲載遺跡の位置は下図のとおりである。（承認番号　平18総複　第120号）

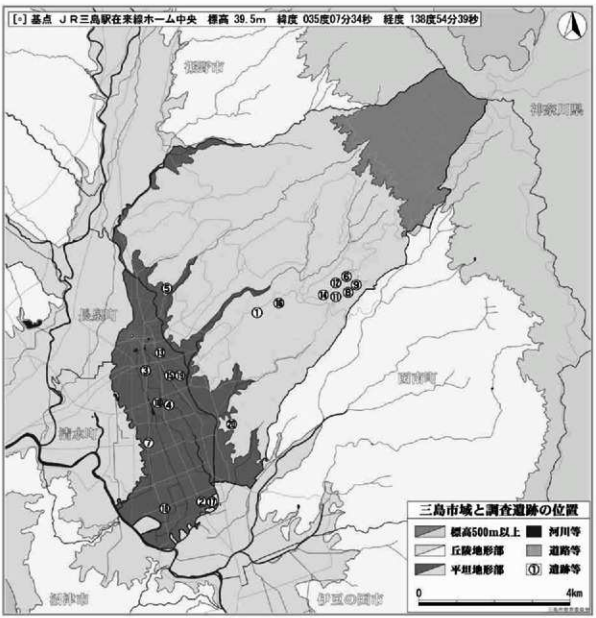

確認調査（平成26年度）

①．塚原初音原遺跡 第３地点
②．堀込遺跡 第７地点
③．三島御殿跡 第８地点
④．青木原遺跡 第９地点
⑤．千枚原Ａ遺跡 第５地点
⑥．笹原後Ｂ遺跡 第２地点
⑦．平田Ａ遺跡 第３地点
⑧．台崎Ｅ遺跡 第１地点
⑨．向山Ｄ遺跡 第１地点
⑩．富田町遺跡 第３地点
⑪．笹原後Ｅ遺跡 第２地点
⑫．笹原後Ｃ遺跡 第４地点
⑬．塔ノ森廃寺 第９地点
⑭．笹原後Ｆ遺跡 第４地点
⑮．上才塚遺跡 第８地点
⑯．寺屋敷遺跡 第１地点
⑰．堀込遺跡 第８地点
⑱．下ノ屋遺跡 第１地点
⑲．上才塚遺跡 第９地点
⑳．向山古墳群 第19地点

目　　次

序　文
例　言
目　次
挿図目次
図版目次

第１章　確認調査（平成25年度）……1
第１節　上阿弥陀遺跡 第３地点……3
第２節　初音ヶ原Ｂ遺跡 第16地点……6
第３節　壱町田遺跡 第３地点……10
第４節　西遺跡 第６地点……13
第５節　堀込遺跡 第６地点……16
第６節　上才塚遺跡 第７地点……19
第７節　下久保遺跡 第３地点……22
第８節　安久奥屋敷遺跡 第３地点……25
第９節　塔ノ森廃寺 第８地点……28
第10節　三島代官所跡 第４地点……31
第11節　伊勢堰遺跡 第14地点……34
第12節　伊豆国分寺跡 第11地点……37
第13節　向山古墳群 第18地点……40
第14節　伊勢堰遺跡 第15地点……43
第15節　長伏遺跡 第６地点……46
第16節　元町田遺跡 第２地点……49
第17節　塚原初音原遺跡 第３地点……52
第18節　塚原初音原遺跡 第４地点……54

第２章　確認調査（平成26年度）……57
第１節　塚原初音原遺跡 第３地点……59
第２節　堀込遺跡 第７地点……62
第３節　三島御殿跡 第８地点……65
第４節　青木原遺跡 第９地点……68
第５節　千枚原Ａ遺跡 第５地点……71
第６節　笹原後Ｂ遺跡 第２地点……74
第７節　平田Ａ遺跡 第３地点……77
第８節　台崎Ｅ遺跡 第１地点……80
第９節　向山Ｄ遺跡 第１地点……83
第10節　富田町遺跡 第３地点……86
第11節　笹原後Ｅ遺跡 第２地点……89
第12節　笹原後Ｃ遺跡 第４地点……92
第13節　塔ノ森廃寺 第９地点……95
第14節　笹原後Ｆ遺跡 第４地点……98
第15節　上才塚遺跡 第８地点……101
第16節　寺屋敷遺跡 第１地点……104
第17節　堀込遺跡 第８地点……107
第18節　下ノ屋遺跡 第１地点……110
第19節　上才塚遺跡 第９地点……113
第20節　向山古墳群 第19地点……116

挿図目次

第１章　確認調査（平成25年度）

第１節　上阿弥陀遺跡 第３地点（№446）

【挿図】

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）…… 3
第２図　調査地点の位置（1/2,500）…… 4
第３図　トレンチ配置と断面図・遺物実測図
（1/200・1/20・1/3）…… 5

第２節　初音ヶ原Ｂ遺跡 第16地点（№327）

【挿図】

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）…… 6
第２図　調査地点の位置（1/5,000）…… 7
第３図　トレンチ配置と断面図１（1/1,000・1/20）… 8
第４図　断面図２（1/20）…… 9

第３節　春町田遺跡 第３地点（№407）

【挿図】

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）…… 10
第２図　調査地点の位置（1/2,500）…… 11
第３図　トレンチ配置と断面図（1/400・1/20）…… 12

第４節　西遺跡 第６地点（№450）

【挿図】

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）…… 13
第２図　調査地点の位置（1/2,500）…… 14
第３図　トレンチ配置と断面・平面図（1/200・1/20）… 15
第４図　出土遺物（1/3）…… 15

第５節　堀込遺跡 第６地点（№465）

【挿図】

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）…… 16
第２図　調査地点の位置（1/2,500）…… 17
第３図　トレンチ配置と断面図（1/1,000・1/30）…… 18

第６節　上才塚遺跡 第７地点（№477）

【挿図】

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）…… 19
第２図　調査地点の位置（1/2,500）…… 20
第３図　トレンチ配置と断面図（1/200・1/20）…… 21
第４図　出土遺物（1/3）…… 21

第７節　下久保遺跡 第３地点（№448）

【挿図】

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）…… 22
第２図　調査地点の位置（1/2,500）…… 23
第３図　トレンチ配置と断面図（1/400・1/20）…… 24

第８節　安久奥屋敷遺跡 第３地点（№459）

【挿図】

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）…… 25
第２図　調査地点の位置（1/2,500）…… 26
第３図　トレンチ配置図と断面図（1/400・1/20）…… 27

第９節　塔ノ森廃寺 第８地点（№348）

【挿図】

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）…… 28
第２図　調査地点の位置（1/2,500）…… 29
第３図　トレンチ配置と断面図（1/400・1/20）…… 30

第10節　三島代官所跡 第４地点（№350）

【挿図】

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）…… 31
第２図　調査地点の位置（1/2,500）…… 32
第３図　トレンチ配置と断面図（1/200・1/20）…… 33

第11節　伊勢堰遺跡 第14地点（No.460）

【挿図】

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）…… 34
第２図　調査地点の位置（1/2,500）…… 35
第３図　トレンチ配置と断面図（1/300・1/20）…… 36

第12節　伊豆国分寺跡 第11地点（No.356）

【挿図】

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）…… 37
第２図　調査地点の位置（1/2,500）…… 38
第３図　トレンチ配置と断面図（1/300・1/20）…… 39

第13節　向山古墳群 第18地点（No.424）

【挿図】

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）…… 40
第２図　調査地点の位置（1/5,000）…… 41
第３図　トレンチ配置図（1/400）…… 42

第14節　伊勢堰遺跡 第15地点（No.460）

【挿図】

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）…… 43
第２図　調査地点の位置（1/2,500）…… 44
第３図　トレンチ配置と断面図（1/300・1/20）…… 45

第15節　長伏遺跡 第６地点（No.463）

【挿図】

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）…… 46
第２図　調査地点の位置（1/2,500）…… 47
第３図　トレンチ配置と断面図（1/1,000・1/20）…… 48

第16節　元町田遺跡 第２地点（No.414）

【挿図】

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）…… 49
第２図　調査地点の位置（1/2,500）…… 50
第３図　グリッド配置と断面図（1/300・1/20）…… 51

第17節　塚原初音原遺跡 第３地点（No.239）

【挿図】

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）…… 52
第２図　調査地点の位置（1/2,500）…… 53
第３図　トレンチ配置図（1/1,000）…… 53

第18節　塚原初音原遺跡 第４地点（No.239）

【挿図】

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）…… 54
第２図　調査地点の位置（1/2,500）…… 55
第３図　トレンチ配置と断面図（1/500・1/20）…… 56

第２章　確認調査（平成26年度）

第１節　塚原初音原遺跡 第３地点（No.239）

【挿図】

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）…… 59
第２図　調査地点の位置（1/2,500）…… 60
第３図　トレンチ配置とトレンチ北壁断面図
（1/1,000・1/20）…… 61

第２節　堀込遺跡 第７地点（No.465）

【挿図】

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）…… 62
第２図　調査地点の位置（1/2,500）…… 63
第３図　トレンチ配置と２トレンチ北壁断面図
（1/600・1/20）…… 64

第３節　三島御殿跡 第８地点（No.354）

【挿図】

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）…… 65
第２図　調査地点の位置（1/2,500）…… 66
第３図　トレンチ配置とトレンチ北壁断面図
（1/300・1/20）…… 67

第４節　青木原遺跡 第９地点（No.368）

【挿図】

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）…… 68
第２図　調査地点の位置（1/2,500）…… 69
第３図　トレンチ配置とトレンチ北壁断面図
（1/300・1/20）…… 70

第５節　千枚原Ａ遺跡 第５地点（No.130）
【挿図】
第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）…… 71
第２図　調査地点の位置（1/2,500）…… 72
第３図　トレンチ配置とトレンチ北壁断面図
（1/300・1/20）…… 73

第６節　笹原後Ｂ遺跡 第２地点（No.278）
【挿図】
第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）…… 74
第２図　調査地点の位置（1/2,500）…… 75
第３図　グリッド配置と１グリッド西壁断面図
（1/1,000・1/30）…… 76

第７節　平田Ａ遺跡 第３地点（No.429）
【挿図】
第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）…… 77
第２図　調査地点の位置（1/2,500）…… 78
第３図　トレンチ配置とトレンチ北壁断面図
（1/300・1/20）…… 79

第８節　台崎Ｅ遺跡 第１地点（No.279）
【挿図】
第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）…… 80
第２図　調査地点の位置（1/2,500）…… 81
第３図　グリッド配置と１グリッド西壁断面図
（1/1,000・1/30）…… 82

第９節　向山Ｄ遺跡 第１地点（No.276）
【挿図】
第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）…… 83
第２図　調査地点の位置（1/2,500）…… 84
第３図　グリッド配置と21グリッド北壁断面図
（1/1,000・1/40）…… 85

第10節　富田町遺跡 第３地点（No.369）
【挿図】
第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）…… 86
第２図　調査地点の位置（1/2,500）…… 87
第３図　トレンチ配置と２トレンチ東壁断面図
（1/1,000・1/30）…… 88

第11節　笹原後Ｅ遺跡 第２地点（No.283）
【挿図】
第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）…… 89
第２図　調査地点の位置（1/2,500）…… 90
第３図　グリッド配置と13グリッド北壁断面図
（1/1,000・1/30）…… 91

第12節　笹原後Ｃ遺跡 第４地点（No.281）
【挿図】
第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）…… 92
第２図　調査地点の位置（1/2,500）…… 93
第３図　グリッド配置と１グリッド北壁断面図
（1/1,000・1/40）…… 94

第13節　塔ノ森廃寺 第９地点（No.348）
【挿図】
第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）…… 95
第２図　調査地点の位置（1/2,500）…… 96
第３図　トレンチ配置とトレンチ東壁断面図
（1/300・1/20）…… 97

第14節　笹原後Ｆ遺跡 第４地点（No.286）
【挿図】
第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）…… 98
第２図　調査地点の位置（1/2,500）…… 99
第３図　グリッド配置と１グリッド西壁断面図
（1/1,000・1/30）…… 100

第15節　上才塚遺跡 第８地点（No.477）
【挿図】
第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）…… 101
第２図　調査地点の位置（1/2,500）…… 102
第３図　トレンチ配置とトレンチ北壁断面図
（1/300・1/20）…… 103

第16節　寺屋敷遺跡 第１地点（No.234）
【挿図】
第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）…… 104
第２図　調査地点の位置（1/2,500）…… 105
第３図　トレンチ配置とトレンチ北壁断面図
（1/500・1/20）…… 106

第17節　堀込遺跡 第８地点（No465）

【挿図】

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）…… 107
第２図　調査地点の位置（1/2,500）…… 108
第３図　トレンチ配置とトレンチ北壁断面図
（1/400・1/20）…… 109

第18節　下ノ屋遺跡 第１地点（No470）

【挿図】

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）…… 110
第２図　調査地点の位置（1/2,500）…… 111
第３図　トレンチ配置と３トレンチ東壁断面図
（1/1,000・1/20）…… 112

第19節　上才塚遺跡 第９地点（No477）

【挿図】

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）…… 113
第２図　調査地点の位置（1/2,500）…… 114
第３図　トレンチ配置とトレンチ北壁断面図
（1/400・1/20）…… 115

第20節　向山古墳群 第19地点（No424）

【挿図】

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）…… 116
第２図　調査地点の位置（1/5,000）…… 117
第３図　トレンチ配置図（1/400）…… 118

図版目次

第１章　確認調査（平成25年度）

図版１　上阿弥陀遺跡 第３地点
１．調査前
２．調査風景
３．完掘
４．断面
５．完了
６．出土遺物

図版２　初音ヶ原Ｂ遺跡第16地点
１．調査前
２．調査風景
３．完掘
４．断面１Ｔ
５．断面２Ｔ
６．断面３Ｔ

図版３　初音ヶ原Ｂ遺跡第16地点
１．断面４Ｔ
２．断面５Ｔ
３．断面６Ｔ
４．断面７Ｔ
５．埋め戻し
６．完了

図版４　壱町田遺跡 第３地点
１．調査前
２．調査風景
３．完掘
４．断面
５．埋め戻し
６．完了

図版５　西遺跡 第６地点
１．調査前
２．調査風景
３．完掘
４．断面
５．埋め戻し
６．完了

図版６　堀込遺跡 第６地点
１．調査前
２．調査風景
３．完掘
４．断面
５．埋め戻し
６．完了

図版７　上才塚遺跡 第７地点
１．調査前
２．調査風景
３．完掘
４．断面
５．埋め戻し
６．表面採集遺物

図版８　下久保遺跡 第３地点
１．調査前
２．調査風景
３．完掘
４．断面
５．埋め戻し
６．完了

図版９　安久奥屋敷遺跡 第３地点
１．調査前
２．調査風景
３．完掘
４．断面
５．埋め戻し
６．完了

図版10　塔ノ森廃寺 第８地点
１．調査前
２．調査風景
３．完掘
４．断面
５．埋め戻し
６．完了

図版11　三島代官所跡 第４地点
１．調査前
２．調査風景
３．完掘
４．断面１
５．断面２

図版12　伊勢堰遺跡 第14地点
１．調査前
２．調査風景
３．完掘
４．断面
５．埋め戻し
６．完了

図版13　伊豆国分寺跡 第11地点
１．調査前
２．調査風景
３．完掘
４．断面
５．埋め戻し
６．完了

図版14　向山古墳群 第18地点
１．調査前
２．石材移動
３．完掘
４．断面
５．完掘
６．断面

図版15　向山古墳群 第18地点
１．断面
２．断面
３．断面
４．断面

5．埋め戻し
6．完了
図版16　伊勢堰遺跡 第15地点
1．調査前
2．調査風景
3．完掘
4．断面
5．埋め戻し
6．完了
図版17　長伏遺跡 第６地点
1．調査前
2．調査中
3．完掘
4．断面
5．埋め戻し
6．完了
図版18　元町田遺跡 第２地点
1．調査前
2．調査風景
3．完掘
4．断面
5．埋め戻し
6．完了
図版19　塚原初音原遺跡第３地点
1．調査前
2．調査中
図版20　塚原初音原遺跡第４地点
1．調査前
2．調査風景
3．完掘
4．断面
5．埋め戻し
6．完了

第２章　確認調査（平成26年度）

図版21　塚原初音原遺跡第３地点
1．調査前
2．調査風景
3．完掘
4．断面
5．埋め戻し
6．完了
図版22　堀込遺跡 第７地点
1．調査前
2．調査風景
3．完掘
4．断面
5．埋め戻し
6．完了
図版23　三島御殿跡 第８地点
1．調査前
2．調査風景
3．調査風景
4．完掘
5．断面
6．完了
図版24　青木原遺跡 第９地点
1．調査前
2．調査風景
3．調査風景
4　完掘
5．断面
6．工事立会い
図版25　千枚原Ａ遺跡 第５地点
1．調査前
2．調査風景
3．完掘
4．断面
5．埋め戻し
6．完了
図版26　笹原後Ｂ遺跡 第２地点
1．調査前
2．調査風景
3．完掘（７グリッド）
4．完掘（10グリッド）
5．断面（１グリッド）
6．断面（６グリッド）
図版27　平田Ａ遺跡 第３地点
1．調査前
2．調査風景
3．断面
4．断面
5．埋め戻し
6．工事立会い
図版28　台崎Ｅ遺跡 第１地点
1．調査前
2．調査風景
3．調査風景
4．完掘（１グリッド）
5．完掘（４グリッド）
6．断面（２グリッド）
図版29　向山Ｄ遺跡 第１地点
1．調査前
2．調査風景
3．調査風景
4．完掘（４グリッド）
5．断面（19グリッド）
6．断面（21グリッド）
図版30　富田町遺跡 第３地点
1．調査前
2．調査風景
3．完掘
4．断面
5．埋め戻し
6．埋め戻し
図版31　笹原後Ｅ遺跡 第２地点
1．調査前
2．調査風景
3．断面（１グリッド）

4．断面（3グリッド）
5．断面（6グリッド）
6．断面（13グリッド）
図版32　笹原後C遺跡 第4地点
1．調査前
2．調査風景
3．完掘（6グリッド）
4．完掘（13グリッド）
5．断面（3グリッド）
6．断面（9グリッド）
図版33　塔ノ森廃寺 第9地点
1．調査前
2．調査風景
3．完掘
4．断面
5．完了
6．工事立会い
図版34　笹原後F遺跡 第4地点
1．調査前
2．調査風景
3．完掘
4．断面（1グリッド）
5．断面（3グリッド）
6．埋め戻し
図版35　上才塚遺跡 第8地点
1．調査前
2．調査風景
3．完掘
4．断面
5．埋め戻し
6．完了
図版36　寺屋敷遺跡 第1地点
1．調査前
2．調査風景
3．完掘
4．断面
5．埋め戻し
6．完了
図版37　堀込遺跡 第8地点
1．調査前
2．調査風景
3．完掘
4．断面
5．埋め戻し
6．完了
図版38　下ノ屋遺跡 第1地点
1．調査前
2．調査風景
3．完掘
4．断面
5．埋め戻し
6．完了
図版39　上才塚遺跡 第9地点
1．調査前
2．調査風景
3．完掘
4．断面
5．埋め戻し
6．完了
図版40　向山古墳群 第19地点
1．調査前
2．調査風景
3．完掘
4．断面
5．現地調査
6．埋め戻し

第1章
確認調査
（平成25年度）

例　　言

1．本報告は、平成25年度に実施した確認調査についての報告である。
2．確認調査は、国・県補助金を得て三島市教育委員会が実施したものである。
3．確認調査における整理作業は、調査担当の指示の元に整理作業員が実施し、執筆は基本的に担当者が行った。各節の作業分担は以下のとおりである。
　第１～18節　芦川忠利（調査・挿図図版・写真図版）　伊庭（図化）　須原・芦川（執筆）

凡　　例

1．遺構・遺物の縮尺
　遺構図1/200～1/500・1/1,000　　断面図1/20～40
2．実測図の標高は海抜高度を示すが、それ以外は事業地基準点からのマイナス深度である。
3．透明度の表示
　各色20%表示を基本とする。
4．第１～６節に表示される層位の色調RGB数値は、赤緑青の濃さを０～255の256段階で計測数値化したものである。その手順は以下のとおりである。
　A．断面をデジタルカメラで撮影する。
　　断面に太陽光が正面からあたる時間帯を基本とする。
　　影の発生を抑えるため薄曇時の撮影を基本とする。
　　撮影後色調補正をするために、三原色パターンと伴に撮影する。
　B．フォトショップでデジタル画像を計測する。
　　断面部分のレベル補正後、三原色パターンに基づき色調補正をする。
　　各層位毎数カ所を指先ツール（強さ50%）で混ぜて色の平均化をする。
　　スポイトツールで色調を吸い取り、カラーピッカー数値を読み取る。
　Rは赤、Gは緑、Bは青で数値は３桁で表示した。RGB表示の設定ができるソフトウェアーならば、層位色調の再現が画面上で可能である。

第１節　上阿弥陀遺跡　第３地点（№446）

１．調査の経緯と経過

この調査は、個人住宅新築工事に伴う上阿弥陀遺跡第３地点の確認調査である。遺跡照会は、平成25年５月28日、小永井建築設計事務所により代理照会があり、事業地は周知遺跡範囲（№446）と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。平成25年５月29日付で三島市教育委員会に対する調査依頼書・土地所有者承諾書（事業主）の提出を期に計画書を策定（５月30日決裁）となった。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第１項の規定により静岡県教育委員会と事業者に６月４日付、三教文第62・61号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代・時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は、６月５日に開始、１か所のトレンチに作業員２名を投入して遺構・遺物の検出につとめ、同日実働１日間で完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、埋蔵文化財発掘の届出書を、同日、三教文72号で同封進達した。正式な終了報告は６月７日付、三教文第71・70号により静岡県教育委員会と事業者に報告した。同日、法第93条第１項に添付する副申を三教文第73号で同封送付した。埋蔵物の埋蔵文化財保管証と発見届を６月７日付、三教文第74・75号で送付した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、６月14日付、教文第490号で工事立会いの通知があり、事業者に送付（６月19日付、三教文89号）し、８月14日に工事中の立会い調査を行った。埋蔵文化財の認定は、７月３日付、静三計第88号で通知（県認定通知６月24日付、教文第523号写し）があった。調査結果の概要は、三島市文化財年報第26・27号（2015）で報告している。

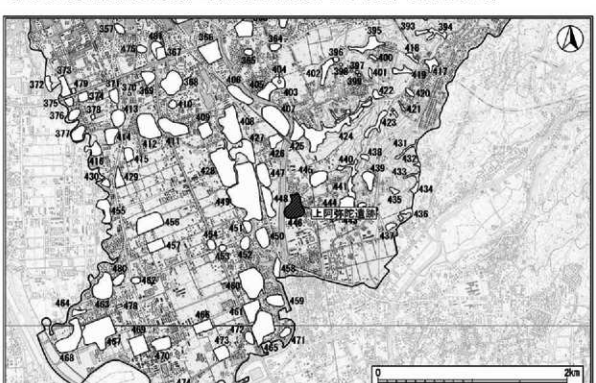

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）　三島市教育委員会

2．遺跡の立地と周辺の調査例（第１・２図）

上阿弥陀遺跡は、JR三島駅を基点とする南東（S-35°-E）の方向性へ3.92㎞、標高14.5m前後に位置する。国土座標データは緯度35度05分49.35秒、経度138度56分07.19秒を中心点とする。

遺跡は、箱根西麓と三島扇状地形の接線付近を流下する大場川左岸の微高地に展開する。現況の大場川は河川のショートカットがすでに完了して直線的な線形の流路となっているが、大正期までは標高30mを境に大きく蛇行して河岸段丘低地と半島状微高地が両岸に連続する地域であった。上阿弥陀遺跡も半島状微高地上の比較的安定した地形上に展開する遺跡で事業地が遺跡範囲南西端部と重複関係に当たるため調査の対象となった。本河川は、戦中より河川改修事業が多く行われてきたが、発掘調査を伴わない時期の事業であったため当該地域の調査例は比較的に少なく、今回で３件目の調査例となる。

第１地点は、平成元年に事業者の新社屋建設工事に伴い試掘・確認調査と本調査を連続した調査例で、弥生～奈良・平安時代を主体とする中世までの遺跡が発見された。遺構は溝遺構が主体を占め、田方条里方向を指向した平安時代初期の溝跡が残されていた。遺物の出土量から周辺地に該期の遺物集中域等が存在すると考えられ、道を挟んだ東側の微高地上には集落域が展開する可能性が高いと考えられている。発掘調査の詳細は「上阿弥陀遺跡」(1991) で報告が成されている。第２地点は、平成24年度個人住宅建設に伴う試掘・確認調査の調査例で、古墳～奈良時代の細片遺物の出土が微量認められたものの、断面部分が丸みを帯び、鉄分の沈着も認められたことより、遺跡中心地を外れた地域ないしは、上流域の遺跡遺物が流入してきたものと判断した。遺構のプランは検出できず、第２地点は遺跡範囲中の空白域と判断した。

周辺の他遺跡調査例では、御殿川上流部を代表して弥生時代～平安時代までの集落跡と墓域のNo.408金沢遺跡、弥生時代～平安時代の大規模な集落跡のNo.449中島Ｂ遺跡がある。それぞれ金沢遺跡（1993）・中島上舞台遺跡（1983）と三島市埋蔵文化財発掘調査報告Ⅸ（2004）で報告済みである。下流部では、No.460伊勢堰遺跡、No.461箱根田遺跡、No.471安久遺跡が代表となる。伊勢堰遺跡と箱根田遺跡は、埋没する流路を介し

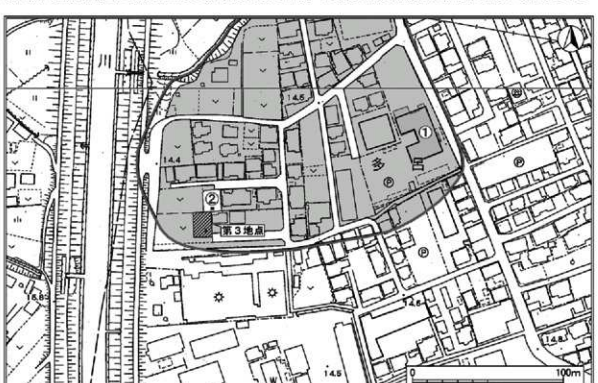

第２図　調査地点の位置（1/2,500）

三島市教育委員会

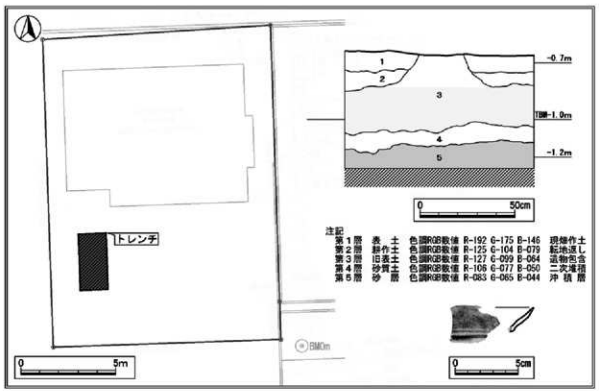

第３図　トレンチ配置と断面図・遺物実測図（1/200・1/20・1/3）　　三島市教育委員会

て有機的につながる奈良時代～平安時代の集落跡と祭祀跡の発掘調査事例で、箱根田遺跡（2003）・伊勢堰遺跡（2010）が遺跡を代表する報告書である。安久遺跡は弥生時代～平安時代の集落跡で安久遺跡（1989）において詳細に報告が成されている。

３．調査の概要

トレンチ配置と層序（第３図）

確認調査はトレンチ調査法を利用し、事業地を10mの方眼で区画しその中に1.5m×３m（4.5㎡）規模のものを１か所（4.5㎡）に設営した。事業地面積197.91㎡に対する試掘率は2.27％であった。調査は、重機による無遺物層の排除後、作業員による排土と各層位ごと精査を繰り返した。断面は、トレンチ北壁を利用して表土下0.65mまでの沖積砂層を確認した。調査時における各層位の観察結果は、第３図に示すとおりで、出土遺物は１点である。

４．まとめ

確認調査の結果、上阿弥陀遺跡第３地点は少量の遺物（古墳時代～奈良時代の摩耗した土器）を出土するが、それに伴う遺構は一切検出できなかった。事業地は遺跡立地の好適地である河川微高地にあるが、遺跡中心地から若干外れた位置関係にあることが理解できた。この結果、市段階では事業地の大部分が遺跡範囲中の空白域と理解したが、周辺には集落跡の展開した地域が遺存する可能性があると判断した。

以上により、今回の確認調査で近接地が集落跡である可能性が高くなったが、その遺存範囲は限定的と考えられ事業地は遺跡範囲中の遺物散布域であることが確認できた。

第２節　初音ヶ原Ｂ遺跡　第16地点（№327）

１．調査の経緯と経過

この調査は、土地売買に伴う初音ヶ原Ｂ遺跡第16地点の確認調査である。遺跡照会は、平成25年５月18日、㈲ミヤ企画により代理照会があり、事業地は周知遺跡範囲初音ヶ原Ｂ遺跡（№327）と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。平成25年７月５日付で三島市教育委員会に対する調査依頼書・土地所有者承諾書（事業主）の提出を期に計画書を策定（７月９日決裁）となった。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第１項の規定により静岡県教育委員会と事業者に７月９日付、三教文第103・104号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は７月10日に開始、７か所のトレンチに作業員２名を投入して遺構・遺物の検出につとめ、７月12日実働３日間で完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は７月19日付、三教文第108・109号により静岡県教育委員会と事業者に報告した。報告では、隣接地深層部に旧石器時代から縄文時代の遺跡が展開することが確実なため、今後の開発が遺跡保護層を超えて行われる場合は発掘調査が必要であることを周知した。これにより、遺跡保護に関わる協定書を土地所有者との間で締結し、次回土地利用変更時には、条件付で申請が必要なことを通知した。

埋蔵文化財発掘の届出書は、平成26年２月27日付、三教文308号で同封進達した。平成26年２月27日付、法第93条第１項に添付する副申を三教文第309号で同封送付した。事業地は遺跡保護層の設定できる調査例であったため、７月19日決裁、８月１日締結の遺跡保護に関わる協定関係を事業主と三島市教育委員会の間

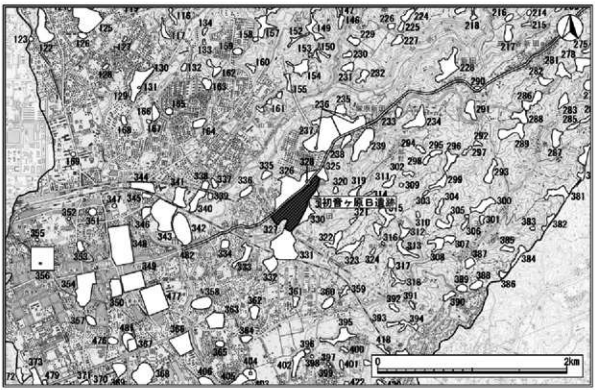

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）　三島市教育委員会

で結んだ。静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成26年３月４日付、教文第1910号で工事立会いの通知（受理３月７日）があり、事業者に送付（３月11日付、三教文第327号）したが、平成28年３月現在工事の実施に至らず、現状のままの状況である。調査結果の概要は、三島市文化財年報第26・27号（2015）で報告している。

２．遺跡の立地と周辺の調査例（第１・２図）

初音ヶ原Ｂ遺跡第16地点は、JR三島駅の東（E-3°-N）の方向性へ2.76km、標高102m前後に位置する。国土座標データは緯度35度07分39.60秒、経度138度56分29.02秒を中心点とする。

遺跡は、山田川と夏梅木川の浸食により既定される尾根鞍部全域に展開し、初音ヶ原Ａ遺跡とは同一の遺跡であるが、便宜上国道１号を境として分離して管理している。事業地が遺跡範囲南西端部と重複するため調査の対象となった。箱根山西麓域は後期旧石器時代から縄文時代の遺跡密集地域で本遺跡は、都市計画道路インターチェンジ建設等の比較的大規模な発掘調査が行われてきた遺跡である。特に後期旧石器時代の遺跡は集落域と狩猟域の遺構が各層位別に重層的な検出が認められる遺跡で、落とし穴状の土坑が直線的・弧状に複数列配置された出土例は全国的に見ても秀逸である。遺跡は過去15例の大小調査例があり、今回は第16地点と呼称する。

主な調査例は、平成６～８年の第３～６地点であり、３文化層とブロック54基、礫群６基、配石10基、土坑46基（縄文11基含む）を検出し、Ａ遺跡と伴に後期旧石器時代・縄文時代を主体とする集落跡・狩猟域と認識される。調査の詳細は初音ヶ原遺跡（1999）で報告が成されている。その他は民間事業３件・宅地造成２件・集合住宅１件・個人住宅４件が記録され、それぞれ埋蔵文化財発掘調査報告Ⅲ（1994）・Ⅵ（1998）、Ⅷ（2003）、Ⅺ（2006）、ⅩⅣ（2009）、ⅩⅥ（2011）と初音ヶ原Ｂ遺跡第４地点（2002）で報告が成されている。

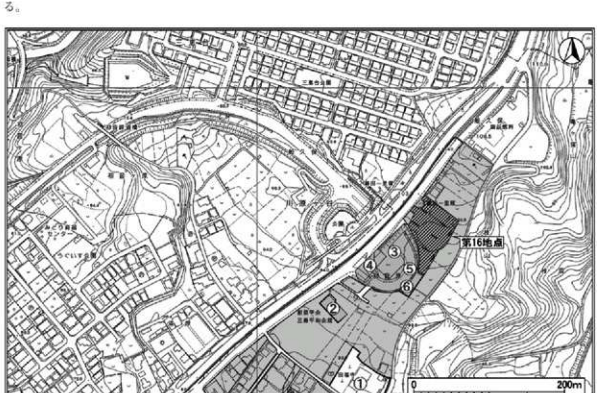

第２図　調査地点の位置（1/5,000）　三島市教育委員会

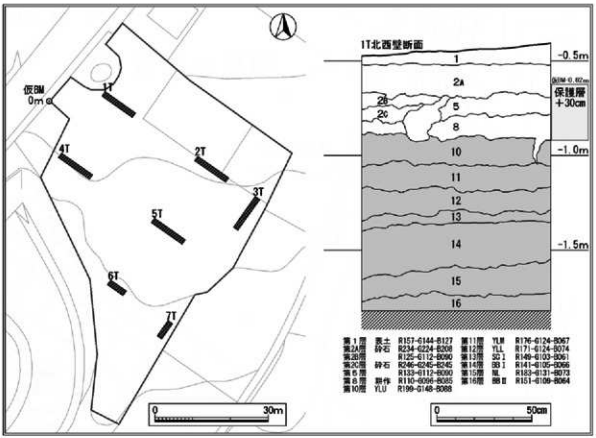

第３図　トレンチ配置と断面図１（1/1,000･1/20）　　三島市教育委員会

３．調査の概要

トレンチ配置と層序（第３図）

確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地を20m間隔の方眼で区画、その中に1.5m×10～５m（90㎡）規模のものを７か所に設営した。事業地面積3,504㎡に対する試掘率は2.57％であった。調査は、重機による無遺物層の排除後、作業員による各層位ごとの精査を繰り返した。断面は、１Tトレンチ北西壁を利用して表土下1.42mの第Ⅱ黒色帯まで確認した。

４．まとめ

確認調査の結果、初音ヶ原Ｂ遺跡第16地点は旧石器時代の遺構・遺物の検出は隣地調査により明らかであるが、トレンチ北西壁の断面観察から、縄文時代以降の包含層は営農等により既に破壊消失していることが認められた。遺構・遺物は旧石器時代最上位の休場層上部（YLU・第10層）から遺跡が遺存することが確定したが、調査により遺跡が破壊されることを回避するため、それ以下の層位はあえて確認しなかった。各トレンチの層序と無為物層の深度及び遺跡保護層のレベルは第３図、第４図に標記したとおりである。

事業実施時には遺跡保護層＋30cm上面までの掘削深度での開発は可能と考えられるが、それを越える掘削が伴う場合は発掘調査が必要と判断し、土地所有者と遺跡保護に関わる協定書を締結して完了している。

付記　平成26年１月21日、事業地北側にある国指定史跡錦田一里塚の樹木に関して、剪定が可能であるか打診があった。事業地の接道は国道１号であり、事業展開を事務所兼トラック駐車場で利用する場合、一里塚樹木榎の枝が邪魔になる可能性があるとのことであった。同時に樹木の根に対する影響を心配する発言があった。

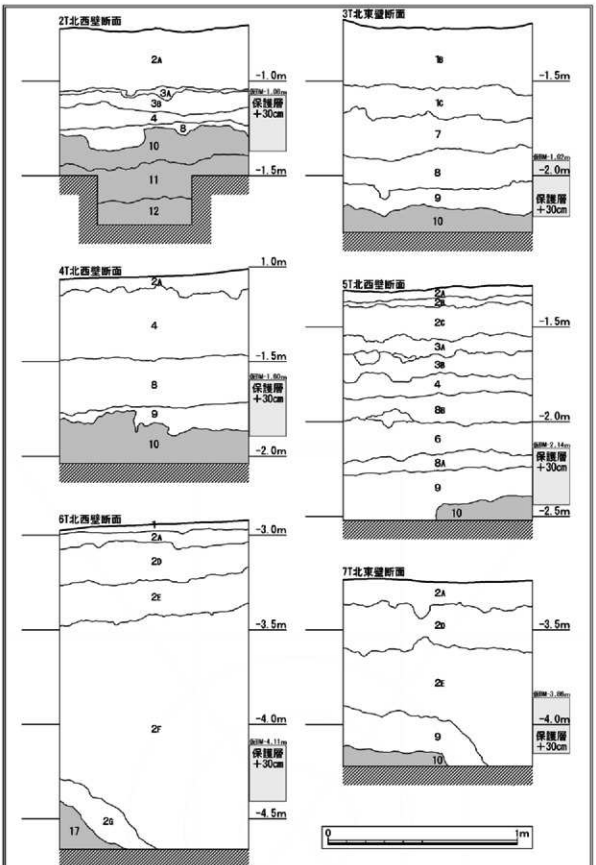

第４図　断面図２（1/20）

三島市教育委員会

第３節　壱町田遺跡　第３地点（№407）

１．調査の経緯と経過

この調査は、住起産業㈱による中宅地造成に伴う壱町田遺跡第３地点の確認調査である。遺跡照会は、平成25年７月30日、住起産業㈱により代理照会があり、事業地は周知遺跡範囲（№407）と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。平成25年８月８日付で三島市教育委員会に対する調査依頼書・土地所有者承諾書（事業主）の提出を期に計画書を策定（８月８日決裁）となった。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は、８月14日に開始、３か所のトレンチに作業員２名を投入して遺構・遺物の検出につとめ、同日実働１日間で完了した。調査結果は、口答で直ちに連絡し、埋蔵文化財発掘の届出書を、９月６日付、三教文161号で同封進達した。正式な終了報告は８月20日付、三教文第129・128号により静岡県教育委員会と事業者に報告した。同日、法第93条第１項に添付する副申を三教文第162号で同封送付した。静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、９月12日付、教文第1015号で工事立会いの通知があり、事業者に送付（９月20日付、三教文178号）し、９月26日に工事の立会い調査を行った。調査結果概要は、三島市文化財年報第26・27号（2015）で報告している。

２．遺跡の立地と調査例（第１・２図）

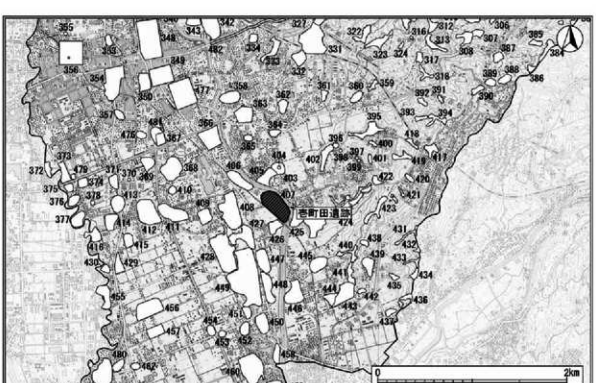

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）　三島市教育委員会

壱町田遺跡第３地点は、JR三島駅の南東（S-45°-E）の方向性へ3.03km、標高16m前後に位置する。国土座標データは緯度35度06分24.42秒、経度138度56分02.95秒を中心点とする。

遺跡は平野部を流下する大場川右岸の微高地に展開し、標高15m前後を測る。今回は、事業地が遺跡範囲北東端部と重複するため調査の対象となった。遺跡は過去２例の調査例があり、今回は便宜的に順位順の第３地点と呼称する。

第１地点は、平成３年に公共事業の大場川河川改修事業に伴い実施され、現況は田・畑地として利用されていた部分の遺跡展開状況と遺跡範囲確定のための試掘調査である。調査の結果、道下遺跡を主体とする調査範囲は、大場川旧流路帯であることが確認され全面調査の必要性はなかったが、壱町田・御園川遺跡は、住居跡等の遺構と遺物包蔵範囲が確認され、両遺跡で4,600㎡の遺跡範囲が展開することが確定した。

第２地点は、第１地点の結果を受け、平成４年度に実施した確認・本発掘調査である。調査方法は生活道路となっている堤防部を除く調査範囲を５区画に設定、表面耕作土を重機により除去した後、全域メッシュの方向性と一致した一片10mの確認トレンチを設定し、南の下流側からＡ～Ｃの３地点に分けた。北側のトレンチからは古墳時代から平安時代にかけての遺物が出土し、遺構は調査区域全域から複数時期の住居跡が、南端部では東西に流れる溝状遺構等が検出された。検出された遺構は住居跡23軒、溝状遺構４基、土坑３基であり、出土遺物は、古墳時代から平安時代にかけての土師器・須恵器・灰釉陶器・磁器・鉄製品・銅製品・石製品・古銭等が検出され、その総数は6,182点であった。これは本遺跡一帯で古墳時代から平安時代にかけての数百年間にわたり人々の生活が営まれてきた証で、この地が生活に必要な諸条件を満たしていたといえる。調査の詳細は大場川遺跡（1995）で報告が成されている。

周辺の他遺跡調査例では、御殿川上流域と大場川に挟まれる地域を代表して弥生時代後期～平安時代・古代の集落跡・墓域のNo.368青木原遺跡、古墳時代～平安時代までの重複した住居跡の確認できた大集落跡と墓域のNo.408金沢遺跡、弥生時代～平安時代の大規模な集落跡のNo.449中島Ｂ遺跡がある。それぞれ青木原遺

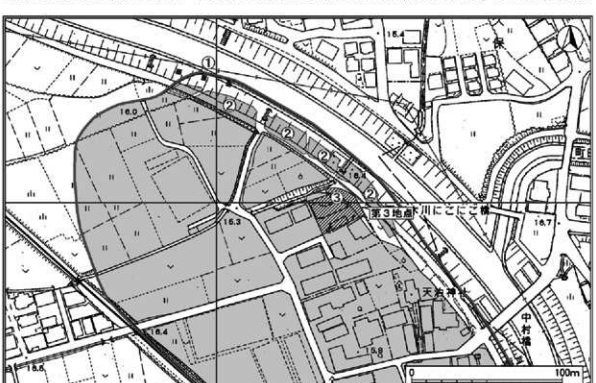

第２図　調査地点の位置（1/2,500）　三島市教育委員会

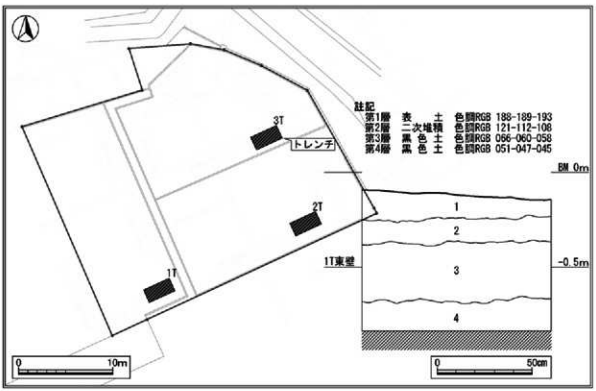

第３図　トレンチ配置と断面図（1/400・1/20）　　三島市教育委員会

跡（2007・2011）・金沢遺跡（1993）・中島上舞台遺跡（1983）と三島市埋蔵文化財発掘調査報告Ⅸ（2004）で報告が成されている。

３．調査の概要

トレンチ配置と層序（第３図）

第３地点の確認調査用のトレンチは、中宅地造成地の建物予定地に20m方眼を設定し、その中に1.5×３m（13.5㎡）の規模のものを３か所に設営した。事業地面積670.31㎡に対する試掘率は2.01％であった。調査は重機による無遺物層の排土後、作業員による各層位ごとの精査を繰り返し、遺構・遺物の確認を行った。断面はトレンチ東壁を利用し、深さは表土下0.74mの沖積層上面まで４層に分層した。調査の結果、遺構・遺物は全く検出できなかった。事業地は遺跡立地の好適地である河川微高地であるが、自然堆積層である第４層の黒色土に遺物が包蔵されないことから、遺跡範囲中の空白域にあたることが理解できた。

４．まとめ

壱町田遺跡第３地点は、断面観察により自然堆積層である第４層の黒色土に遺物が包蔵されないことから、遺跡範囲中の空白域にあることを認識し、事業実施に支障はなかった。しかしながら、近接地には重複する住居跡を検出した集落域地点もあり、事業範囲外は遺跡遺存の可能性が高いものと判断できる。静岡県教育委員会の指示通知では工事立会いの指示通知があり、すべての調査を完了している。

第４節　西遺跡　第６地点（No.450）

１．調査の経緯と経過

この調査は、個人住宅新築工事に伴う西遺跡第６地点の確認調査である。遺跡照会は、平成25年７月１日、㈱鈴木工務店により代理照会があり、事業地は周知遺跡範囲（No.450）と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。平成25年８月９日付で三島市教育委員会に対する調査依頼書・土地所有者承諾書（事業主）の提出を期に計画書を策定（８月13日決裁）となった。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。現地調査は、８月27日に開始、１か所のトレンチに作業員２名を投入して遺構・遺物の検出につとめ、同日実働１日間で完了した。調査結果は、口答で直ちに連絡し、埋蔵物の発見届及び埋蔵文化財保管証を８月27日付、三教文第143・142号で送付し、埋蔵文化財発掘の届出書を、同日、三教文140号で同封進達した。正式な終了報告は８月27日付、三教文第139・138号により静岡県教育委員会と事業者に報告した。同日、法第93条第１項に添付する副申を三教文第141号で同封送付した。事業地は遺跡保護層の設定できる調査例であったため、８月22日決裁８月23日締結の遺跡保護に関わる協定関係を事業主との間で締結した。静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、９月３日付、教文第920号で工事立会いの通知（受理９月６日）があり、事業者に送付（９月12日付、三教文第167号）し、８月27日に工事中の立会い調査を行った。埋蔵文化財の認定は９月11日付、静三計第101号で通知（県認定通知９月３日付、教文第941号写し）があった。調査結果概要は、三島市文化財年報第26・27号（2015）で報告している。

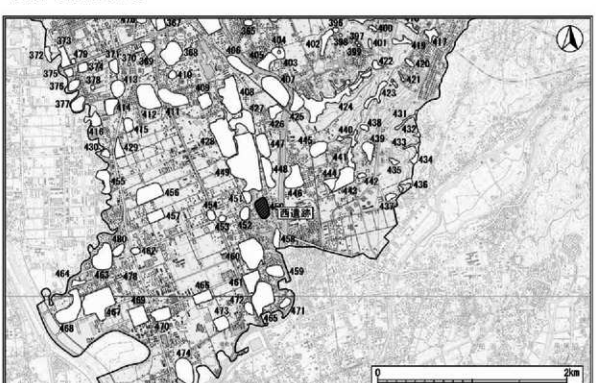

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）　三島市教育委員会

2．遺跡の立地と調査例（第１・２図）

三島市遺跡地図№450西遺跡第６地点は、JR三島駅の南南東（S-29°-E）の方向性へ3.92kmに位置する。国土座標データは緯度35度05分45.43秒、経度138度55分56.24秒を中心点とする。

遺跡は三島市南域に広がる田方平野、中島地区に所在する弥生時代から中世の遺物散布地で、蛇行を繰り返しながら南流する大場川と御殿川に挟まれた標高14mの微高地上に展開する。南北約210m、東西約130mが遺跡範囲として登録されており、昭和40年頃までは水田等の耕作地が広がる田園地帯であったが、現在、周辺範囲も含め個人住宅や集合住宅が建ち並ぶ状況である。また、本遺跡範囲南寄りには左内神社が位置する。この左内神社は御殿川を挟んだ対岸、梅名集落に鎮座する右内神社とともに伊豆国一宮である三嶋大社の左右の守護神として古くから崇敬されており、地形的にも両神社周辺はもっとも標高が高いため、早い時期に集落が営まれてきた場所と推定される。遺跡は過去５例の調査例があり、今回は便宜的に順位順の第６地点と呼称する。

第１・４・５地点は個人住宅や集合住宅建設事業に伴うものであるが、結果は遺跡範囲中の空白域と認識した。詳細は埋蔵文化財発掘調査報告XVII（2012）・XIX（2014）、埋蔵文化財発掘調査報告補助事業版第１号（2015）で報告が成されている。第２・３地点は連続した確認調査と本発掘調査で当該遺跡を代表する調査例である。遺跡範囲のほぼ中央部に位置し、土壙５基と柱穴19本が弥生時代中期後半の土器と伴に確認した。調査面積から遺跡の性格や種別を予測する調査例とは成りえていないが貴重な発見例である。埋蔵文化財発掘調査報告XVII（2012）で報告済みである。

3．調査の概要

トレンチ配置と層序（第２・３図）

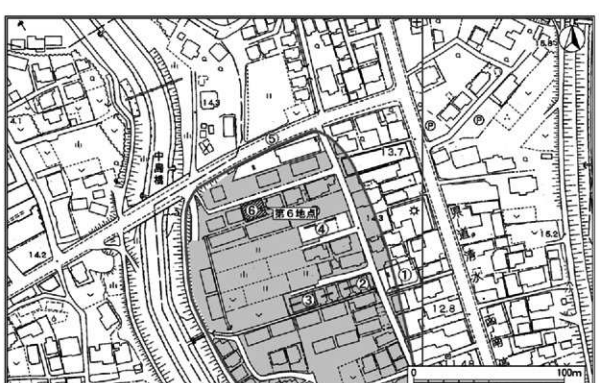

第２図　調査地点の位置（1/2,500）　三島市教育委員会

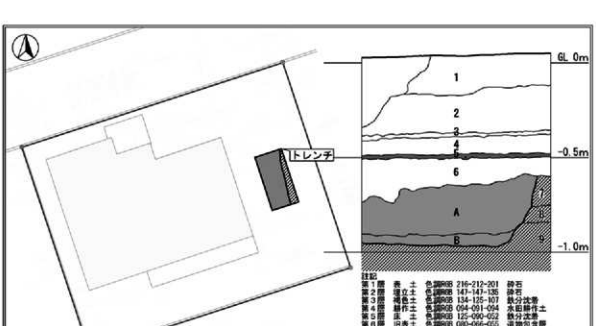

第３図　トレンチ配置と断面図（1/200・1/20）　三島市教育委員会

第４図　出土遺物（1/3）　三島市教育委員会

確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地を10m間隔の方眼で区画してその中に1.5m×３m（4.5㎡）規模のトレンチを１か所に設営した。事業地面積164.68㎡に対する試掘率は2.73％であった。調査は、重機による無遺物層の除去後、作業員による排土と精査を各層位ごと繰り返した。断面は、トレンチ北壁を利用して表土下1.06mの海生層上位まで９層に分層した。調査の結果、第７層上面を遺構確認面とする溝状の遺構（方形周溝墓）と覆土遺物を検出した。事業地は遺跡立地好適地である河川微高地にあって、弥生時代終末から古墳時代初頭の土器片を包蔵し、事業地周辺に広く分布することが理解できた。

４、まとめ（第４図）

西遺跡第６地点は、断面観察により第６層（旧表土）が遺物包含層であり、第７層シルト層上面を遺構確認面としたプランが確認された。遺構は溝状の深い掘り込みを有しており、方形周溝墓の一部と想定し墓域としたい。遺物は弥生時代終末から古墳時代初頭にかけての壺型土器が溝状遺構覆土から出土した。

この結果、市段階の判断では事業地の全域が遺跡範囲中の墓域と理解したが、周辺には弥生時代中期後半の遺跡が展開した地点が遺存する地域もあり、集落域や墓域が複合して遺存すると判断した。当事業は、保護層の設定が可能な調査例であったため、協定関係を締結後、事業実施の方向性で調査は完了している。

第５節　堀込遺跡　第６地点（No.465）

１．調査の経緯と経過

この調査は、安久宅地分譲に伴う堀込遺跡第６地点の確認調査である。遺跡照会は、平成25年７月30日、㈱共同開発により代理照会があり、事業地は周知遺跡範囲（No.465）と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。平成25年８月６日付で三島市教育委員会に対する調査依頼書・土地所有者承諾書（事業主）の提出を期に計画書を策定（８月20日決裁）となった。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。現地調査は、８月27日に開始、２か所のトレンチに作業員５名を投入して遺構・遺物の検出につとめ、同日実働１日間で完了した。調査結果は、口答で直ちに連絡し、埋蔵文化財発掘の届出書を、９月３日付、三教文149号で同封進達した。正式な終了報告は同日付、三教文第148・147号により静岡県教育委員会と事業者に報告した。同日、法第93条第１項に添付する副申を三教文第150号で同封送付した。静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、９月９日付、教文第984号で工事立会いの通知があり、事業者に送付（９月13日付、三教文174号）し、９月19日に工事中の立会い調査を行った。調査結果概要は、三島市文化財年報第26・27号（2015）で報告している。

２．遺跡の立地と周辺の調査例（第１・２図）

三島市遺跡地図No.465堀込遺跡第６地点は、JR三島駅の南南東（S-25°-E）の方向性へ4.86km、標高10m前後に位置する。国土座標データは緯度35度05分11.93秒、経度138度56分01.59秒を中心点とする。

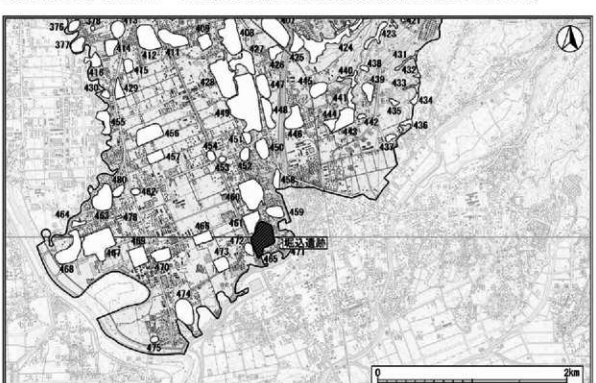

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）　三島市教育委員会

遺跡は三島扇状地と箱根山西麓の境を流下する大場川右岸の微高地に展開し、古墳時代から中世の遺物散布地で、王子神社を中心に南北約330m、東西約250mの広大な範囲が遺跡範囲として登録されている。事業地が遺跡範囲東端部と重複するため調査の対象となった。遺跡は過去５例の調査例があり、今回は便宜的に順位順の第６地点と呼称する。

第１地点は平成17年に実施した個人住宅新築工事に伴う試掘・確認調査例で古墳時代の壺・甕・高杯などの破片資料を採集したが、江戸時代のすり鉢、銅製の碗などや明治期の陶磁器と混入していたため、客土として搬入されたものと認識した。遺構確認面においても遺構プランが検出されずこの結果、遺跡範囲中の空白域と判断した。調査の詳細は三島市埋蔵文化財報告XIII（2008）で報告しいている。第２～４地点は平成22年度に実施した個人住宅新築・宅地分譲事業に伴う確認調査を実施したが、いずれも遺跡範囲中の空白域と判断する結果となった。調査の詳細は三島市埋蔵文化財報告XVIII（2013）で報告が成されている。第５地点は宅地造成に伴う調査例で平成24年度に実施したが、現代の新しい溝状遺構以外は確認できず、出土遺物はその溝から出土したものであった。調査の詳細は、埋蔵文化財発掘調査報告補助事業版第１号（2015）で記述している。

周辺の代表的な遺跡は、大場川水系では№460伊勢堀遺跡・№461箱根田遺跡・№471安久遺跡など、御殿川水系では№408金沢遺跡・№449中島Ｂ遺跡、境川水系では№463長伏遺跡・№468長伏六反田遺跡が近接し、微高地に遺存した奈良時代～平安時代を主体とする弥生時代から中世までの集落遺跡や条里・城館関連遺跡が調査例と共に遺跡名報告書や埋蔵文化財発掘調査報告書等で報告が成されている。

３．調査の概要

トレンチ配置と層序（第３図）

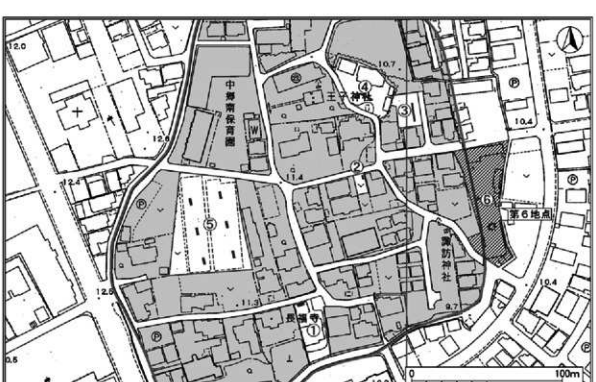

第２図　調査地点の位置（1/2,500）

三島市教育委員会

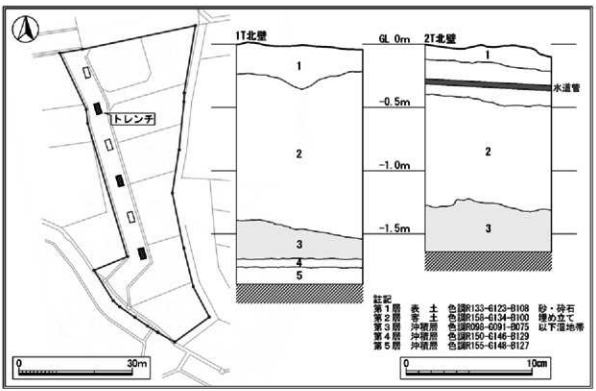

第３図　トレンチ配置と断面図（1/1,000・1/30）　三島市教育委員会

確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地を10m間隔の方眼に区画し、1.5m×３m（4.5㎡）規模のものを均等に２か所（最大５か所）に設営した。事業地面積1,736.44㎡に対する試掘率は0.72％で予定するも調査状況から0.52％の結果であった。調査は、重機による無遺物層の排除後、作業員による排土と精査を各層位ごと繰り返した。断面は、トレンチ北壁を利用して表土下1.90mの沖積層まで５層に分層した。調査の結果、第１・２層客土による埋め立てが厚く行われた地点で、下部に旧表土や遺物包含層は確認できず沖積層が堆積していた。

４．まとめ

調査の結果、第３層以下に湿地帯堆積層が位置し、水田床土下部の遺物包含層等はまったく検出できなかった。土器片等の遺物も出土せず、遺跡範囲の限界が周知遺跡範囲と同じ西側になることが理解できた。

この結果、市段階の判断では事業地の全域が遺跡範囲中の空白域と認識し、事業実施は何ら問題が無いと理解していることを調査結果概要で県教委と事業者に報告した。県教委からは工事立会いの指示通知があり、現地立会いを実施してすべての調査を完了している。

第６節　上才塚遺跡　第７地点（№477）

１．調査の経緯と経過

この調査は、個人住宅新築工事に伴う上才塚遺跡第７地点の確認調査である。遺跡照会は、平成25年７月26日、田代工務店一級建築事務所により代理照会があり、事業地は周知遺跡範囲（№477）と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。７月28日付で三島市教育委員会に対する調査依頼書・土地所有者承諾書（事業主）の提出を期に計画書を策定（８月29日決裁）となった。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。現地調査は９月３日に開始、１か所のトレンチに作業員２名を投入して遺構・遺物の検出につとめ、同日実働１日間で完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、埋蔵物の発見届及び埋蔵文化財保管証を９月６日付、三教文第164・163号で送付し、埋蔵文化財発掘の届出書を９月４日付、三教文156号で同封進達した。正式な終了報告は９月４日付、三教文第155・154号により静岡県教育委員会と事業者に報告した。同日、法第93条第１項に添付する副申を三教文第157号で同封送付した。静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、９月９日付、教文第985号で工事立会いの通知（受理９月12日）があり、事業者に送付（９月13日付、三教文第175号）し、９月19日に工事中の立会い調査を行った。調査結果概要は、三島市文化財年報第26・27号（2015）で報告している。

２．遺跡の立地と周辺の調査例（第１・２図）

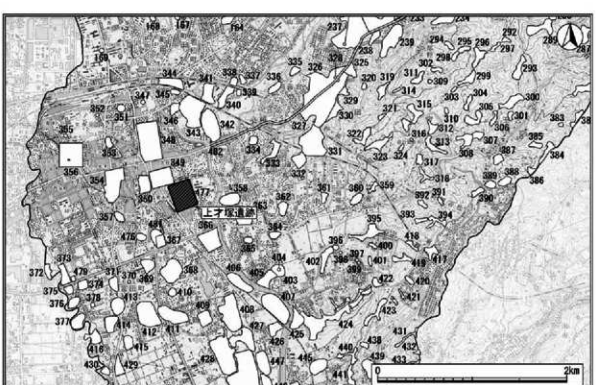

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）　三島市教育委員会

三島市遺跡地図No.477上才塚遺跡第７地点は、JR三島駅の南東（E-48.5°-E）の方向性へ1.65km、標高21m前後に位置する。国土座標データは緯度35度06分58.91秒、経度138度55分27.01秒を中心点とする。

上才塚遺跡は富士火山の基底部溶岩流の末端にあたる湧水源から流下する御殿川と、箱根山西麓と三島扇状地形を分ける大場川により既定された比較的幅広で平坦な微高地に展開する。東西約230m、南北約290mが遺跡範囲として登録されており、今回、事業地が遺跡範囲南東端部と重複するため調査の対象となった。これまでに大規模な調査例を含め発掘調査例の多い地域にあり、現在はその大部分に既存宅地が立ち並ぶ状況となっている。遺跡は過去６件の調査例があり、今回は便宜的に順位順の第７地点と呼称する。

律令期において三島には国府、国分寺、国分尼寺が置かれていたが、現在まで国庁跡と確定できる遺構等は発見できていない。三嶋大社境内遺跡第１地点（1990）での昭和62年調査実施の際、定型的で大型の掘り込みを有する掘立柱建物跡が検出し、三嶋大社の南東に国庁や国司館があったとする説が有力となった。主体となる調査例として第１地点及び第２地点は、平成２年に実施したマンション建設に伴う試掘・確認調査と本調査例である。掘立柱建物跡３棟とそれを囲む柱穴列・溝跡と溝状遺構を検出した。続いて平成３年実施の第３、４地点では、特徴的な規模の大きい遺構を検出した。詳細は上才塚遺跡第１地点（1992）での報告のとおり、第２地点で発見された掘立柱建物跡を区画している大規模な区画か、国庁に続く大路片側の溝跡と推定した。遺物は奈良時代を主体とする遺物と伴に石帯等が出土している。平成18年実施の第５地点では、遺構を確認グリッドで検出できなかったものの、遺物は土師器・須恵器・灰釉陶器・布目瓦など古墳時代平安時代までの遺物包含層が残されていた。平成24年実施の第６地点においては、道状遺構の検出を期待してトレンチを設営したが、遺構プランは認められなかった。若干の遺物散布は認められたものの、遺跡空白域と理解した。報告は三島市埋蔵文化財発掘調査報告補助事業版第１号で成されている。

３．調査の概要

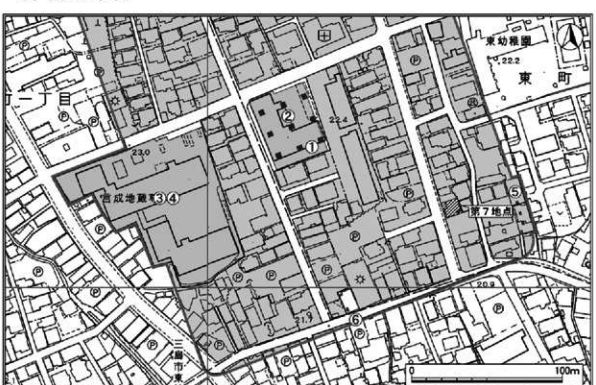

第２図　調査地点の位置（1/2,500）　三島市教育委員会

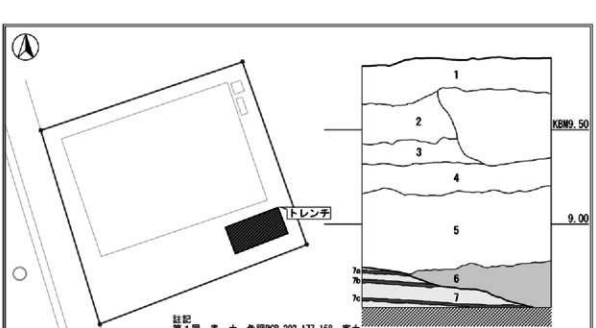

第３図　トレンチ配置と断面図（1/200・1/20）　三島市教育委員会

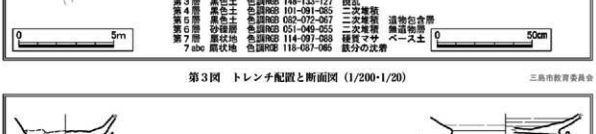

第４図　出土遺物（1/3）　三島市教育委員会

トレンチ配置と層序（第３・４図）

確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地を10m間隔の方眼に区画し、1.5m×３m（4.5㎡）規模のものを１か所に設営した。事業地面積119.78㎡に対する試掘率は3.76％であった。調査は、重機による無遺物層の除去後、作業員による各層位ごとの精査を繰り返し、遺構・遺物の確認を行った。断面はトレンチ東端を利用して行い、表土下1.33mの扇状地堆積層上位７層に分層して確認した。調査時における各層位の観察結果は、第３図に示すとおりである。遺物は二次堆積の第５層から近・現代の遺物と伴に古墳～平安時代の出土が認められた。

４．まとめ

確認調査の結果、当地域の第７層上面は表土下0.5m程度で検出され遺構確認面となるのが通常であるが、トレンチ部は表土下1.15mを測る深さであった。このことは、重機等による掘削と攪乱が行われた結果であり、上面には二次堆積の客土が被覆していた。二次堆積第５層は遺物包含層であったが遺構は伴わず、遺跡は破壊消滅していることが容易に理解できた。市段階では事業地の全域が遺跡範囲中の消失域と理解し、本発掘調査は必要性ないものと判断した。

第７節　下久保遺跡　第３地点（№448）

１．調査の経緯と経過

この調査は、個人住宅新築工事に伴う下久保遺跡第３地点の確認調査である。遺跡照会は、平成25年７月19日、㈱一条工務店により代理照会があり、事業地は周知遺跡範囲（№448）と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。８月２日付で三島市教育委員会に対する調査依頼書・土地所有者承諾書（事業主）の提出を期に計画書を策定（９月４日決裁）となった。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は、９月10日に開始、１か所のトレンチに作業員２名を投入して遺構・遺物の検出につとめ、同日実働１日間で完了した。調査結果は、口答で直ちに連絡し、埋蔵文化財発掘の届出書を、９月13日付、三教文171号で同封進達した。正式な終了報告は同日付、三教文第170・169号により静岡県教育委員会と事業者に報告した。同日、法第93条第１項に添付する謌申を三教文第172号で同封送付した。静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、９月20日付、教文第1046号で工事立会いの通知があり、事業者に送付（９月27日付、三教文182号）し、９月26日に工事中の立会い調査を行った。調査結果概要は、三島市文化財年報第26・27号（2015）で報告している。

２．遺跡の立地と周辺の調査例（第１・２図）

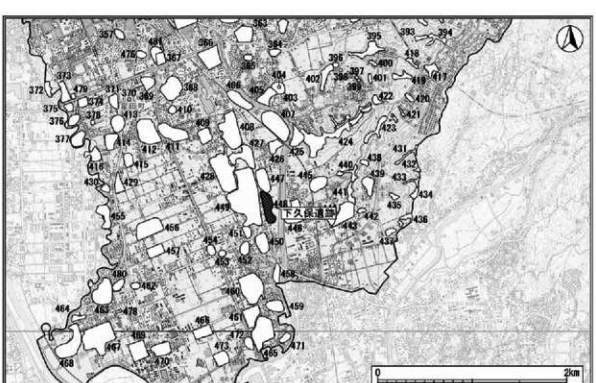

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）　三島市教育委員会

三島市遺跡地図№448下久保遺跡第３地点は、JR三島駅の南南東（S-33°-E）の方向性へ3.83km、標高13m前後に位置する。国土座標データは緯度35度05分49.49秒、経度138度56分01.50秒を中心点とする。

遺跡は平野部を流下する大場川右岸の微高地から河岸段丘斜面に展開し、事業地が遺跡範囲南東端部と重複するため調査の対象となった。本遺跡は発掘調査例が少なく、遺跡踏査により弥生時代から中世の遺物散布地として登録されている遺跡である。遺跡は過去２例の調査地点があり、今回は便宜的に順位順の第３地点と呼称する。

初例である第１地点での調査は、平成21年に実施され、大規模な埋め立てにより平坦地化した痕跡が認められた。埋め立ては、主として下部ローム土により盛土造成がなされ、表層部に中部ローム土を被覆して盛土し、宅地造成で砕石を被覆して整地を実施したものである。事業地はもともと半島状微高地として旧川岸まで緩やかな傾斜地を形成していたと判断でき、現西側の道路が遺跡範囲の限界で第１地点は遺跡周辺地と理解する結果となった。詳細は三島市埋蔵文化財発掘調査報告XVⅢ（2012）で報告している。第２地点は、平成25年度個人住宅建設に伴う確認調査の調査例で、遺物包含層の遺存がなく、遺構確認面でも遺構の確認ができない遺跡範囲中の空白域と判断した。詳細は三島市埋蔵文化財発掘調査報告XXI（2017）で報告している。

周辺の他遺跡調査例では、御殿川上流部を代表して金沢遺跡、中島Ｂ遺跡がある。金沢遺跡は、弥生時代から平安時代までの集落跡と墓域の発掘調査事例で、金沢遺跡（1993）が遺跡を代表する報告書である。中島Ｂ遺跡は、弥生時代から平安時代の集落跡の発掘事例で、中島上舞台遺跡（1983）と三島市埋蔵文化財発掘調査報告Ⅸ（2004）で報告が成されている。下流部では、伊勢堰遺跡、箱根田遺跡、安久遺跡が挙げられる。伊勢堰遺跡と箱根田遺跡は、埋没する流路を介して有機的につながる奈良時代から平安時代の集落跡と祭祀跡の発掘事例で、箱根田遺跡（2003）が遺跡を代表する報告書である。安久遺跡は弥生時代から平安時代の集落跡の発掘事例であり、安久遺跡（1989）で報告が成されている。

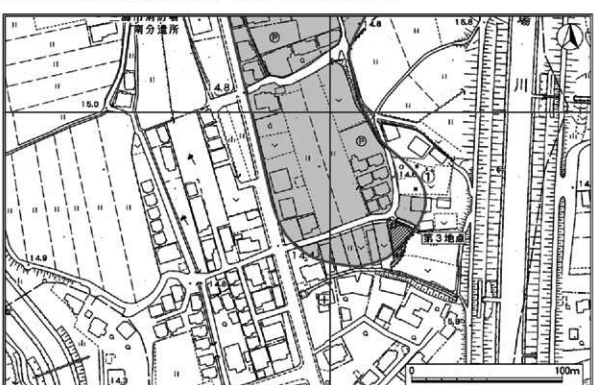

第２図　調査地点の位置（1/2,500）

三島市教育委員会

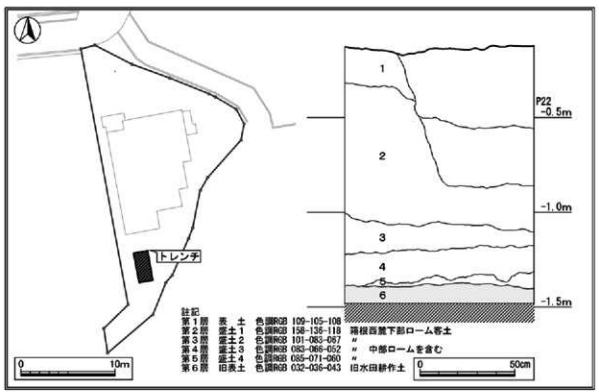

第３図　トレンチ配置と断面図（1/400・1/20）　　三島市教育委員会

３．調査の概要

トレンチ配置と層序（第３図）

確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地を10m間隔の方眼で区画しその中に1.5m×３m（4.5㎡）規模のものを１か所に設営した。事業地面積268.23㎡に対する試掘率は1.68％であった。調査は、重機により無遺物層を除去後、作業員による排土と精査を各層位ごと繰り返した。断面は、トレンチ東壁を利用して表土下1.37mの旧水田耕作土まで６層に分層した。遺物散布は全く認められず、遺跡範囲中の空白域と捉えたい。

４．まとめ

確認調査の結果、下久保遺跡第３地点はトレンチ北壁の断面観察から埋め立てにより道路レベルまでの平坦地化した痕跡が認められた。埋め立ては、主として箱根山西麓域の中部ローム土による盛土造成と下部ローム土の２時期に分離される盛土がなされ整地、宅地造成で整地された堆積状況であった。６層下面は表土下1.35mに旧水田耕作土があり、周辺の遺跡展開レベルより１m程低い状況となっている。旧大場川蛇行流路に至る段丘斜面地域と判断でき、遺跡範囲外と理解できた。

この結果、市段階の判断では事業地全域が遺跡範囲中の空白域と理解したので、本発掘調査の必要性はないと判断した。事業者には、文化財保護法第93条第１項の提出後指示通知通りの立会い調査を実施してすべての調査を完了している。

第８節　安久奥屋敷遺跡　第３地点（№459）

１．調査の経緯と経過

この調査は、個人住宅新築工事に伴う安久奥屋敷遺跡第３地点の確認調査である。遺跡照会は、平成25年９月13日、大和ハウス工業㈱により代理照会があり、事業地は周知遺跡範囲（№459）と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。９月20日付で三島市教育委員会に対する調査依頼書・土地所有者承諾書（事業主）の提出を期に計画書を策定（９月22日決裁）となった。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は、９月26日に開始、１か所のトレンチに作業員２名を投入して遺構・遺物の検出につとめ、同日実働１日間で完了した。調査結果は、口答で直ちに連絡し、埋蔵文化財発掘の届出書を、９月27日付、三教文184号で同封進達した。正式な終了報告は９月27日付、三教文第183・182号により静岡県教育委員会と事業者に報告した。同日、法第93条第１項に添付する副申を三教文第185号で同封送付した。静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、10月２日付教文第1111号で工事立会いの通知があり、事業者に送付（10月16日付、三教文203号）し、11月23日に工事中の立会い調査を行った。

調査結果概要は、三島市文化財年報第26・27号（2015）で報告している。

２．遺跡の立地と周辺の調査例（第１・２図）

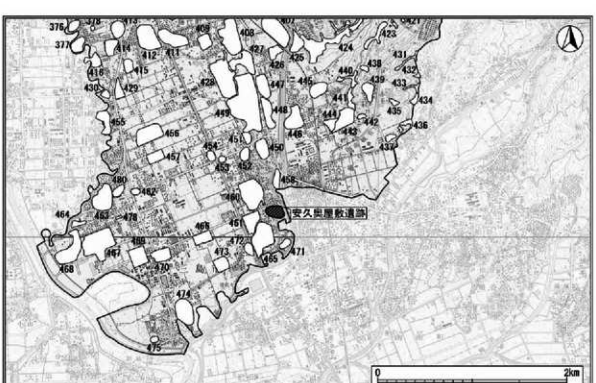

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）　三島市教育委員会

三島市遺跡地図№459安久奥屋敷遺跡第３地点は、JR三島駅の南南東（S-28°-E）の方向性へ4.55km、標高12m前後に位置する。国土座標データは緯度35度05分22.20秒、経度138度56分00.88秒を中心点とする。

遺跡は平野部を流下する大場川が大きく西に蛇行して形成された半島状を呈する微高地上に展開し、事業地が遺跡範囲北端部と重複するため調査の対象となった。便宜的に本事業地を第３地点とする。

本遺跡は、地形的にほぼ平坦面をなしているが、東西は比較的緩やかな傾斜面となっており、南側は大場川の浸蝕により急崖をなしている。第１地点は昭和60年に試掘・確認調査、第２地点は昭和61年に本発掘調査が実施され、検出された遺構は、掘立建物跡、井戸跡、溝、土坑等が確認された。また、井戸跡の覆土より弥生時代の土器が50点ほど、古墳時代の土師器が60点ほど出土している。その詳細は三島市安久遺跡（1985・1989）にて報告が成されている。

周辺の他遺跡調査例では、御殿川上流部を代表して金沢遺跡、中島Ｂ遺跡がある。金沢遺跡は、弥生時代から平安時代までの集落跡と墓域の発掘調査事例で、金沢遺跡（1993）が遺跡を代表する報告書である。中島Ｂ遺跡は、弥生時代から平安時代の集落跡の発掘事例で、中島上舞台遺跡（1983）と三島市埋蔵文化財発掘調査報告Ⅸ（2004）で報告が成されている。下流部では、伊勢堰遺跡、箱根田遺跡、安久遺跡が挙げられる。伊勢堰遺跡と箱根田遺跡は、埋没する流路を介して有機的につながる奈良時代から平安時代の集落跡と祭祀跡の発掘事例で、箱根田遺跡（2003）が遺跡を代表する報告書である。安久遺跡は弥生時代から平安時代の集落跡の発掘事例であり、安久遺跡（1989）で報告が成されている。

３．調査の概要

トレンチ配置と層序（第３図）

確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地を10m間隔の方眼で区画して現況宅地東側に1.5m×３m（4.5㎡）規模のものを１か所に設営した。事業地面積258.49㎡に対する試掘率は1.74％であった。調

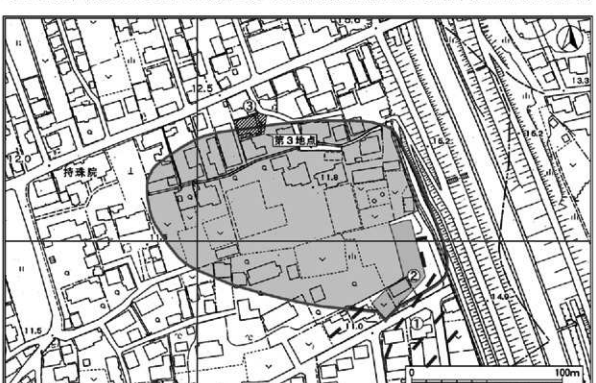

第２図　調査地点の位置（1/2,500）　三島市教育委員会

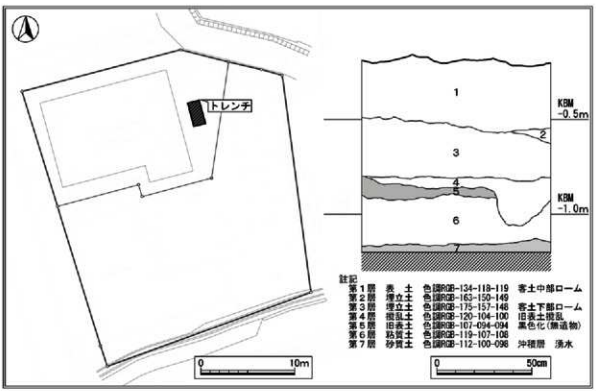

第3図　トレンチ配置と断面図（1/400・1/20）　三島市教育委員会

査は、重機による無遺物層の排除後、作業員による排土と遺物包含層と目される層位の精査を繰り返した。断面は、トレンチ北壁を利用して表土下1.05mまでの沖積層まで7層に分層した。当地は地下水位が高く、本層で湧水が認められたため、以下の沖積層中の確認は断念した。

4．まとめ

確認調査の結果、断面図の第5層は旧表土と判断され若干黒色化していたが、遺物の包蔵は全く認められなかった。また、第6層上面の遺構確認面でも住居跡等の遺構は一切検出できなかった。この結果、事業地は遺跡範囲外であると理解し、市段階では事業地の全域が遺跡範囲中の空白域と認識し、本発掘調査の必要性はないものと判断した。県教育委員会の10月2日付の指示通知どおり工事立会い調査を実施してすべての調査を完了した。

第９節　塔ノ森廃寺　第８地点（№348）

１．調査の経緯と経過

この調査は、宅地分譲工事に伴う塔ノ森廃寺遺跡第８地点の確認調査である。遺跡照会は、平成25年９月19日、河野行政書士事務所により代理照会があり、事業地は周知遺跡範囲（№348）と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。平成25年９月25日付で三島市教育委員会に対する調査依頼書・土地所有者承諾書（事業主）の提出を期に計画書を策定（９月27日決裁）となった。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は、10月２日に開始、１か所のトレンチに作業員２名を投入して遺構・遺物の検出につとめ、同日実働１日間で完了した。調査結果は、口答で直ちに連絡し、埋蔵文化財発掘の届出書を、10月３日付、三教文193号で同封進達した。正式な終了報告は10月３日付、三教文第191・192号により静岡県教育委員会と事業者に報告した。同日、法第93条第１項に添付する副申を三教文第194号で同封送付した。静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、10月７日付教文第1150号で工事立会いの通知があり、事業者に送付（10月18日付、三教文205号）し、工事中の立会い調査を行った。調査結果概要は、三島市文化財年報第26・27号（2015）で報告している。

２．遺跡の立地と周辺の調査例（第１・２図）

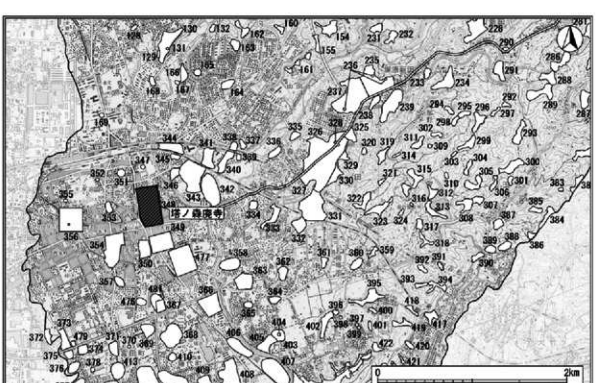

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）　三島市教育委員会

№348塔ノ森廃寺 第８地点は、JR三島駅の東南東（E-19.5°-S）の方向性へ0.83km、標高29m前後に位置する。国土座標データは緯度35度07分25.10秒、経度138度55分09.49秒を中心点とする。

塔ノ森廃寺は白鳳期の古代寺院（私寺）で、三嶋大社境内及び周辺を寺域としたようだが位置関係は不明である。調査例は比較的に多く、境内と境外で合計７地点が調査されてきた。その概要は、遺跡が古墳時代～近世に利用される複合遺跡（集落跡・官衙跡・社寺跡・散布地・その他の遺跡）として登録されるため時代・時期・種別が多岐にわたる。その中でも第１・２地点の調査事例は秀逸で、古墳時代の集落跡の発見例から７世紀末には塔ノ森廃寺・国府関連施設・三嶋大社もこの地点には存在しなかったことを証明した。また集落域後、個々の柱穴が長方形を呈する大型の掘立柱建物跡が検出されることから、寺院・大社とも関連のない建物と予測し、国府関連施設が在した可能性に言及している。その後鎌倉時代初頭以降の遺物が急増することから大社が3遷座した時期に当たると判断している。当報告は、三嶋大社境内遺跡Ⅰ（1990）で詳述されるため、内容等は既報告を参照されたい。第３地点は宝物館建設に伴い発掘調査を実施したもので、中世の白かわらけを利用した祭祀遺構や古道と推測される道状の溝遺構の検出事例があり、境内域の変遷等を考察する上で重要な手がかりとして三嶋大社境内遺跡第３地点（1997）で報告が成されている。第４地点は総門側溝工事時に出土した塔礎石の発見事例で緊急調査を実施した。礎石は絵図に残される神仏習合後の塔跡礎石と判断し、三島市埋蔵文化財発掘調査報告Ⅷ（2003）で報告している。第５～７地点は、個人住宅・マンション建設に伴い確認調査を実施した調査例であるが、いずれも遺跡範囲内の空白域と捉えられている。調査の詳細は埋文報告ⅩⅥ（2011）・ⅩⅧ（2013）と埋文報告 補助事業版第１号（2015）で報告している。本地点は現大社境外に位置し、周知遺跡範囲の北東端に位置するが、調査順位より便宜的に第７地点と呼称した。

周辺の遺跡調査例では、№477上才塚遺跡が関係性のある調査例であり、塔ノ森廃寺の南側に近在する。遺跡は、国府関連遺構と目される掘立柱建物跡や道状遺構の痕跡や、石帯等の遺物が検出した事例であり、上才塚遺跡第１・２地点（1992）で報告が成されている。

第２図　調査地点の位置（1/2,500）

三島市教育委員会

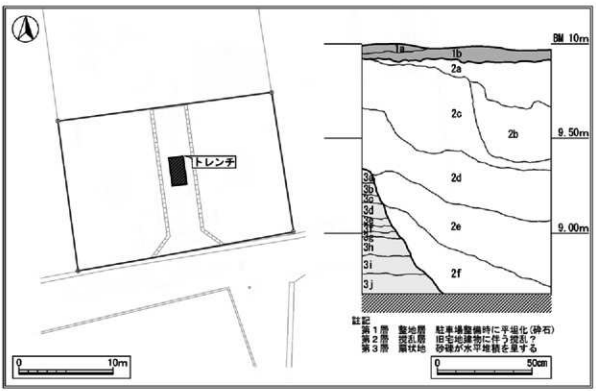

第３図　トレンチ配置と断面図（1/400・1/20）　　三島市教育委員会

３．調査の概要

トレンチ配置と層序（第３図）

確認調査はトレンチ調査法で行い、宅地分譲計画の道路部分に1.5m×３m（4.5㎡）を１箇所設定し確認を行った。建物に対する調査率は約1.28％の結果となった。調査は重機による無遺物層の排土後、作業員を導入して遺物包含層と目される層位ごとに排土・精査を繰り返した。本地点の基本層序は、扇状地堆積を主体とする陸成沖積層で形成され、断面は、トレンチ北壁を利用して大区分３層に分層と註記を行い、表土下1.35mの砂礫層まで確認した。調査時の層位観察結果は、第３図に示すとおりである。

第１層（２細分）は旧宅地の表土で整地による平坦化層位である。第２層（６細分）は大規模な撹乱を埋め立て土で、扇状地堆積層を含む土の撹乱である。土器片等の遺物は全く出土しなかった。第３層（10細分）は、当地のベースをなす扇状地堆積層で砂礫層の互層である。水平の堆積を呈している。

４．まとめ

調査の結果、塔ノ森廃寺第７地点は遺構・遺物とも全く認められず、遺跡範囲中の空白域ないしは消失域であると理解して事業の実施に至っている。通常、社寺域の調査では主要建物とその周辺には多量の遺物と伴に関連遺構が発見される場合が多いが、空白域には遺構・遺物が全く検出されない例がある。当地は自然災害等を受けにくい遺跡立地の好適地にあることから、「後続する遺跡が展開しない」このことが後世においても社寺域として管理されていた傍証であると言えるのではないだろうか。今後の周辺地の調査例の増加を待って消失域か空白域かを確定したい。市段階では事業地の全域が遺跡範囲中の空白域と理解し、本発掘調査の必要性はないものと判断した。

第10節　三島代官所跡　第４地点（No.350）

１．調査の経緯と経過

この調査は、庁舎受変電設備更新工事に伴う遺跡第４地点の確認調査である。遺跡照会は、平成25年11月25日、三島市により照会があり、事業地は周知遺跡範囲（No.350）と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。平成25年11月25日付で三島市教育委員会に対する調査依頼書・土地所有者承諾書（事業主）の提出を期に計画書を策定（11月27日決裁）となった。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。現地調査は、10月30日に開始、１か所のトレンチに調査員を投入して遺構・遺物の検出につとめ、同日実働１日間で完了した。調査結果は、口答で直ちに連絡し、埋蔵文化財発掘の届出書を、12月３日付、三教文243号で同封進達した。正式な終了報告は12月３日付、三教文第241・242号により静岡県教育委員会と事業者に報告した。同日、法第93条第１項に添付する副申を三教文第244号で同封送付した。静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、12月９日付教文第1465号で工事立会いの通知があり、事業者に送付（12月15日付、三教文256号）し、工事中の立会い調査を行った。調査結果概要は、三島市文化財年報第26・27号（2015）で報告している。

２．遺跡の立地と周辺の調査例（第１・２図）

No.350三島代官所跡第４地点は、JR三島駅の南東（S-44.5°-E）の方向性へ1.11km、標高24.1m前後に位置する。国土座標データは緯度35度07分07.64秒、経度138度55分05.51秒を中心点とする。

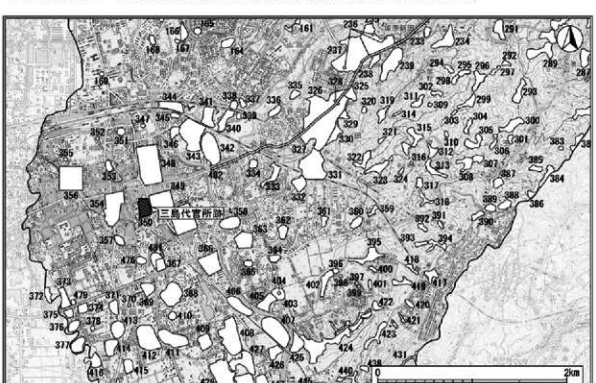

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）　三島市教育委員会

遺跡は平野部を流下する御殿川左岸の微高地に展開し、事業地が遺跡範囲北西端部と重複するため調査の対象となった。遺跡は過去３地点の調査例があり、今回は便宜的に順位順の第４地点と呼称する。

中世末の約１世紀の間、伊豆は北条氏の支配下にあったが、天正17年（1589）豊臣秀吉氏発令の北条氏討伐のための東征により天正18年に滅亡した。その後、徳川家康が武蔵国江戸を城地とする関東八国の領主となり、伊豆も幕藩体制下には幕府直轄地に組み込まれた。この頃伊豆地方の治安と民政は、地方・浦方・鉱山等を複数の小代官が支配し、当地、伊豆国君沢郡三島町の陣屋もその一つに過ぎなかった。文献からみる三島代官の初見は慶長17年（1612）の駿府記にその名が確認されているが、初代統治代官の記載は不明な部分が多く、伊奈忠次か井出正次のどちらかとされている。また、支配石高も年代・政策の違いにより増減があり、初期の約３万石から中期約７万石まで大きく開きがある。寛永19年（1642）田畑耕作奨励・農民賑救・租税遅滞の布令と時期を同じくして、小代官が整理統合され、伊豆代官は三島代官と韮山代官に確立された。この後、幕領支配の強化、大名主を長とする「組」組織の確立は安定した代官支配体制を維持させ、21代約170年間の間三島がその中心地となった。後期元禄11年（1698）の「地方直し」により旗本領が増加し、支配石高が急激に減少することとなった。当地における代官所支配の意味が失われはじめ、宝暦８年（1758）江川氏が韮山代官に任命されて三島代官所は廃された。以後当地は陣屋として幕末まで存続したとされ、韮山代官所の出先機関として三島陣屋・農兵調練場跡の呼称が残される。文献上の三島代官所の記載は、文献史学の成果に期待するところが多いが、その位置や施設規模を特定する記述の遺されたものは殆んど無い。僅かに元禄８年（1695）の三島二ノ丸陣屋組垣扶持人足覚に書かれる二ノ丸陣屋・組垣の記述と、正徳元年（1711）の三島役所修復入用帳に記述された御陣屋・役人居宅古屋の普請に関する建物の名称だけである。遺跡は過去３例の調査地点があり、今回は便宜的に順位順の第４地点と呼称する。

第１・２地点は平成２・３年に道路整備事業に伴い試掘・確認・本調査の連続した調査で、詳細は三島代官所・市ヶ原廃寺間連遺跡Ⅰ（1995）で報告している。第３地点は平成24年に庁舎非常用発電機工事に伴い

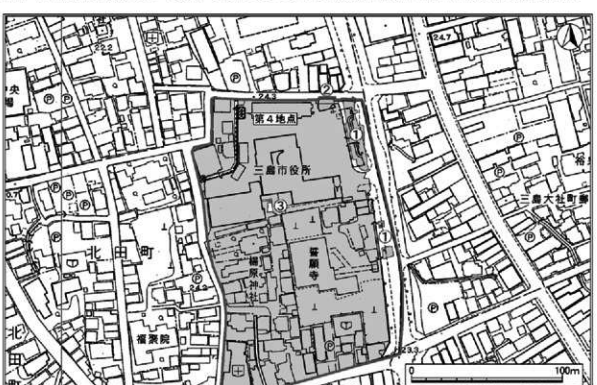

第２図　調査地点の位置（1/2,500）　　三島市教育委員会

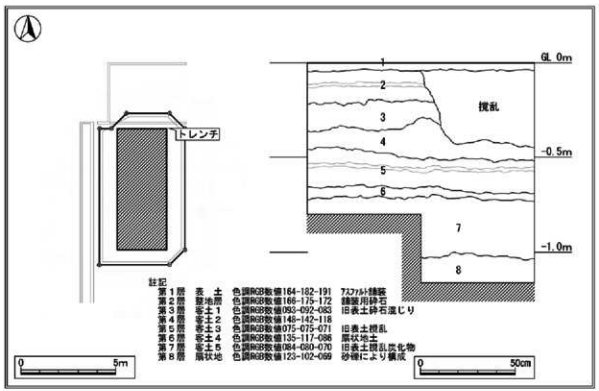

第３図　トレンチ配置と断面図（1/200・1/20）　三島市教育委員会

確認調査で、消失域の詳細は三島市埋蔵文化財発掘調査報告 補助事業版第１号（2015）で報告している。

３．調査の概要

トレンチ配置と層序（第３図）

確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に2.6m×6.4m（16.64㎡）のトレンチを１箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約20.8％の結果となった。調査は、重機による無遺物層の排除後、調査員による排土と精査を繰り返した。本地点の基本層序は扇状地堆積を主体とする陸生沖積層で形成され、断面は、トレンチ北壁を利用して８層に分層し表土下1.16mの砂礫層まで確認した。調査時の層位観察結果は、第３図に示すとおりである。

表土下１ｍまで撹乱と客土が覆土し、弥生時代以降の包含層はすべて消失していた。

４．まとめ

調査の結果、三島代官所跡第４地点は遺構・遺物とも全く認められず、市段階では事業地の全域が遺跡範囲中の消失域と理解し、本発掘調査の必要性はないものと判断した。代官所は市域中心地にあり、江戸時代から一貫して公的な施設利用がなされてきており、撹乱の程度が高い遺跡である。今後も周知遺跡内の調査例の増加を待って遺跡の有無確定を行いたい。静岡県教育委員会の指示通知どおり、工事立会いを実施してすべての調査を完了した。

第11節　伊勢堰遺跡　第14地点（№460）

1．調査の経緯と経過

この調査は、個人住宅新築工事に伴う伊勢堰遺跡第14地点の確認調査である。遺跡照会は、平成25年11月6日、三井ホーム㈱により代理照会があり、事業地は周知遺跡範囲（№460）と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。平成25年11月18日付で三島市教育委員会に対する調査依頼書・土地所有者承諾書（事業主）の提出を期に計画書を策定（11月27日決裁）となった。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は、12月４日に開始、１か所のトレンチに作業員２名を投入して遺構・遺物の検出につとめ、同日実働１日間で完了した。調査結果は、口答で直ちに連絡し、埋蔵文化財発掘の届出書を、12月６日付、三教文251号で同封進達した。正式な終了報告は12月６日付、三教文第249・250号により静岡県教育委員会と事業者に報告した。同日、法第93条第１項に添付する副申を三教文第252号で同封送付した。静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、12月11日付教文第1484号で工事立会いの通知があり、事業者に送付（12月15日付、三教文257号）し、平成26年１月31日に工事中の立会い調査を行った。調査結果概要は、三島市文化財年報第26・27号（2015）で報告している。

2．遺跡の立地と周辺の調査例（第１・２図）

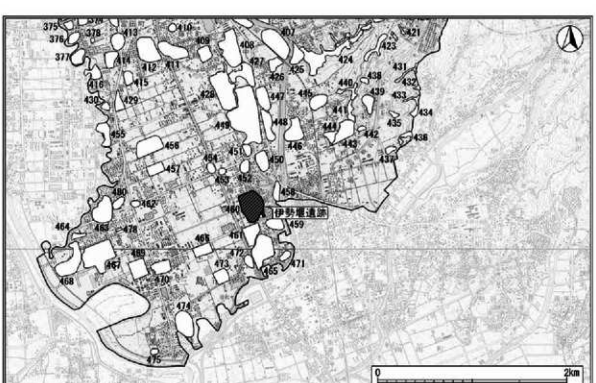

１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）　三島市教育委員会

伊勢堰遺跡第14地点は、JR三島駅を基点とする南東（S-26°-E）の方向性へ4.21km、御殿川右岸の微高地の標高12.1m前後に位置（梅名地内）する。国土座標データは緯度35度05分25.20秒、経度138度55分55.38秒を中心点とする。

微高地は、御殿川から大場川に続く蛇行帯半島状微高地の背後に展開し、広範で平滑な範囲に№460伊勢堰遺跡・№461箱根田遺跡・№465堀込遺跡が連続して遺存する状況にある。西側には狩野川と大場川の後背低湿地が大規模に拡がる位置関係にあり生産遺跡も周辺に想定できる。今回、事業地が遺跡範囲と重複するため調査の対象となった。遺跡は過去13地点の調査例があり、便宜的に順位順の第14地点と呼称する。

第1・2・11・12・13地点は分譲マンション建設、個人専用住宅建設、宅地分譲等により実施したが、いずれも遺構・遺物の検出を認めることはできなかった。埋蔵文化財報告Ⅲ・XIV・XX で正式報告している。第3・4地点は宅地分譲工事に伴う試掘・確認調査と発掘調査で平成19年5月～9月まで連続した調査例、第7地点は平成21年6月の調査例、第8～10地点は平成22年10月・23年1月の調査例であり、遺跡南側に遺存する箱根田遺跡で確認した奈良時代から平安時代の流路跡を本地点でも検出し、掘立柱建物跡や多量の遺物と伴に発見となった。伊勢堰遺跡第3・4地点・埋蔵文化財報告XⅧ・XIXで正式報告した。第5・6地点は共同住宅建設事業に伴う試掘・確認調査と発掘調査で、平成20年5月～8月まで連続した調査例である。人工流路左岸50m付近に奈良時代から平安時代の集落跡が展開していた。集落は同一規格の土地が溝跡と柱穴列により地割され、官営ないしは有力な地主による施設利用者ための住宅団地状集落の様相を呈していた。伊勢堰遺跡第5・6地点で正式報告した。

周辺には№449中島B遺跡・№461箱根田遺跡・№471安久遺跡・№472多呂ノ前遺跡など大場川や御殿川流域の微高地に遺存した弥生時代～平安時代の集落遺跡や条里関連遺跡が調査例と共に埋蔵文化財発掘調査報告書で報告がなされている。特に箱根田遺跡で予測された祭祀遺構の位置付けとの兼合いが重要な要素となる地域に遺跡が展開している。

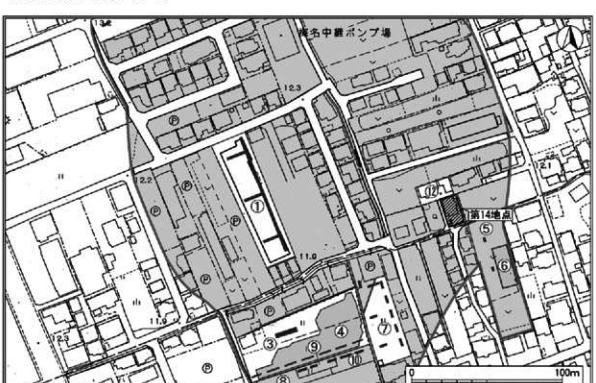

第2図　調査地点の位置（1/2,500）

三島市教育委員会

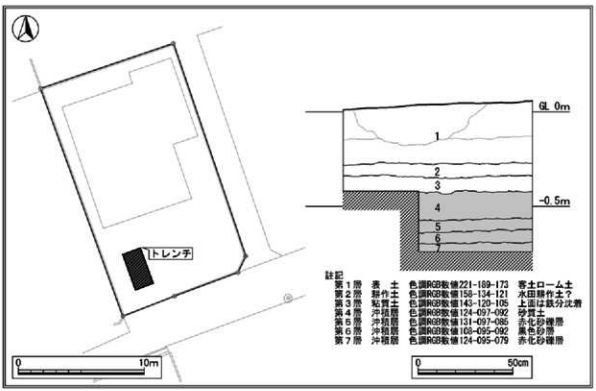

第３図　トレンチ配置と断面図（1/300・1/20）　　三島市教育委員会

３．調査の概要

トレンチ配置と層序（第３図）

確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内の計画建物範囲外に幅1.5m×３m（4.5㎡）の規模のものを設営した。事業面積に対する調査比率は約2.17%の結果となった。調査は重機による無遺物層の排除後、作業員による排土と精査を繰り返した。本地点の基本層序は、縄文時代の冠水時に沖積した陸成の上部砂質シルト層による水平堆積をベースとして成立し、排水後に陸地化し河川による陸成沖積層が被覆して現地の基本的な地形を形成している。層位データは、調査範囲西壁で観察行い、表土下0.8mの砂礫層まで行った。調査時における各層位の観察結果は、第３図に示すとおり鉄分の沈着が多く、恒常的な湿地帯であったと理解できた。

４．まとめ

伊勢堀遺跡は、三島市街地の南端付近に位置し、遺跡の北側には古代条里地割が拡がっている。現在、遺跡範囲西寄りには南北方向に国道136号線が通り、この道路敷設に伴い宅地・商業施設地域化が拡がることとなった。本来、遺跡周辺は水稲耕作地であり今なお周囲には水田等が多い。狩野川、大場川が自然堤防であった古代は、沖積平野中の低地帯（後背湿地域）の冠水地域であったと判断できた。

今回の確認調査では、遺構・遺物は検出しなかったため遺跡範囲中の空白域と理解したが、周辺の調査例から奈良から平安時代に形成された人工流路周辺は、低地帯でありながら遺跡が展開する可能性があり、今後も調査機会があれば確認したい地域にある。

以上により、市段階では本発掘調査の必要性はないものと判断し、静岡県教育委員会の指示通知どおり工事立会いを実施してすべての調査を完了した。

第12節　伊豆国分寺跡　第11地点（No.356）

1．調査の経緯と経過

この調査は、個人住宅新築工事に伴う伊豆国分寺跡遺跡第11地点の確認調査である。遺跡照会は、平成25年12月12日、大和ハウス工業㈱により代理照会があり、事業地は周知遺跡範囲（No.356）と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。平成25年12月17日付で三島市教育委員会に対する調査依頼書・土地所有者承諾書（事業主）の提出を期に計画書を策定（12月18日決裁）となった。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は、12月20日に開始、１か所のトレンチに作業員２名を投入して遺構・遺物の検出につとめ、同日実働１日間で完了した。調査結果は、口答で直ちに連絡し、埋蔵文化財発掘の届出書を、12月25日付、三教文262号で同封進達した。正式な終了報告は12月25日付、三教文第260・261号により静岡県教育委員会と事業者に報告した。同日、法第93条第１項に添付する副申を三教文第263号で同封送付した。静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成26年１月７日付教文第1586号で工事立会いの通知があり、事業者に送付（１月16日付、三教文268号）し、工事中の立会い調査を行った。調査結果概要は、三島市文化財年報第26・27号（2015）で報告している。

2．遺跡の立地と周辺の調査例（第１・２図）

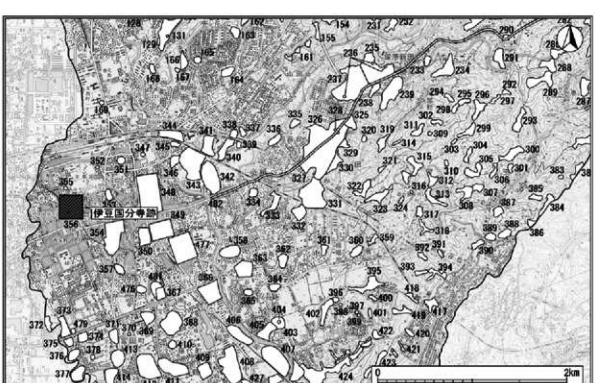

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）　三島市教育委員会

伊豆国分寺跡第11地点は、JR三島駅を基点とする南南西（S-16.5°-W）の方向性へ0.67km、三島扇状地の扇央部から流下する御殿川右岸の微高地の標高31.5m前後に展開する。国土座標データは緯度35度07分12.93秒、経度138度54分30.67秒を中心点とする。

遺跡は境川と御殿川の間にある比較的に幅広な平坦地に展開し、事業地が遺跡範囲下半部西端にあり、軽部氏推定では寺域未端と重複関係にあるため調査の対象となった。本遺跡は小規模ながら比較的発掘調査例の多い地域にあり、奈良時代から近世の社寺域が想定できる遺物散布域にある。遺跡は過去10例の調査例があり、本地点は調査順位から便宜的に第11地点と呼称した。

主体となる調査は、昭和31年に実施した軽部慈恩氏による三島市誌編纂に伴う調査例である。遺構は金堂・僧坊・中門・回廊と推定する礎石と掘立柱建物跡の遺構と多量の布目瓦遺物を検出した。瓦は退化した山田寺系と判断され、中には「花」「光」等の文字瓦が含まれることから伊豆市の花坂瓦窯跡と確定している。調査の詳細は、三島市誌上巻（1958）及び埋蔵文化財発掘調査報告Ⅴ（1996）でそれぞれ報告が成されている。第４地点は塔跡基壇と礎石測量図の作成が行われ、静岡県教育委員会発行「静岡県の古代寺院・官衙遺跡」（2003）で報告が成されている。第５地点は個人住宅新築に伴う調査例で版築の塔跡基壇南東角を検出した。調査の詳細は、埋蔵文化財発掘調査報告Ⅴ（1996）-第３地点で報告が成されている。第６地点も個人住宅建替えに伴う調査例で伽藍地西門にあたる掘立柱建物跡を検出した。調査の詳細は、埋蔵文化財発掘調査報告XIII（2008）で報告が成されている。第２・３・７～10地点は推定寺域外・伽藍空白地の調査例で主に個人住宅建設と宅地分譲に伴う調査例である。調査の詳細は、伊豆国分寺関連遺跡Ⅰ（1990）-第１地点呼称・埋文報告Ⅰ（1992）-第２地点呼称・XV（2010）・補助事業版 第１号（2015）で報告が成されている。

周辺は市街地化が著しく表面採集で遺跡を特定しにくい地域にあり密集度は低い。№355栗寿園西口古墳は水道管敷設工事時に発見された石棺で緊急調査が実施された。調査の詳細は、三島市誌上巻（1958）及び

第２図　調査地点の位置（1/2,500）　　三島市教育委員会

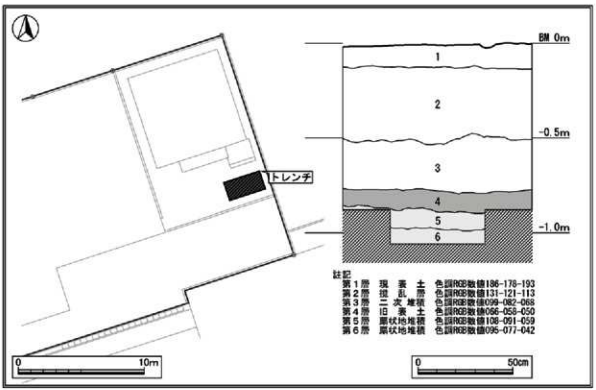

第３図　トレンチ配置と断面図（1/300・1/20）　三島市教育委員会

埋蔵文化財発掘調査報告XII（2007）でそれぞれ報告が成されている。

３．調査の概要

トレンチ配置と層序（第３図）

確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、計画建物範囲外南側に設営した。規模は幅1.5m×３m（4.5㎡）で、事業面積に対する確認調査比率は約2.49％の結果となった。調査は重機による無遺物層の排除後、作業員による排土と精査を繰り返した。本地点の基本層序は、溶岩流の流下以降に形成された扇状地堆積層をベースとして基本的な地形を形成している。層位データは、トレンチ東壁で観察行い、表土下1.06mの硬砂層（マサ）まで掘削を行った。調査時における層位の観察結果は、第３図に示すとおり６層に分層できた。

第４層は旧表土であるが遺物の包蔵は確認できず、第５層上面の遺構確認面でも遺構等は全く検出できなかった。

４．まとめ

調査の結果、表土下0.85m前後で遺構確認面に達し、遺跡の展開を確認できる状況にあることが理解できた。推定では寺域末端の築地等に関する遺構の検出を期待してトレンチを設営したが、遺構・遺物は一切検出できず、寺域外か寺域内空白域と理解できた。

以上により、立地的には一部が寺域推定範囲にあることから今後も周知遺跡から除外しないことを事業者に報告し、建築面積部は空白域として判断した。県教育委員会からの指示通知後に工事立会いを実施して調査のすべてを完了している。

第13節　向山古墳群　第18地点（№424）

1．調査の経緯と経過

この調査は、三島市教育委員会文化振興課計画による三島市谷田字新福寺に所在する向山古墳群第18地点の墳丘規模確認調査である。平成25年１月12日付で三島市教育委員会に対する調査計画書・土地所有者承諾書（事業主）の提出を期に計画書を策定（１月15日決裁）となった。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、遺跡の種別・深度・時代時期と墳丘規模の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は、１月22日に開始、６か所のトレンチに作業員５名を投入して遺構・遺物の検出につとめ、３月18日の実働23日間で完了した。調査の正式な終了報告は３月28日付、三教文第346・345号により静岡県教育委員会と事業者に報告した。調査報告書は、調査全体をまとめた三島市埋蔵文化財発掘調査報告 補助事業版第Ⅰ号（2015）で正式報告をしているため、詳細は省く。

2．遺跡の立地（第１・２図）

向山古墳群第18地点は、JR三島駅の南東（E-43.5°-S）の方向性へ3.31km、標高34.7m前後に位置する。国土座標データは緯度35度06分20.49秒、経度138度56分12.87秒を中心点とする。

遺跡は夏梅木川と大場川支谷に区画された箱根山西麓の尾根鞍部末端に展開し、調査地点は古墳群範囲の西端北側に分岐する尾根上に位置する。

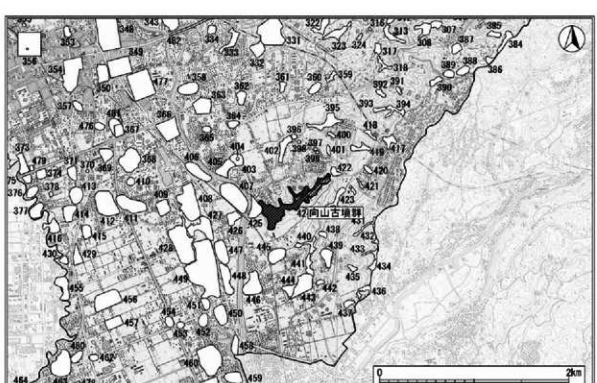

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）　三島市教育委員会

3．調査の概要とまとめ

トレンチ配置と層序と調査方針（第３図）

確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、確認範囲に1.2m×2.0～4.5mの６トレンチを設営（22.8㎡）した。確認面積に対する確認調査率は約0.96％であった。調査は、重機による調査トレンチ範囲の確保を行い、無遺物層の除去後、作業員による排土と精査を層位ごと繰り返した。断面は、トレンチの連続性を考え必要な壁面を利用して確認した。前調査の第17地点調査までに積み上げられてきたデータへの追加と墳丘プランの再設定を行う資料取得をめざした。

調査の結果、前方部５トレンチは墳丘を構成する中部ローム層が認められ、西側道路を超えて古墳プランが広がる可能性が認められた。また、前方部６トレンチは中央部から東側にかけての再調査が必要と判断された。前方部７トレンチは墳丘斜面の末端を捉えることができた。

奈良県桜井市の箸墓古墳に見られる撥形に開く前方部が、向山16号墳においても確定できるものなのかを主目的に実施した。調査後、平成26年２月21日に静岡県教育委員会文化財保護審議委員である滝沢誠氏と県文化財保護課の現地調査が行われ、次年度に前方部全面の方向性を確定するトレンチと撥形に開く可能性が高い西側道路の西側に９トレンチを設定し、前方部前面西端を確定する８トレンチの追加調査の指導をいただき調査を完了した。

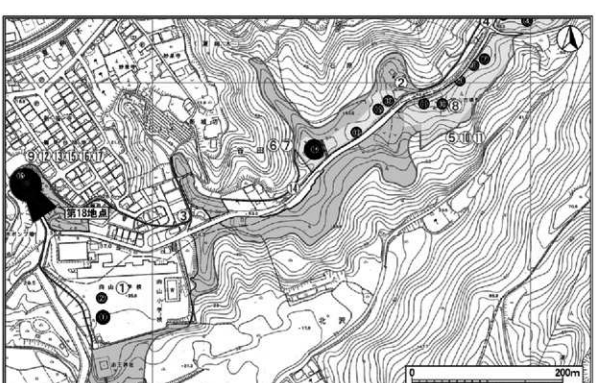

第２図　調査地点の位置（1/5,000）　三島市教育委員会

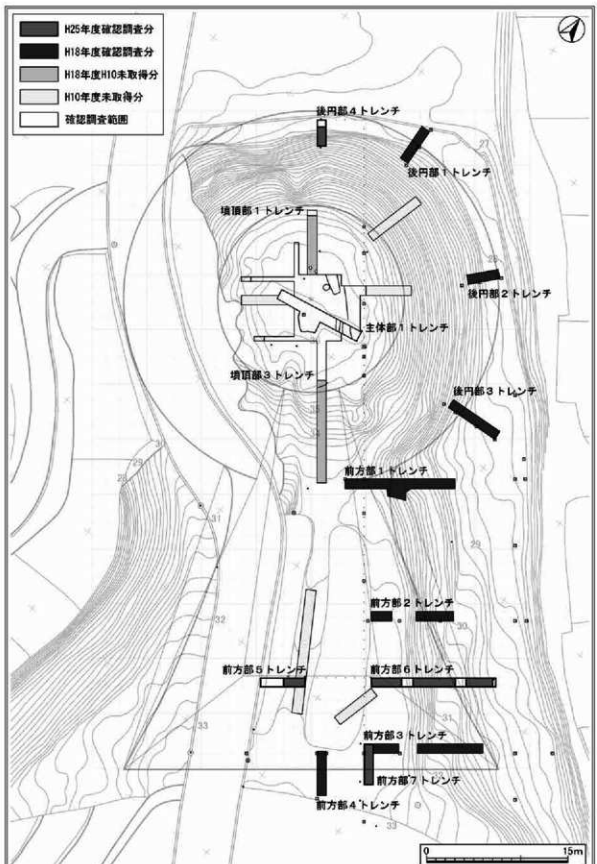

第３図　トレンチ配置図（1/400）

三島市教育委員会

第14節　伊勢堰遺跡　第15地点（№460）

1．調査の経緯と経過

この調査は、梅名土地売買に伴う伊勢堰遺跡第15地点の確認調査である。遺跡照会は、平成26年１月、田建商事㈱により代理照会があり、事業地は周知遺跡範囲（№460）と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。平成26年１月31日付で三島市教育委員会に対する調査依頼書・土地所有者承諾書（事業主）の提出を期に計画書を策定（２月12日決裁）となった。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は、２月13日に開始、１か所のトレンチに作業員２名を投入して遺構・遺物の検出につとめ、同日実働１日間で完了した。調査結果は、口答で直ちに連絡し、埋蔵文化財発掘の届出書を、２月14日付、三教文289号で同封進達した。届出書は土木工事の決定前に行い、正式な図面作成後に追加送付する予定で送付した。正式な終了報告は２月14日付、三教文第287・288号により静岡県教育委員会と事業者に報告した。同日、法第93条第１項に添付する副申を三教文第290号で同封送付した。静岡県教育委員会からは、猶予期間後に土木工事等の決定と図面提示がないことから、法第93条の受理はできない旨の連絡があり、現在書類が返送された状態となっている。その後、事業者による計画図面の提出はなく、書類を保持している状態で、すべての調査は完了していない。調査結果の概要は、三島市文化財年報第26・27号（2015）で報告している。

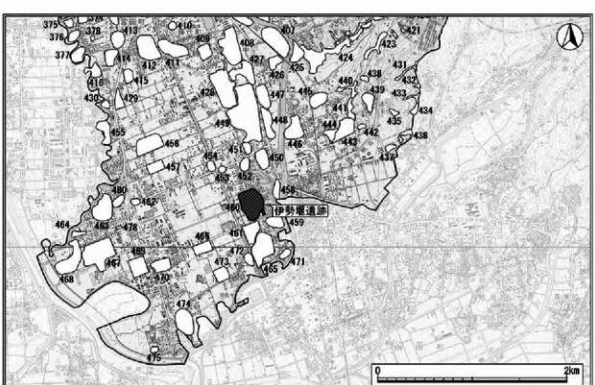

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）　三島市教育委員会

2．遺跡の立地と周辺の調査例（第１・２図）

伊勢堰遺跡第15地点は、JR三島駅を基点とする南東（S-24.5°-E）の方向性へ4.27km、御殿川右岸の微高地の標高12.3m前後に位置（梅名地内）する。国土座標データは緯度35度05分28.22秒、経度138度55分48.85秒を中心点とする。

微高地は、御殿川から大場川に続く蛇行帯半島状微高地に展開し、広範で平滑な範囲に№460伊勢堰遺跡・№461箱根田遺跡・№465堀込遺跡が連続して展開した状況にある。西側には狩野川と大場川の後背低湿地が大規模に拡がる位置関係にあり、生産遺跡も周辺に想定できる。今回、事業地が遺跡範囲と重複するため調査の対象となった。遺跡は過去14地点の調査例があり、便宜的に順位順の第15地点と呼称する。

第１・２・11～14地点は分譲マンション建設、個人専用住宅建設、宅地分譲等により実施したが、いずれも遺構・遺物の検出を認めることはできなかった。埋蔵文化財報告Ⅲ・ⅩⅣ・ⅩⅩ・補助事業版 第１号で正式報告している。第３・４地点は宅地分譲工事に伴う試掘・確認調査と発掘調査で平成19年５月～９月まで連続した調査例、第７地点は平成21年６月の調査例、第８～10地点は平成22年10月・23年１月の調査例であり、遺跡南側に遺存する箱根田遺跡で確認した奈良時代から平安時代の流路跡を本地点でも検出し、掘立柱建物跡や多量の遺物と伴に発見となった。伊勢堰遺跡第３・４地点・埋蔵文化財報告ⅩⅦ・ⅩⅨで正式報告した。第５・６地点は共同住宅建設事業に伴う試掘・確認調査と発掘調査で、平成20年５月～８月まで連続した調査例である。人工流路左岸50m付近に奈良時代から平安時代の集落跡が展開していた。集落は同一規格の土地が溝跡と柱穴列により地割され、官営ないしは有力な地主による施設利用者ための住宅団地状集落の様相を呈していた。伊勢堰遺跡第５・６地点で正式報告した。

周辺には№449中島Ｂ遺跡・№461箱根田遺跡・№471安久遺跡・№472多呂ノ前遺跡など大場川や御殿川流域の微高地に遺存した弥生時代～平安時代の集落遺跡や条里関連遺跡が調査例と共に埋蔵文化財発掘調査報告書で報告がなされている。特に箱根田遺跡で予測された祭祀遺構の位置付けとの兼合いが重要な要素とな

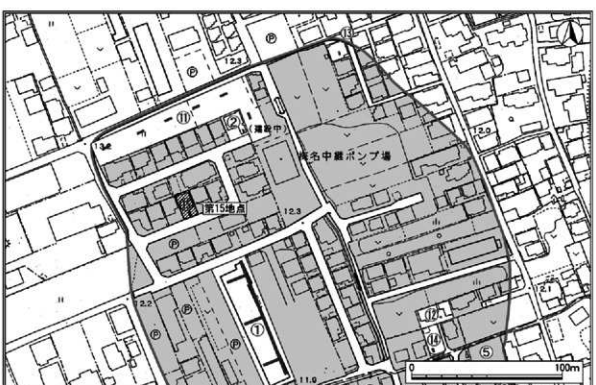

第２図　調査地点の位置（1/2,500）　三島市教育委員会

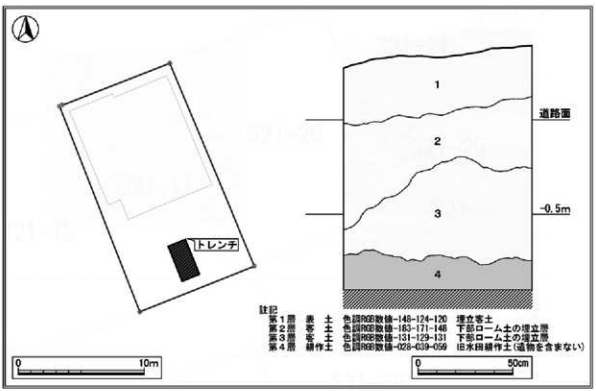

第３図　トレンチ配置と断面図（1/300・1/20）　　三島市教育委員会

る地域に遺跡が展開している。

３．調査の概要

トレンチ配置と層序（第３図）

確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内の計画建物範囲外に幅1.5m×３m（4.5㎡）の規模のものを１箇所設営した。事業面積に対する調査比率は約2.77％の結果となった。調査は重機による無遺物層の排除後、作業員による排土と精査を繰り返した。本地点の基本層序は、縄文時代の冠水時に沖積した陸成の上部砂質シルト層による水平堆積をベースとして成立し、排水後に陸地化し河川による陸成沖積層が被覆して現地の基本的な地形を形成している。層位データは、調査範囲西壁で観察行い、表土下1.29mの旧水田耕作土まで４層に分層を行った。調査時における各層位の観察結果は、第３図に示すとおり恒常的な止水湿地帯であったと理解できた。

４．まとめ

遺跡周辺は水稲耕作地であり今なお周囲には水田等が多い。狩野川、大場川が自然堤防であった古代は、沖積平野中の低地帯（後背湿地域）の冠水地域であったと判断できた。確認調査の断面図の結果も、第１～３層は旧宅地化整備時に平坦化と埋め立てで下部ローム層の客土である。第４層中が遺物包含層となる場合が多いが、当地第４層中からは遺構・遺物の痕跡は全く認められなかった。この結果、市段階の判断では事業地の全域が遺跡範囲中の空白域（湿地域）と理解し、本発掘調査の必要性はなくなく工事立会いが妥当と判断したが、事業の実施には至っていない。

第15節　長伏遺跡　第６地点（№463）

１．調査の経緯と経過

この調査は、長伏11区画宅地分譲に伴う長伏遺跡第６地点の確認調査である。遺跡照会は、平成26年１月21日、㈱共同開発により代理照会があり、事業地は周知遺跡範囲（№460）と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。平成26年２月５日付で三島市教育委員会に対する調査依頼書・土地所有者承諾書（事業主）の提出を期に計画書を策定（２月12日決裁）となった。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は、２月25日に開始、１か所のトレンチに作業員２名を投入して遺構・遺物の検出につとめ、同日実働１日間で完了した。調査結果は、口答で直ちに連絡し、埋蔵文化財発掘の届出書を、２月５日付、三教文312号で同封進達した。正式な終了報告は２月27日付、三教文第311・310号により静岡県教育委員会と事業者に報告した。同日、法第93条第１項に添付する副申を三教文第313号で同封送付した。静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、３月４日付教文第1911号で工事立会いの通知があり、事業者に送付（３月11日付、三教文328号）し、工事中の立会い調査を行った。調査結果概要は、三島市文化財年報第26・27号（2015）で報告している。

２．遺跡の立地と周辺の調査例（第１・２図）

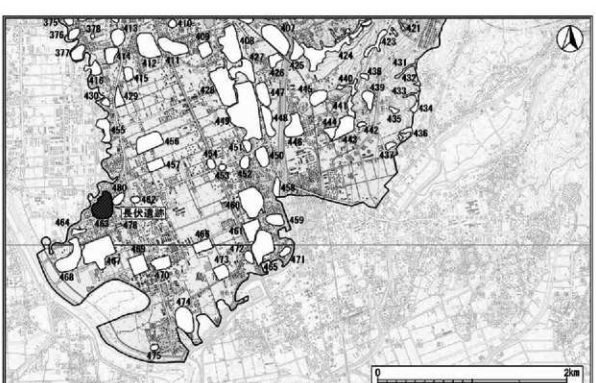

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）　三島市教育委員会

長伏遺跡第６地点は、JR三島駅を基点とする南（S-5.0°-W）の方向性へ4.08km、標高10m前後に位置する。国土座標データは緯度35度05分23.35秒、経度138度54分55.93秒を中心点とする。

遺跡は、境川により規定された島状微高地に展開し、事業地が遺跡範囲南東端と重複関係にあるため調査の対象となった。本地域は、比較的発掘調査例の多い地域にあり、弥生時代～平安時代の集落域が想定できる遺物散布域の範囲にあり、過去発掘調査例が６例ある。第０地点は、三島市郷土館開館と弥生文化研究のための学術調査で、日本考古学年報13・18（1967・1972）と三島市埋蔵文化財報告Ⅷ（2003）で報告がなされている。第１地点は加藤学園考古学研究所の所報11（1989）で概要報告がなされ、弥生時代の環濠状溝跡の検出事例があるが、第０・１地点とも調査位置が特定できない状況にあり正式報告の刊行を期待したい。第２・３地点は当地点北側に隣接する調査例で、遺跡範囲中の空白域である。三島市埋蔵文化財報告XⅦ（20012）・XⅧ（2013）で報告がなされている。本地点は調査順位より便宜的に第６地点と呼称した。

周辺の境川水系にある遺跡調査例では、№468長伏六反田遺跡の調査があり、弥生時代中期後半から中世の墓域・集落跡・居館跡関連遺構群を検出している。その詳細は長伏六反田遺跡（1999）で報告が成されている。№478長伏上塩辛田遺跡の調査があり、弥生時代終末から古墳時代初頭の生産跡を検出している。その詳細は長伏上塩辛田遺跡（1992）で報告が成されている。№480桶田遺跡の調査があり、平安時代の溝状遺構に区画された住居跡５軒と掘立柱建物３棟で構成される集落跡を検出している。遺物は８世紀後半から10世紀前半までの土師器・灰釉陶器・墨書土器が発見され、その詳細は三島市埋蔵文化財報告Ⅱ（1993）で報告が成されている。

３．調査の概要

トレンチ配置と層序（第３図）

確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内を10m間隔の方眼で区画し、1.5m×３m（4.5㎡）

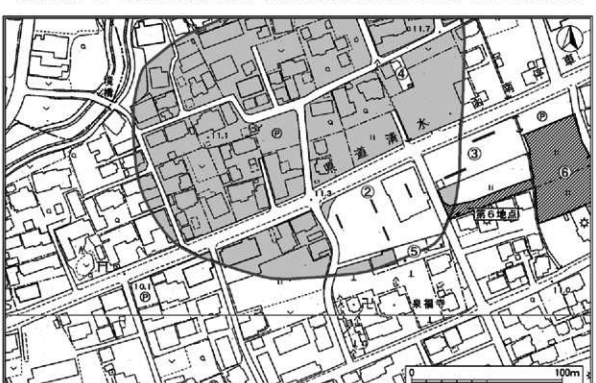

第２図　調査地点の位置（1/2,500）　三島市教育委員会

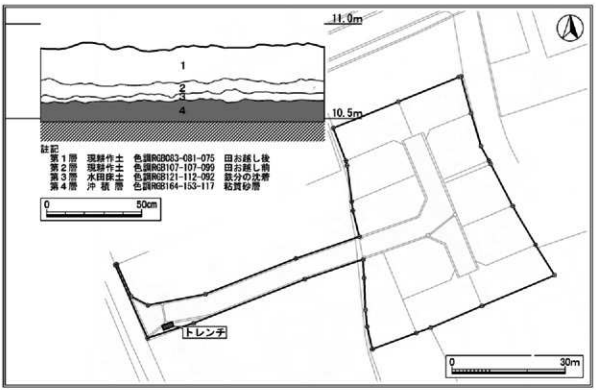

第３図　トレンチ配置と断面図（1/1,000・1/20）　三島市教育委員会

を１か所に設営した。事業地面積に対する試掘率は0.16％の結果となった。調査は、重機による無遺物層の排除後、作業員による排土と精査を各層位ごと繰り返し、埋め戻しは重機を使用した。断面は、トレンチ北壁を利用して表土下0.42mの粘質砂層まで４層に分層して確認した。調査時における各層位の観察結果は、第３図に示すとおり沖積低地であったと理解できた。

４．まとめ

確認調査の結果、断面図の第１～３層は現水田耕作に伴う土である。第４層は平野部の河川後背湿地帯の沖積層である。周辺地の遺跡発見層位は、第４層上部に黒色の旧表土が遺物包含層となる場合が多いが、当地では旧表土を検出できず、遺構・遺物は全く認められなかった。

この結果、市段階の判断では事業地の全域が遺跡範囲中の空白域と理解し、本発掘調査の必要性はなくなく工事立会いが妥当と判断した。静岡県県教育委員会からは、工事立会い調査の指示があり完了している。

第16節　元町田遺跡　第２地点（№414）

１．調査の経緯と経過

この調査は、個人住宅新築工事に伴う元町田遺跡第２地点の確認調査である。遺跡照会は、平成26年１月30日、渡邉建築計画研究所により代理照会があり、事業地は周知遺跡範囲（№414）と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。平成26年１月31日付で三島市教育委員会に対する調査依頼書・土地所有者承諾書（事業主）の提出を期に計画書を策定（２月14日決裁）となった。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は、２月26日に開始、１か所のトレンチに作業員２名を投入して遺構・遺物の検出につとめ、同日実働１日間で完了した。調査結果は、口答で直ちに連絡し、埋蔵文化財発掘の届出書を、２月27日付、三教文316号で同封進達した。正式な終了報告は２月27日付、三教文第315・314号により静岡県教育委員会と事業者に報告した。同日、法第93条第１項に添付する副申を三教文第317号で同封送付した。静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、３月14日付教文第1969号で工事立会いの通知があり、事業者に送付（３月21日付、三教文339号）し、工事中の立会い調査を行った。調査結果概要は、三島市文化財年報第26・27号（2015）で報告している。

２．遺跡の立地と周辺の調査例（第１・２図）

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）　三島市教育委員会

元町田遺跡第２地点は、JR三島駅を基点とする南（S-8.0°-W）の方向性へ2.49km、標高16.2m前後に位置する。国土座標データは緯度35度06分14.61秒、経度138度54分52.30秒を中心点とする。

遺跡は、境川により既定された微高地の後背湿地部に展開し、事業地が遺跡範囲南端と重複関係にあるため調査の対象となった。本地域は、発掘調査例の少ない地域にあり、古墳時代～平安時代の遺物散布地が認められる範囲にあり、過去発掘調査例は１例が記録されている。

第１地点は市企業立地推進室の依頼で平成18年度に実施、遺跡は南北85m、東西75mに展開する。調査の結果、いずれのトレンチからも遺構・遺物の痕跡のない遺跡範囲中の空白域と判断され、調査の詳細は三島市埋蔵文化財発掘調査報告ⅩⅣ（2009）で報告がなされている。本地点は調査順位より便宜的に第２地点と呼称した。

周辺の境川水系にある遺跡調査例では、№412蔵地原遺跡・№479玉川塚田遺跡・№455平田前田遺跡など弥生時代から平安時代の遺跡発掘調査が実施されている。調査の詳細は三島市埋蔵文化財報告と玉川塚田遺跡（1992）・静岡県埋蔵文化財調査研究所編の平田前田遺跡（1998）で報告がなされている。下流域では№468長伏六反田遺跡の調査があり、弥生時代中期後半から中世の墓域・集落跡・居館跡関連遺構群を検出している。その詳細は長伏六反田遺跡（1999）で報告が成されている。№478長伏上塩辛田遺跡の調査があり、弥生時代終末から古墳時代初頭の生産跡を検出している。その詳細は長伏上塩辛田遺跡（1992）で報告が成されている。№480桶田遺跡の調査があり、平安時代の溝状遺構に区画された住居跡５軒と掘立柱建物３棟で構成される集落跡を検出している。遺物は８世紀後半から10世紀前半までの土師器・灰釉陶器・墨書土器が発見され、その詳細は三島市埋蔵文化財報告Ⅱ（1993）で報告が成されている。

３．調査の概要

トレンチ配置と層序（第３図）

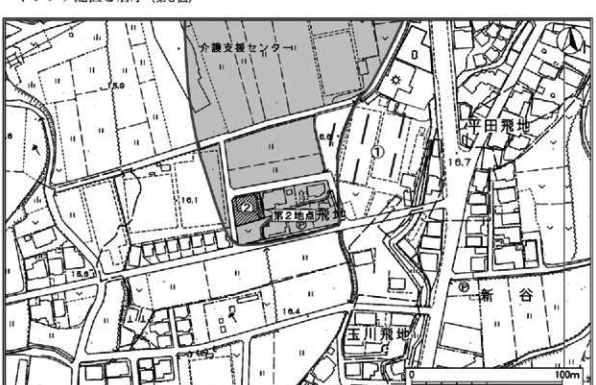

第２図　調査地点の位置（1/2,500）

三島市教育委員会

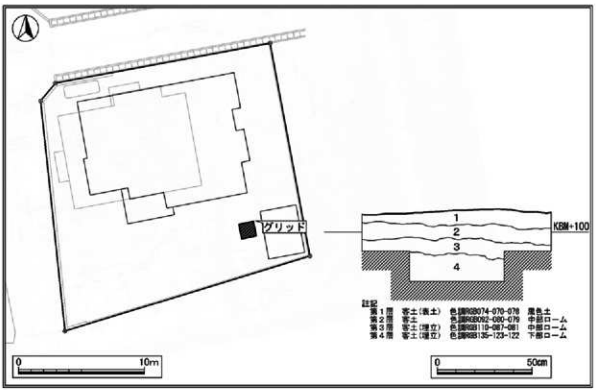

第３図　グリッド配置と断面図（1/300・1/20）　　三島市教育委員会

確認調査はグリッド調査法を利用して行い、事業地内の既存建物範囲外に幅1.2m×1.2m（1.44㎡）のグリッドを１箇所設営した。事業面積に対する確認調査比率は約0.41％の結果となった。調査は作業員の手掘りによる排土と精査を繰り返した。層位データは、調査範囲南壁で観察行い、表土下0.36mの客土まで４層に分層を行った。調査時における各層位の観察結果は、第３図に示すとおり旧住宅地化の埋立地であったと理解できた。

４．まとめ

確認調査の結果、旧水田耕作土までは堀削が及ばず下部ローム層の填圧による硬化層が認められた。周辺地の水田耕作面とは約0.6mの比高差があり、客土はそこまで及ぶようである。周辺水田の遺物散布状況を確認するため詳細な踏査を行ったが、古墳～古代の遺物は１片も表面採集することは出来なかった。また第１地点の調査時も遺構・遺物が認められず、当地も地下水位が高い湿地帯に位置するものと判断した。この結果、市段階では事業地の全域が遺跡範囲中の空白域（湿地域）と理解し、本発掘調査の必要性はなく工事立会いが妥当と判断した。

第17節　塚原初音原遺跡　第３地点（№239）

１．調査の経緯と経過

この調査は、給油所・事務所建設に伴う塚原初音遺跡第３地点の確認調査である。遺跡照会は、平成26年２月６日、山田測量設計事務所により代理照会があり、事業地は周知遺跡範囲（№239）と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。平成26年２月13日付で三島市教育委員会に対する調査依頼書・土地所有者承諾書（事業主）の提出を期に計画書を策定（２月14日決裁）となった。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は、３月11日に開始、予定していた４か所のうち１か所のトレンチに作業員２名を投入して遺構・遺物の検出につとめていたところ、利用業者が急遽大型トラック６台を長く停めたい旨の申し出があり、協議の結果調査を中断した。調査結果は、口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は３月19日付、三教文第336号により静岡県教育委員会に報告した。調査結果概要は、三島市文化財年報第26・27号（2015）で報告している。

２．調査の概要

トレンチ配置（第３図）

確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に20m間隔のメッシュを設定、その中に1.5m×3.0m（4.5㎡）のトレンチを４箇所設営する予定であったが、事業者の都合により中断した。

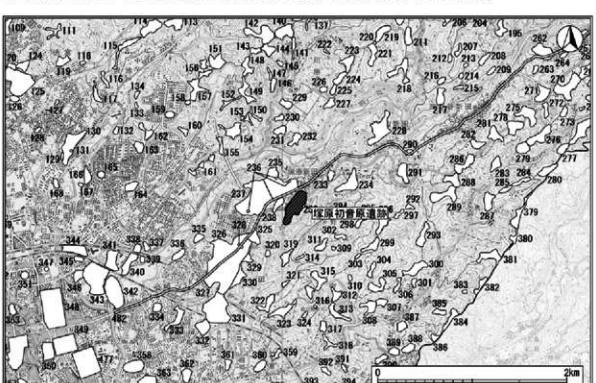

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）　三島市教育委員会

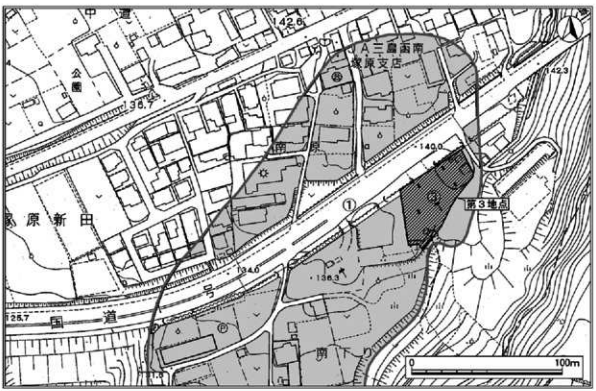

第２図　調査地点の位置（1/2,500）　三島市教育委員会

４．まとめ

調査は年度末の実施であったことから、当該年度での完了が難しく、平成27年度初頭に実施する方向性で調整された。重機借り上げ、作業員雇用が発生していたため途中経過までを報告とする。

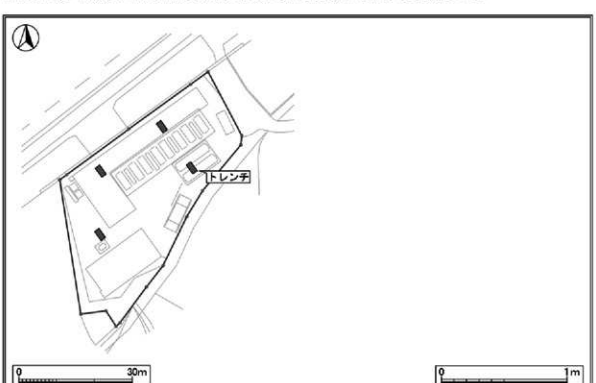

第３図　トレンチ配置（1/1,000）　三島市教育委員会

第18節　塚原初音原遺跡　第４地点（№239）

１．調査の経緯と経過

この調査は、社会福祉施設新築工事に伴う塚原初音原遺跡第４地点の確認調査である。遺跡照会は、平成26年２月、㈲ダイアリビングにより代理照会があり、事業地は周知遺跡範囲（№239）と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。平成26年２月28日付で三島市教育委員会に対する調査依頼書・土地所有者承諾書（事業主）の提出を期に計画書を策定（３月５日決裁）となった。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は、３月12日に開始、１か所のトレンチに作業員５名を投入して遺構・遺物の検出につとめ、同日実働１日間で完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、埋蔵文化財発掘の届出書を５月22日付、三教文56号で同封進達した。正式な終了報告は３月19日付、三教文第338・337号により静岡県教育委員会と事業者に報告した。５月22日付、法第93条第１項に添付する副申を三教文第57号で同封送付した。静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、６月18日付教文第491号で工事立会いの通知があり、事業者に送付（６月20日付、三教文94号）し、12月２日に工事中の立会い調査を行った。調査結果概要は、三島市文化財年報第26・27号（2015）で報告している。

２．遺跡の立地と周辺の調査例（第１・２図）

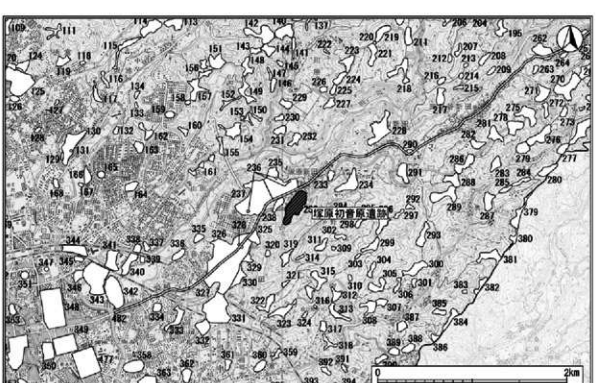

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）　三島市教育委員会

塚原初音ヶ原遺跡第４地点は、JR三島駅の東北東（E-12.5°-N）の方向性へ3.5km、標高144.9m前後に位置する。国土座標データは緯度35度07分59.10秒、経度138度56分53.23秒を中心点とする。

遺跡は箱根山西麓を刻む山田川と夏梅木川に既定された尾根鞍部に展開し、事業地が遺跡範囲の北東端部と重複するため調査の対象となった。本地域は、国道１号塚原バイパス工事に伴う大規模な調査例が記録されているが、比較的古い発掘調査例である。過去発掘調査例は３例が記録されている。

第１地点は一般国道１号塚原バイパス建設工事により、昭和49年に実施、旧石器時代終末の標準的なナイフ形石器群の資料を出土した遺跡である。出土遺物の詳細は三島市埋蔵文化財発掘調査報告ⅩⅣ（2009）で報告がなされている。第２地点は、東駿河湾環状道路建設事業に伴う平成22年度の確認調査例で、遺跡範囲西側斜面部である。遺跡範囲中の空白域と認識された。調査の詳細は、静岡県教育委員会文化財保護課の調査例で正式報告は未刊行である。第３地点は前節どおりである。本地点は調査順位より便宜的に第４地点と呼称した。

同一の尾根鞍部の遺跡調査例では、№326・327初音ヶ原Ａ・Ｂ遺跡があり、旧石器時代の６時期の文化層と第Ⅲ黒色帯の60基に及ぶ土坑群の発見は秀逸である。調査の詳細は初音ヶ原遺跡（1999）に代表される。№237下原遺跡は東駿河湾環状道路建設に伴うもので、第Ⅲ黒色帯の土坑７基が検出されている。調査の詳細は静岡県埋蔵文化財調査研究所発行の下原遺跡Ⅰ～Ⅲ（1995・97・98）に代表される。

3．調査の概要

トレンチ配置と層序（第３図）

確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.5m×3.0m（4.5㎡）のトレンチを１箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約0.84％であった。調査は、重機による無遺物層の排除後、作業員による排土と精査を層位ごと繰り返した。断面は、トレンチ北壁を利用して表土下1.27mまでの休場層中層ま

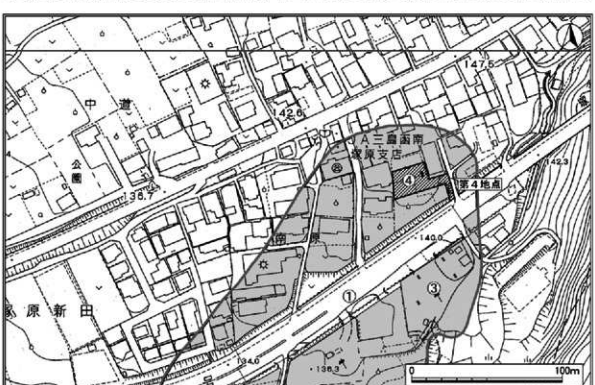

第２図　調査地点の位置（1/2,500）　三島市教育委員会

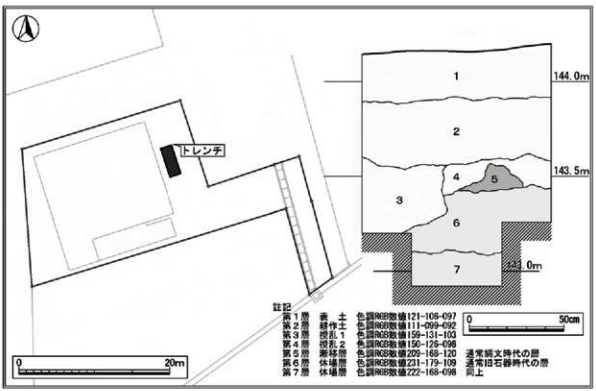

第３図　トレンチ配置と断面図（1/500・1/20）　三島市教育委員会

で確認した。

４．まとめ

確認調査の結果、断面図の第１～４層は営農に伴う耕作土と撹乱により形成された層位である。第５層は漸移層（Zn）・第６層は休場層上層（YLU）・第７層は休場層中層（YLM）に該当し、遺跡立地があれば第５層は縄文時代の遺跡、第６・第７層は旧石器時代の遺跡が展開する層位である。しかし、旧耕作中にも遺物の包蔵は全く認められず、第５～７層中にも遺構・遺物等は全く認められなかった。この結果、市段階では事業地の全域が遺跡範囲中の空白域と理解し、本発掘調査の必要性はなく工事立会いが妥当と判断した。

第２章
確認調査
（平成26年度）

例　　言

1．本報告は、平成26年４月～10月に実施した確認調査についての報告である。
2．確認調査は、国・県補助金を得て三島市教育委員会が実施したものである。
3．確認調査における整理作業は、調査担当の指示の元に整理作業員が実施し、執筆は基本的に担当者が行った。各節の作業分担は以下のとおりである。
　第１～５・７・10・13・15～19節　辻真人（調査・挿図図版・写真図版）　伊庭（図化）　辻（執筆）
　第６・８・９・11・12・14節　寺田光一郎（調査・挿図図版・写真図版）　伊庭（図化）　寺田（執筆）
　第20節　芦川忠利（調査・挿図図版・写真図版）　伊庭（図化）　芦川（執筆）

凡　　例

1．遺構・遺物の縮尺
　遺構図1/200～1/500・1/1,000　　断面図1/20～40
2．実測図の標高は海抜高度を示すが、それ以外は事業地基準点からのマイナス深度である。
3．透明度の表示
　各色20%表示を基本とする。
4．第１～６節に表示される層位の色調RGB数値は、赤緑青の濃さを０～255の256段階で計測数値化したものである。その手順は以下のとおりである。
　A．断面をデジタルカメラで撮影する。
　　断面に太陽光が正面からあたる時間帯を基本とする。
　　影の発生を抑えるため薄曇時の撮影を基本とする。
　　撮影後色調補正をするために、三原色パターンと伴に撮影する。
　B．フォトショップでデジタル画像を計測する。
　　断面部分のレベル補正後、三原色パターンに基づき色調補正をする。
　　各層位毎数カ所を指先ツール(強さ50%)で混ぜて色の平均化をする。
　　スポイトツールで色調を吸い取り、カラーピッカー数値を読み取る。
　Rは赤、Gは緑、Bは青で数値は３桁で表示した。RGB表示の設定ができるソフトウェアーならば、層位色調の再現が画面上で可能である。

第１節　塚原初音原遺跡　第３地点（№239）

１．調査の経緯と経過

この調査は、給油所・事務所建設に伴う塚原初音原遺跡第３地点の確認調査である。遺跡照会は、平成26年２月６日、山田測量設計事務所より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲№239塚原初音原遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。平成26年２月13日付で三島市教育委員会に対する調査依頼書・土地所有者承諾書（事業主）の提出を期に計画書を策定（２月14日決裁）となった。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第１項の規定により静岡県教育委員会と事業者に２月14日付、三教文第295・296号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査を３月11日に開始したところ、事業地利用業者が急遽大型トラック６台を停めたい旨の申し出があり調査を中断した。ここまでの顛末を３月19日付、三教文第336号により静岡県教育委員会に報告し、調査結果概要は、『三島市文化財年報第26・27号（2015）』で報告している。

その後、事業地利用の終了を待って５月22日に調査を再開し、バックホー03と作業員延べ８名で３か所のトレンチの掘り下げを行って遺構・遺物の検出につとめ、翌23日に実働２日間で完了し、調査結果を直ちに口答で連絡した。そして６月５日付で調査結果概要を三教文第72・73号により静岡県教育委員会と事業者に報告した。埋蔵文化財発掘の届出書の進達を三教文74号で、法第93条第１項に添付する副申を三教文第75号で同封送付した。静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、６月27日付、教文第563号で工事立会いの通知（受理７月１日）があり、事業者に７月１日付、三教文105号で送付し、工事

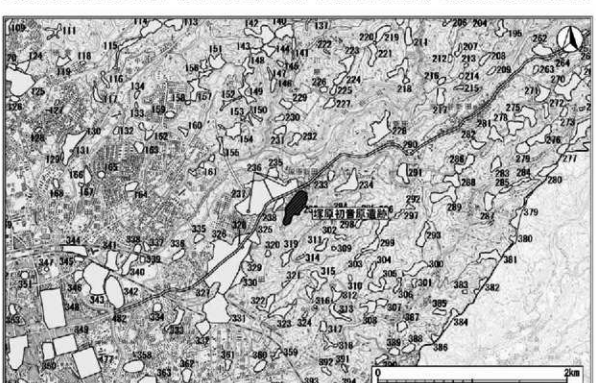

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）　三島市教育委員会

立ち合いを８月26日に行った。調査結果の概要は、『三島市文化財年報第26・27号（2015）』で報告している。

２．遺跡の立地と周辺の調査例（第１・２図）

塚原初音原遺跡第３地点は、JR三島駅の東北東（N-78.5°-E）3.47km、標高約140mの尾根上に位置する。箱根西麓は厚いローム層に覆われ、多くの中小河川によって開析されて樹枝状に分岐派生した尾根を作り出している。本遺跡の立地もそうした尾根の一つで、北側を山田川、南側を夏梅木川によって浸食された幅700m程の箱根山西麓中最大規模の丘陵である。

本遺跡の最初の調査は昭和49年に国道１号塚原バイパス建設工事に先立って長さ174m、幅22mの範囲を対象に実施したもので、今回の調査地点北側の道路敷がそれに該当する。この調査では長さ36m、幅22mの範囲より1,550点に上る石器が出土し、遺跡範囲はさらに南側に広がる可能性が示されている。石器はいずれも休場層からの出土で、ナイフ形石器を主体としてこれに少数の尖頭器が伴うナイフ形石器石器群として評価されている『三島市埋蔵文化財報告XIV（2009）』。これ以外に東駿河湾環状道路建設に伴う確認調査（第２地点）、社会福祉施設新築に伴う確認調査（第４地点）があるが、何れも遺構・遺物を確認することはできなかった『三島市文化財年報第23号（2011）』『三島市文化財年報第26・27号（2015）』。

また箱根山西麓域は後期旧石器時代から縄文時代の遺跡密集地域として広く知られている。本遺跡の西側500mには第３黒色帯で７基の土坑が確認された下原遺跡、南西約1000mには第３黒色帯で60基の土坑が確認された初音ヶ原Ａ遺跡、初音ヶ原Ｂ遺跡が存在する。後期旧石器時代の遺落とし穴状の土坑が直線的・弧状に複数列配置された例は全国的に見ても稀有の例である。

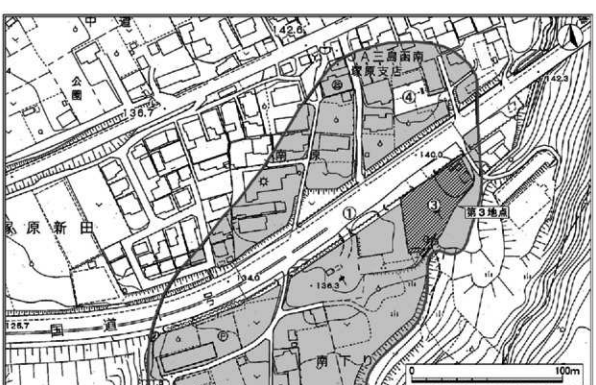

第２図　調査地点の位置（1/2,500）　三島市教育委員会

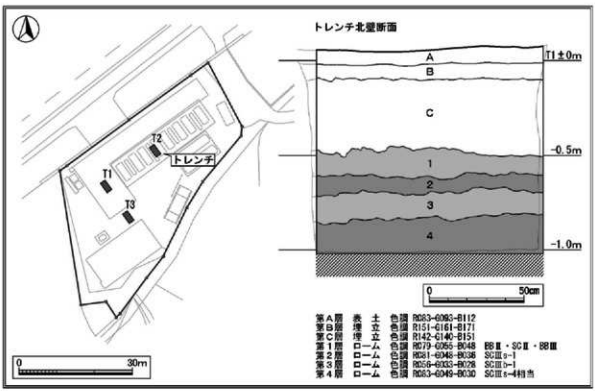

第３図　トレンチ配置とトレンチ北壁断面図（1/1,000・1/20）　三島市教育委員会

３．調査の概要

（１）トレンチ配置と層序（第２・３図）

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内の任意の位置に1.5m×3.0m（4.5㎡）のトレンチを10m間隔に３か所設営した。事業地面積1,630.73㎡に対する確認調査面積13.50㎡の試掘率は0.8％であった。調査は作業員延べ８名による排土と平面確認を各層位ごとに繰り返して表土下1.48mまで掘り下げを行い、層序の確認は２トレンチ北壁を利用して４層に分層した。

残存していたロームはＢＢⅡ層以下であることから、上位の堆積層は人為的な削平、あるいは調査地点南側の谷部分への崩落によって消失していることが理解できた。

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。

第１層　色調RGB数値はR079-G055-B048を示す。ＢＢⅡ～ＢＢⅢ層に相当する。

第２層　色調RGB数値はR081-G048-B036を示す。ＳＣⅢｓ－１層に相当する。

第３層　色調RGB数値はR056-G033-B028を示す。ＳＣⅢｂ－１層に相当する。

第４層　色調RGB数値はR083-G049-B030を示す。ＳＣⅢｓ－１層に相当する。

４．まとめ

確認調査の結果、塚原初音原遺跡第３地点からは遺構と遺物は全く出土せず、またニセローム層以上の層位が存在しなかったことから、遺跡の消失地あるいは空白域と判断した。しかし昭和49年の般国道１号塚原バイパス建設工事に伴う発掘調査では、休み場層より1,550点に上る石器が出土している。したがって遺跡の中心部は、これらの石器が集中して出土した辺り、すなわち第３地点から約70m東側の車道部分になると推測できる。

第２節　堀込遺跡　第７地点（No.465）

１．調査の経緯と経過

この調査は、集合住宅建設に伴う堀込遺跡第７地点の確認調査である。平成26年４月17日、大東建託株式会社より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.465堀込遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成26年５月２日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（５月29日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第１項の規定により静岡県教育委員会と事業者に５月29日付、三教文第63・64号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は５月30日に開始、重機を使用せずに２か所のトレンチを作業員４名で掘り下げて遺構・遺物の検出につとめ、実働１日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は６月５日付、三教文第76・77号により静岡県教育委員会と事業者に報告した。また平成26年５月２日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第１項）が提出されていたため、６月５日付、三教文第78号で進達し、同法に添付する副申を三教文第79号で同封送付した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成26年６月27日付、教文第564号で工事立会いの通知（受理７月１日）があり、事業者に７月１日付、三教文第106号で送付した。工事立ち会いは、県教委の指示内容を事前に電話確認した上で６月10日に行った。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第26・27号（2015）』で報告している。

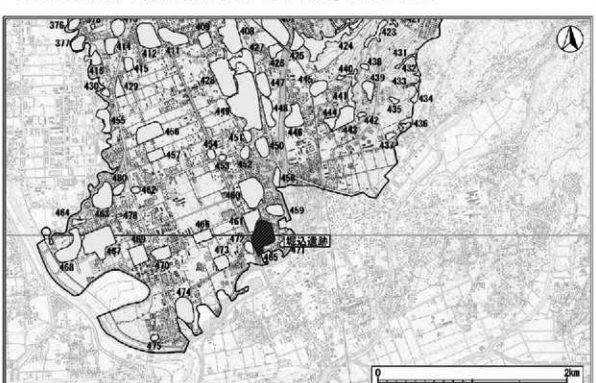

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）　三島市教育委員会

2．遺跡の立地と周辺の調査例（第１・２図）

堀込遺跡は三島扇状地と箱根山西麓の境を流下する大場川右岸の微高地に位置する遺跡で、王子神社を中心に南北約330m、東西約250mの広大な範囲が古墳時代から中世の遺物散布地として三島市遺跡地図に登録されている。第７地点はJR三島駅の南南東（N－166.5°－E）4.77㎞、標高約10.7mの微高地上に位置し、事業地が遺跡範囲東端部と重複するため調査の対象となった。

堀込遺跡では、これまでに６地点で試掘確認調査を実施しており、平成17年度の第１地点の調査では、古墳時代の壺・甕・高杯などの破片が出土したが、江戸時代の擂鉢、銅製の碗などや明治期の陶磁器が混入していたため、客土に混じって搬入されたものと認識し、遺構も確認出来なかったため、遺跡範囲中の空白域と判断した『三島市埋蔵文化財報告XIII（2008）』。平成22年度の第２～４地点の調査では、遺構と遺物が出土せず、いずれも遺跡範囲中の空白域と判断する結果となった『三島市埋蔵文化財報告XVIII（2013）』。平成24年度実施の第５地点では、現代の新しい溝状遺構以外は確認できず、出土遺物はその溝から出土したものであった『埋蔵文化財発掘調査報告補助事業版第１号（2015）』。さらに平成25年の第６地点の調査でも遺構と遺物は出土せず、湿地帯堆積層を確認したにとどまった『三島市文化財年報第26・27号（2015）』。

3．調査の概要

（１）グリッド配置と層序（第３図）

確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内の任意の位置に1.5m×2.5m（3.75㎡）のトレンチを10m間隔に２か所設営した。事業地面積750.67㎡に対する確認調査面積7.50㎡の試掘率は0.99％であった。調査は作業員４名による排土と平面確認を各層位ごとに繰り返して表土下0.70mまで掘り下げを行い、層序の確認は２トレンチ北壁を利用して行い７層に分層した。

事業地は遺跡立地の好適地である河川微高地であるが、自然堆積層である第５層以下の各層に遺構と遺物

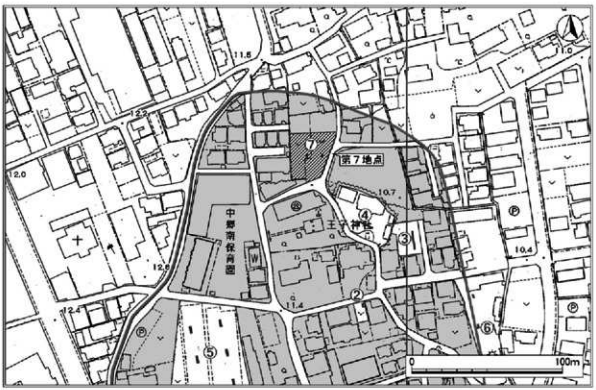

第２図　調査地点の位置（1/2,500）

三島市教育委員会

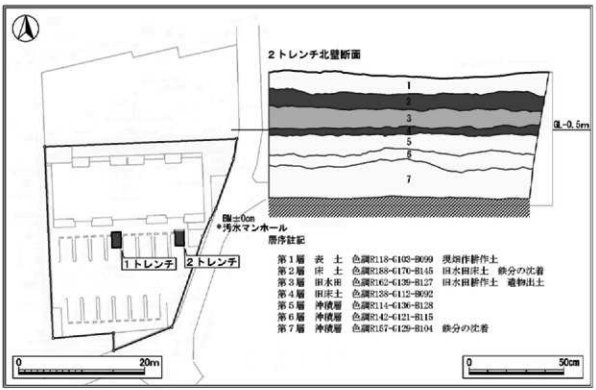

第３図　トレンチ配置と２トレンチ北壁断面図（1/600・1/20）　三島市教育委員会

が包蔵されないことから、遺跡範囲中の空白域にあることが理解できた。

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。

第１層　色調RGB数値はR118-G103-B099を示す。現在の畑の耕作土。

第２層　色調RGB数値はR188-G170-B145を示す。水田の床土で鉄分の沈着が顕著。

第３層　色調RGB数値はR162-G139-B127を示す。旧水田の耕作土。

第４層　色調RGB数値はR138-G112-B092を示す。旧水田の床土で鉄分の沈着が顕著。

第５層　色調RGB数値はR114-G136-B128を示す。この地域の基盤層となる硬質砂層。

第６層　色調RGB数値はR142-G121-B115を示す。植物根に由来する鉄分の沈着が顕著な硬質砂層。

第７層　色調RGB数値はR157-G129-B104を示す。植物根に由来する鉄分の沈着が顕著な硬質砂層。

４．まとめ

堀込遺跡第７地点は大場川右岸の微高地上に位置しており、集落遺跡の適地と考えられるが、試掘・確認調査の結果、遺構と遺物は出土しなかった。これまでの試掘・確認調査においても遺構と遺物はほとんど出土しておらず、いずれの地点も遺跡内の空白地と推定されている。また５層以下は砂混じりの粘土を主体とする砂層で、磨滅した小型の軽石を含んだり、植物根に由来する鉄分の沈着が見られたりすることから、たびたび河川氾濫に見舞われる湿地帯の様な環境下にあったことが推定できる。以上のことから本地点も遺跡内の空白域に相当し、堀込遺跡は王子神社周辺の狭い範囲に限定的に存在する可能性が高い。

第３節　三島御殿跡　第８地点（No.354）

１．調査の経緯と経過

この調査は、個人住宅建築に伴う三島御殿跡第８地点の確認調査である。平成26年８月21日、有限会社グスタホームより埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.354三島御殿跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成26年５月13日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（６月５日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第１項の規定により静岡県教育委員会と事業者に６月５日付、三教文第80・81号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は６月13日に開始、１か所のトレンチを作業員２名で掘り下げて遺構・遺物の検出につとめ、実働１日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は６月18日付、三教文第88・89号により静岡県教育委員会と事業者に報告した。また平成26年５月13日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第１項）が提出されていたため、６月18日付、三教文第90号で進達し、同法に添付する副申を三教文第91号で同封送付した。静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成26年７月31日付、教文第761号で工事立会いの通知（受理８月１日）があり、事業者に８月１日付、三教文第134-２号で送付し、工事立ち会いを平成27年３月17日に行った。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第26・27号（2015）』で報告している。

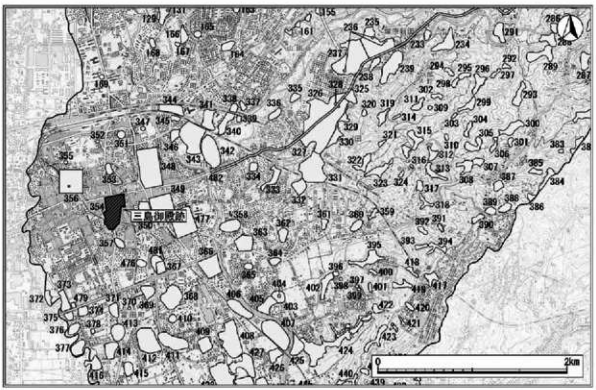

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）　三島市教育委員会

2．遺跡の立地と調査例（第１・２図）

三島御殿跡は三島市街地を形成する三島扇状地上に位置する遺跡で、三代将軍徳川家光が将軍宣下のために上洛するのに伴い、17世紀前半に造営されたと伝えられている。御殿の詳細は不明であるが、三島市郷土資料館所蔵の『御殿跡之圖』という絵図を元に復元した南北約360m、東西約240mの範囲が江戸時代の城館跡として三島市遺跡地図に登録されている。第８地点はJR三島駅の南南東（N-161.0°-E）1.03㎞、標高約21.5mに位置し、事業地が遺跡範囲の南東部と重複するため調査の対象となった。しかし、この絵図は後世に描かれたもので、利用には注意が必要である。

三島御殿跡ではこれまでに７地点で試掘確認調査を実施しているが、残念ながら近世の御殿跡に直接つながる遺構は未発見で、同時期の遺物もわずかな量の陶磁器が出土しているにすぎない。第１地点からは平安時代の住居跡３軒と同時期の土器類、近代の土坑９基と陶磁器やガラス製品が出土し『三島市埋蔵文化財報告Ⅲ（1994）』、第２地点からは平安時代の住居跡２軒、溝状遺構１基等が出土している『三島市埋蔵文化財報告Ⅳ（1995）』。さらに第４地点と第６地点からは少量の奈良～平安時代にかけての土器が出土したが遺構は出土していない『三島市埋蔵文化財報告Ⅷ（2008）』『三島市埋蔵文化財報告XIX（2014）』。また第３地点、第５地点、第７地点の調査では深い撹乱層と相まって遺構の存在を確認できず、少量の土師器と近現代の陶磁器類が出土したにとどまった『三島市埋蔵文化財報告Ⅷ（2008）』『三島市埋蔵文化財報告XIX（2014）』。

3．調査の概要

（１）トレンチ配置と層序（第２・３図）

確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内の計画建物と重複しない位置に1.5m×2.5m（3.75㎡）のトレンチを１か所設営した。事業地面積196.01㎡に対する確認調査面積3.75㎡の試掘率は1.91％であった。調査は作業員４名による排土と平面確認を各層位ごとに繰り返して表土下0.60mまで掘り下げを行

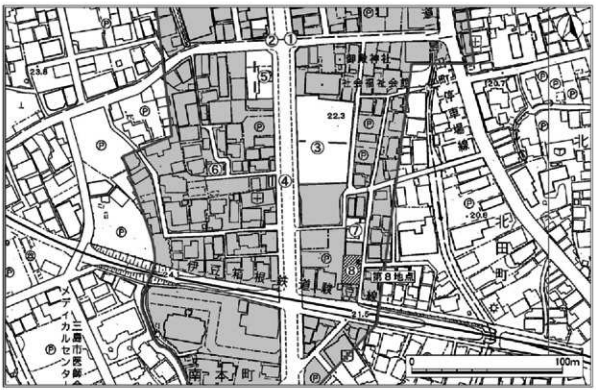

第２図　調査地点の位置（1/2,500）　三島市教育委員会

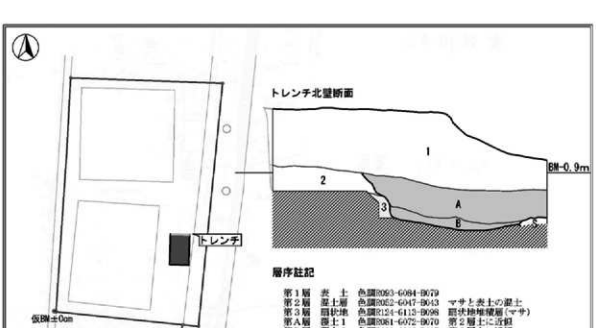

第３図　トレンチ配置とトレンチ北壁断面図（1/300・1/20）　三島市教育委員会

い、トレンチ東側で拳大から人頭大の溶岩礫を敷き詰めた溝状の掘り込みを確認したが、遺物が出土せず時期は不明である。また層序の確認はトレンチ北壁を利用して行い５層に分層した。

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。

第１層　色調RGB数値はR093-G084-B079を示す。宅地造成に伴う盛り土層

第２層　色調RGB数値はR052-G047-B043を示す。扇状地堆積層を含む旧表土。

第３層　色調RGB数値はR124-G113-B098を示す。三島扇状地を形成する扇状地堆積層。

第Ａ層　色調RGB数値はR081-G072-B070を示す。

第Ｂ層　色調RGB数値はR080-G069-B065を示す。

４．まとめ

三島御殿は江戸幕府第三代将軍徳川家光の上洛に合わせて造営した御殿として知られているが、資料がほとんど残っておらず、実態は全くと言っていいほど分かっていない。今回調査を実施した第８地点においても御殿に直接結びつく遺構と遺物を確認する事は出来なかった。わずかにトレンチ東側で出土した石敷きは市ケ原廃寺関連遺跡等の類例から、近世後半から近代にかけての石敷きと推定でき、近世前半に造営された三島御殿との関連性は低いと考えられる。

これまで三島御殿跡の推定範囲内で８地点の確認調査を実施してきたが、御殿の存在を証明する遺構や遺物は全く出土していない。近世の御殿地内に建物が建っていた面積は狭小で敷地の多くは庭園や裏の空間であったこと、さらに廃絶後は御殿の建築部材の大部分が再利用されたであろうことを考えると、小区画の宅地化が進んだ現在では発掘調査で三島御殿の全貌をとらえることは非常に困難である。

第４節　青木原遺跡　第９地点（№368）

１．調査の経緯と経過

この調査は、個人住宅建築に伴う青木原遺跡第９地点の確認調査である。平成26年５月12日、駒木測量設計事務所より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲№368青木原遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成26年５月20日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（６月18日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第１項の規定により静岡県教育委員会と事業者に６月18日付、三教文第92・93号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は６月19日に開始、１か所のトレンチを作業員２名で掘り下げて遺構・遺物の検出につとめ、実働１日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は６月21日付、三教文第95・96号により静岡県教育委員会と事業者に報告した。また平成26年５月20日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第１項）が提出されていたため、６月21日付、三教文第97号で進達し、同法に添付する副申を三教文第98号で同封送付した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成26年７月１日付、教文第582号で工事立会いの通知（受理７月３日）があり、事業者に７月３日付、三教文第107号で送付し、工事立ち会いを７月２日に行った。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第26・27号（2015）』で報告している。

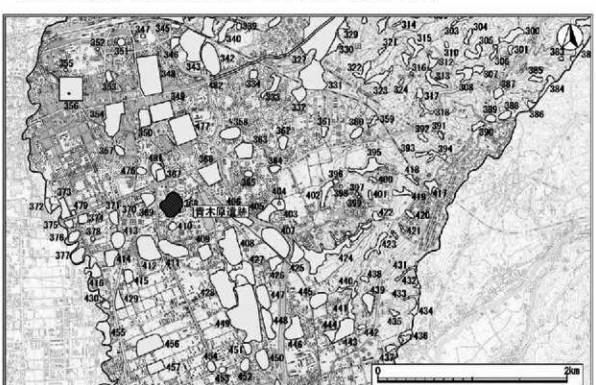

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）　三島市教育委員会

2．遺跡の立地と調査例（第１・２図）

青木原遺跡は御殿川の蛇行によって形成された半島状の微高地に位置する遺跡で、南北約260m、東西約240mの不整円形の範囲が古墳時代から中世の遺物散布地として三島市遺跡地図に登録されている。第９地点はJR三島駅の南南東（N-154.0°-E）1.97km、標高約18.0mの微高地上に位置し、事業地が遺跡範囲の北西部と重複するため調査の対象となった。

青木原遺跡ではこれまでに９地点で試掘確認調査を実施している。本調査に至ったのは県事業である御殿川河川改良工事に伴う第０・５～７地点の発掘調査で、弥生時代後期から古墳時代前期の方形周溝墓３基、古墳時代後期から奈良時代の住居跡13軒、平安時代の住居跡３軒と伴に御殿川の旧河道から多数の遺物が出土している。その中でも特筆するべきは突線鈕式銅鐸の模造品と考えられる小銅鐸で、三島市初の出土である。発掘調査報告書は静岡県埋蔵文化財研究所により『青木原遺跡（2007）』『青木原遺跡Ⅱ（2011）』として刊行されている。

第１地点は御殿川の氾濫原を0.9～1.5m整地盛土した土地で、現地表面から約２m下位で弥生時代末～古墳時代の土器が出土している。これらの土器類は御殿川上流部の遺跡で廃棄されたものが、河道蛇行部に堆積したものと推定されている『三島市埋蔵文化財報告Ⅻ（2007）』。また、第２地点では旧河道内から弥生時代後期～古墳時代前期の土器が出土し、第４地点では方形周溝墓の一部と考えられる溝から弥生時代後期～古墳時代前期の土器が出土した『三島市埋蔵文化財報告Ⅺ（2006）』『三島市埋蔵文化財報告ⅩⅣ（2009）』。さらに第８地点では、弥生時代終末から古墳時代初頭の方形周溝墓状のプランを確認しているが、未調査である『三島市埋蔵文化財報告補助事業版第１号（2015）』。

また、御殿川流域の近隣遺跡として、方形周溝墓５基等が出土した青木Ｂ遺跡『三島市埋蔵文化財報告Ⅷ（2002）』や弥生時代末期から平安時代の住居跡計35軒が出土した金沢遺跡『金沢遺跡（1993）』などがあげられ、御殿川流域は当該期の遺跡が濃密に分布する地域として知られている。

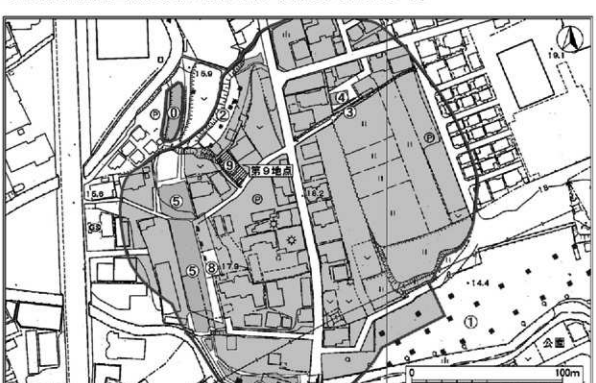

第２図　調査地点の位置（1/2,500）　三島市教育委員会

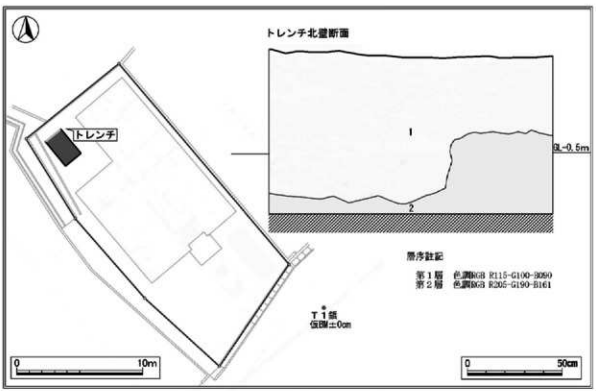

第３図　トレンチ配置とトレンチ北壁断面図（1/300・1/20）　三島市教育委員会

３．調査の概要

（１）グリッド配置と層序（第３図）

確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内の計画建物と重複しない位置に1.6m×2.5m（4.0㎡）のトレンチを１か所設営した。事業地面積214.0㎡に対する確認調査面積4.0㎡の試掘率は1.87％であった。調査は重機を使用せず作業員２名による排土と平面確認を各層位ごとに繰り返して表土下1.0mまで掘り下げを行い、層序の確認はトレンチ北壁を利用して行い２層に分層した。

事業地は遺跡立地の好適地である河川微高地で、自然堆積の基盤層である第２層の上面で遺構の確認を行ったが、遺構と遺物の存在を確認出来なかったため遺跡範囲中の空白域にあることが理解できた。

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。

第１層　色調RGB数値はR115-G100-B090を示す。砂礫混じりの盛り土層。

第２層　色調RGB数値はR205-G190-B161を示す。基盤層となる硬質砂礫層。

４．まとめ

青木原遺跡第９地点は御殿川左岸の微高地上に位置し遺跡の好適地と考えられるが、残念ながら今回の調査では遺跡の存在を示すものは何一つ確認出来なかった。確認調査を実施した第９地点の北側と西側は一段低い地形になっていることから、調査地点は旧河道に面した微高地の縁辺部に位置すると考えられ、遺跡は調査地点の南側に広がっているものと推定できる。

第５節　千枚原Ａ遺跡　第５地点（№130）

１．調査の経緯と経過

この調査は、個人住宅新築工事に伴う千枚原Ａ遺跡第５地点の確認調査である。平成26年５月30日、第一建設株式会社より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲№130千枚原Ａ遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成26年６月12日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（６月21日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第１項の規定により静岡県教育委員会と事業者に６月21日付、三教文第99・100号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は６月25日に開始、１か所のトレンチを作業員３名で掘り下げて遺構・遺物の検出につとめ、実働１日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は６月26日付、三教文第101・102号により静岡県教育委員会と事業者に報告した。また平成26年６月12日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第１項）が提出されていたため、６月26日付、三教文第103号で進達し、同法に添付する副申を三教文第104号で同封送付した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成26年７月９日付、教文第620号で工事立会いの通知（受理７月11日）があり、事業者に７月11日付、三教文第110号で送付し、工事立ち会いを７月15日に行った。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第26・27号（2015）』で報告している。

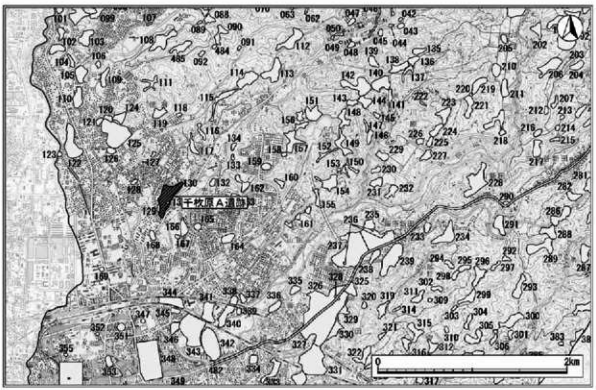

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）　三島市教育委員会

2．遺跡の立地と調査例（第１・２図）

三島市遺跡地図№130千枚原Ａ遺跡は、東側の沢地川と西側の大場川に挟まれた丘陵上に位置する遺跡で、南北約440m、東西約150mの範囲が縄文～古墳時代の集落跡として三島市遺跡地図に登録されている。第５地点はJR三島駅の北東（N-35.0°-E）1.50km、標高は約67.9mに位置し、事業地が遺跡範囲の南東部と重複するため調査の対象となった。

千枚原Ａ遺跡は昭和５年発行の『静岡県誌第１巻』に掲載された静岡県東部を代表する縄文時代の著名な遺跡で、早くも昭和23年と昭和38・39年に住宅団地建設に伴う発掘調査が行われ『三島市誌（1958）』と『三島市千枚原遺跡（1967）』で報告されている。この調査はトレンチ方法で実施し、遺構が存在した場合は拡張を行い、出土した敷石住居２軒を千枚原公園内に現地保存したが正確な位置は不明である。

さらに平成23年に第２地点、平成24年に第３・４地点の確認調査を実施しているが、第３地点の旧表土からわずかに縄文時代と古墳時代の土器が出土しただけで、遺跡の存在を確認するには至っていない。『三島市埋蔵文化財報告XIV（2009）』『三島市埋蔵文化財報告補助事業版第１号（2015）』。

3．調査の概要

（１）トレンチ配置と層序（第２・３図）

確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内の計画建物と重複しない位置に1.6m×2.5m（4.0㎡）のトレンチを１か所設営した。事業地面積198.19㎡に対する確認調査面積4.0㎡の試掘率は2.02％であった。調査は作業員２名による排土と平面確認を各層位ごとに繰り返して表土下0.70mまで掘り下げを行い、層序の確認は２トレンチ北壁を利用して行い６層に分層した。

事業地は敷石住居を現地保存したとされる千枚原公園の南東に隣接するが、上部ローム層が完全に削平されていること、遺物が出土しないことから、遺跡範囲中の消滅域にあることが理解できた。

第２図　調査地点の位置（1/2,500）

三島市教育委員会

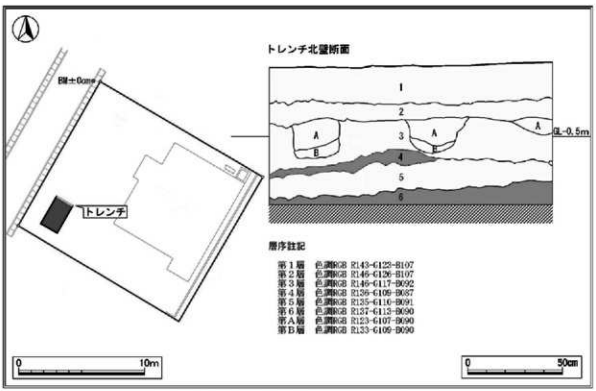

第３図　トレンチ配置とトレンチ北壁断面図（1/300・1/20）　三島市教育委員会

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。

第１層　色調RGB数値はR143-G123-B107を示す。小石、砕石を含む。硬く締まった盛り土層。

第２層　色調RGB数値はR146-G126-B107を示す。燈色スコリアを多く含む。硬く締まった旧耕作土。

第３層　色調RGB数値はR146-G117-B092を示す。径３～５㎜の燈色スコリアを少量含む褐色土。

第４層　色調RGB数値はR136-G109-B087を示す。径３～５㎜の燈色スコリアをブロック状に含む褐色土。

第５層　色調RGB数値はR135-G110-B091を示す。黒色土を少量含む褐色土。

第６層　色調RGB数値はR137-G113-B090を示す。黒色土、燈色スコリアをブロック状に含む褐色土。

第Ａ層　色調RGB数値はR123-G107-B090を示す。畝跡の耕作土。

第Ｂ層　色調RGB数値はR133-G109-B090を示す。畝跡の耕作土。

４．まとめ

調査の結果、第３層以下が中部ローム層に相当し上部ローム層が全く残存していないことから、調査地点には遺跡が存在しないことが判明した。敷石住居２軒を現地保存したとされる千枚原公園が西側に隣接するが、縄文時代の遺物包含層となる漸移層および上部ロームが削平消失している調査地点との比高差が１ｍ弱しかない。公園北側の第４地点の調査では漸移層と休場層だけで40cmを超える層厚があったことを考慮すると比高差が小さすぎ、現地保存の内容に疑問が残る結果となった。

また調査地点は東側の沢地川を望む崖線際に位置していることから、遺跡は西側の尾根中央部に存在することが推定できる。

第６節　笹原後Ｂ遺跡　第２地点（№278）

１．調査の経緯と経過

笹原後Ｂ遺跡は、三島市東半を占める箱根西麓、JR三島駅から東に約5.8kmの三島市三ッ谷新田に位置する旧石器時代から縄文時代の遺跡で、今回の調査は、三ッ谷工業団地誘致用地調査を起因とする確認調査として実施した。前述の工業団地誘致事業は、造成工事を担当する民間会社と三島市企業立地推進課が計画した事業で、平成25年11月、同課を通して約21万㎡に及ぶ事業地内おける遺跡の有無について照会があり、今回の調査遺跡を含む台崎Ｅ遺跡（№279）、向山Ｄ遺跡（№276）、笹原後Ｅ遺跡（№283）、笹原後Ｃ遺跡（№281）、笹原後Ｆ遺跡（№286）の計６遺跡が存在している旨を回答した。

平成26年５月20日、企業立地推進課職員と当課学芸員が現地に赴き、遺跡が残存する可能性のある範囲及び同事業地が耕作地として利用されているため、作付状況等を確認する。６月19日、地権者を対象に事業説明会が開催され、事業実施前に遺跡の有無を確認する調査が必要であること及びその調査方法等を説明、調査実施に際し、必要な土地所有者承諾書の提出と、現在作付されている農作物の収穫時期等を教えて欲しいことを伝える。６月30日、三島市教育委員会に発掘調査依頼書・土地所有者承諾書及び作付状況表が提出され、これを受け、作業員や重機の手配等の事前準備を行う。

７月15日、調査を開始。本地点では10か所のグリッドを設定し、まず重機で耕作土を除去、その後、作業員６名を投入して、７月17日までの３日間と作付の関係で後回しとなっていたグリッドについては８月18日の計４日調査を行い、その結果、２グリッドと６グリッドの耕作土中から黒曜石小片を１点ずつ採集したが、それ以外の遺構・遺物はグリッド内からは検出されなかった。本事業に係る全ての遺跡調査の終了後、10月

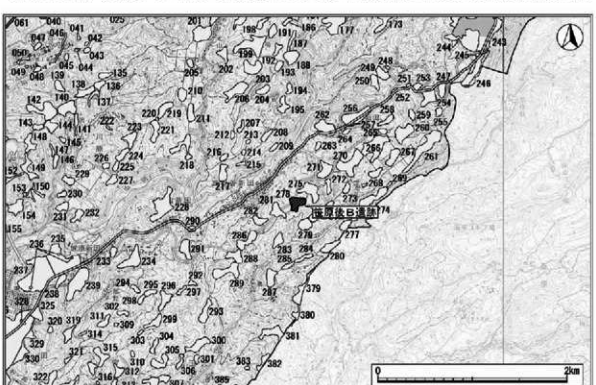

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）　三島市教育委員会

7日、本地点内には遺跡が存在しない旨の発掘調査結果報告書を静岡県教育委員会文化財保護課に送付する。そして11月12日付けで同課から工事立会いの指示通知を受理、平成29年２月24日、工事立会いを実施して、本地点に係る埋蔵文化財について全ての処理を終了した。

２、遺跡の立地と周辺の調査例（第１・２図）

笹原後Ｂ遺跡は、箱根西麓の標高約285mに位置し、推定遺跡範囲は東西約170m、南北約150m、長年耕作地として利用されている。本遺跡は、昭和56年度に一般国道１号三ッ谷バイパス建設に伴い第１地点の調査が実施され、この時の調査では、遺構・遺物は検出されなかった。

現在、三島市では487か所の遺跡が確認されている。そのうち笹原後Ｂ遺跡が位置する箱根西麓には、動植物等の自然が豊かなこともあり、その尾根上には旧石器時代から縄文時代の遺跡が数多く分布している。本遺跡周辺の調査遺跡としては、東方約1.1kmに天台Ｂ遺跡（№267）、東方約0.9kmに中村分遺跡（№268）があり、平成３年度から平成５年度にかけて基盤整備事業に伴い調査が実施された。天台Ｂ遺跡では、旧石器時代については休場上層・中層・下層及び第０黒色帯からブロックが検出され、細石刃石核、細石刃、ナイフ形石器、尖頭器、削器・掻器、石刃等が出土した。また縄文時代中期の住居跡、集石、土坑が有舌尖頭器、石槍、石鏃、打製石斧、磨製石斧、磨石・敲石と縄文時代早期前半の縄文・撚糸文系土器から早期末の東海系土器、前期諸磯式土器とともに検出している。中村分遺跡では、旧石器時代については休場上層・中層・下層、第０黒色帯及び第１黒色帯からブロックが検出され、細石刃石核、ナイフ形石器、尖頭器、削器・掻器、石刃等が出土した。縄文時代については土坑が石槍、石鏃、石匙、削器・掻器と縄文時代早期から中期、弥生時代中期から古墳時代初頭の土器とともに検出している。このうち出土土器の大半は諸磯B式土器で、当地域における該期の良好な資料である。

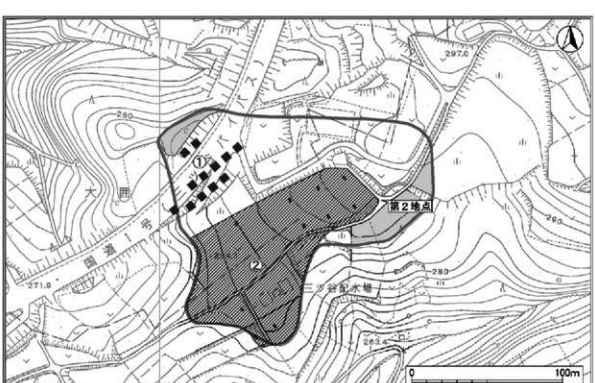

第２図　調査地点の位置（1/2,500）　三島市教育委員会

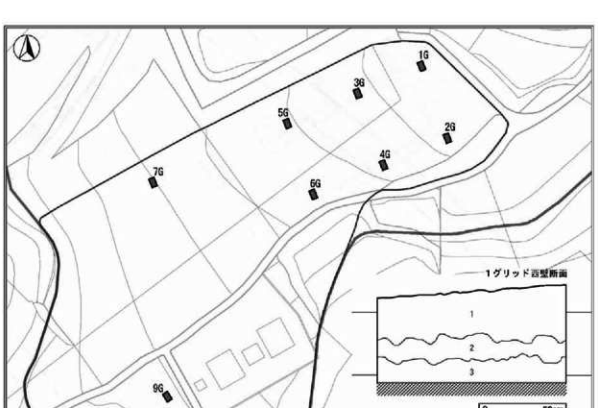

第３図　グリッド配置と１グリッド西壁断面図（1/1,000・1/30）　三島市教育委員会

3．調査の概要

グリッド配置と層序（第３図）

今回の調査では、尾根鞍部に20m間隔を基本に2.5m×1.6mの調査グリッドを10か所設定した。まず表土である耕作土層を重機で除去、その後、土層の堆積状況を確認しながら、２枚の暗黄褐色土層を掘り下げ、最終的には現地表面から0.40～1.10m下のニセローム層まで調査を行った。

第１層　表土　　耕作土

第２層　暗黄褐色土層　粘性あり。ハードローム層。黄色粒子多し。休場中層に相当。

第３層　暗黄褐色土層　粘性あり。ハードローム層。休場下層に相当。

4．まとめ

今回の調査地点は、尾根鞍部に位置する耕作地である。本遺跡を含む当該地域は、土壌劣化の改良策として、痩せ土壌のすき取りや「マサうち」と呼称される天地返しが度々実施されている。このことは調査時のグリッド壁面からも確認でき、遺構・遺物を包含する旧石器時代から縄文時代の土層が既に堆積していないことが明らかであり、調査結果と併せて今回の調査地点には遺跡は存在しないと判断した。

天地返しが行われているということは、遺跡があった場合、地下遺構が破壊されている可能性が高く、雨天の翌日には黒曜石片や土器片が表面採集されることが多いが、調査中、本地点では採集できなかった。

第７節　平田Ａ遺跡　第３地点（№429）

１．調査の経緯と経過

この調査は、個人住宅新築工事に伴う平田Ａ遺跡第３地点の確認調査である。平成26年７月１日、株式会社一条工務店より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲№429平田Ａ遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成26年７月11日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（７月15日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第１項の規定により静岡県教育委員会と事業者に７月15日付、三教文第113・114号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は７月17日に開始、１か所のトレンチを設営後、バックホー（03）で盛り土層を除去した後に作業員２名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働１日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は７月24日付、三教文第116・117号により静岡県教育委員会と事業者に報告した。また平成26年７月11日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第１項）が提出されていたため、７月24日付、三教文第118号で進達し、同法に添付する副申を三教文第119号で同封送付した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成26年７月31日付、教文第766号で工事立会いの通知（受理８月１日）があり、事業者に８月１日付、三教文第134-３号で送付し工事立ち会いを10月18日に行った。

調査結果の概要は『三島市文化財年報第26・27号（2015）』で報告している。

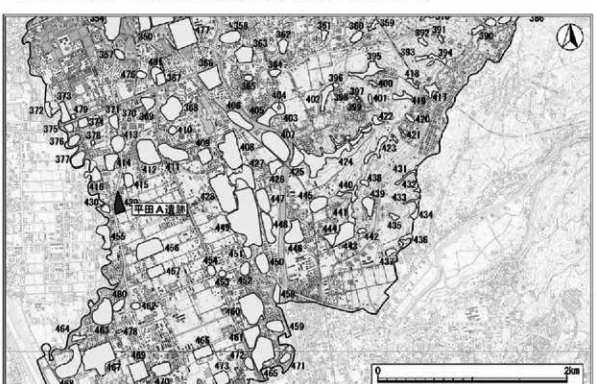

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）　三島市教育委員会

2．遺跡の立地と周辺の調査例（第１・２図）

三島市遺跡地図№429平田Ａ遺跡は、境川左岸の微高地に位置する遺跡で、東西方向を底辺とする東西約110m、南北約220mの三角形の範囲が古墳時代～古代の遺物散布地として三島市遺跡地図に登録されている。第３地点はJR三島駅の南（N-172.0°-E）2.83km、標高約15.7mに位置し、事業地が遺跡範囲の中央東寄りの位置に重複するため調査の対象となった。

平田Ａ遺跡は過去に２回の発掘調査例があるが、何れの調査においても遺構と遺物は出土していない。第１地点は商業施設の建設に伴う調査、第２地点は道路建設に伴う調査で、現代の水田面より20～40cm下位の基盤層まで掘り下げを行ったが遺構と遺物は全く出土せず、遺跡の空白域と推定されている『三島市埋蔵文化財発掘調査報告XVI（2011）』『三島市埋蔵文化財発掘調査報告補助事業版第２号（2015）』。

周辺遺跡の調査例は、平成８年度に静岡県埋蔵文化財調査研究所が発掘調査を実施した平田前田遺跡は、弥生時代中期から古墳時代後期の溝跡と遺物が出土したことから環濠集落の存在が指摘されている『平田前田遺跡（1998）』。長伏六反田遺跡からは弥生時代中期後半の方形周溝墓群、平安時代の集落跡、溝で囲まれた中世の掘立柱建物群が出土している『長伏六反田遺跡（1999）』。また桶田遺跡は９世紀後半から10世紀前半の溝で囲まれた集落遺跡で、「安長勾東継申」と墨書した坏が住居跡から出土している『三島市埋蔵文化財発掘調査報告Ⅱ（1993）』。

3．調査の概要

（１）トレンチ配置と層序（第２・３図）

確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内の計画建物と重複しない位置に1.6m×2.5m（4.0㎡）のトレンチを１か所設営した。事業地面積284.98㎡に対する確認調査面積4.0㎡の試掘率は1.40％であった。

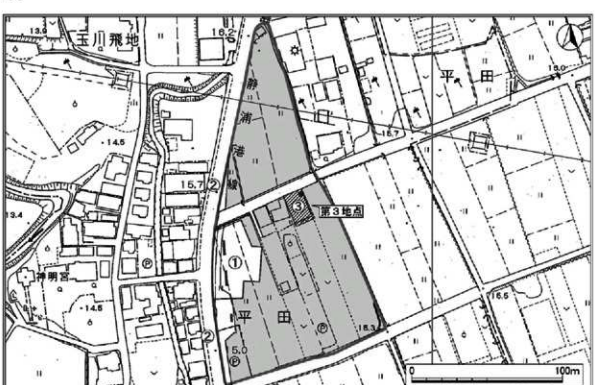

第２図　調査地点の位置（1/2,500）　三島市教育委員会

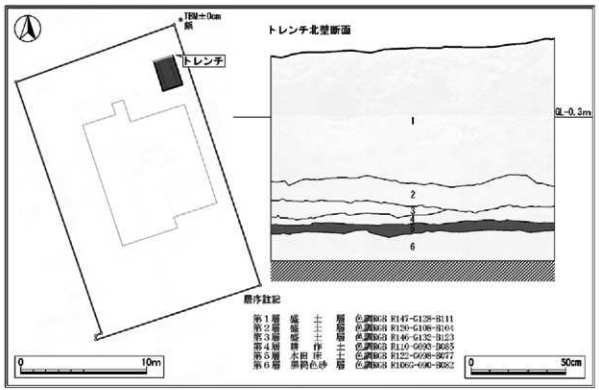

第３図　トレンチ配置とトレンチ北壁断面図（1/300・1/20）　三島市教育委員会

調査はバックホー（03）で盛り土層を除去した後に、作業員２名による排土と平面確認を各層位ごとに繰り返して表土下1.17mまで掘り下げを行い、層序の確認は２トレンチ北壁を利用して行い６層に分層した。

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。

第１層　色調RGB数値はR147-G128-B111を示す。宅地造成のためのローム質土を主体とする盛り土層。

第２層　色調RGB数値はR120-G108-B104を示す。宅地造成のためのローム質土を主体とする盛り土層。

第３層　色調RGB数値はR146-G132-B123を示す。宅地造成のためのローム質土を主体とする盛り土層。

第４層　色調RGB数値はR110-G093-B085を示す。旧水田耕作土。

第５層　色調RGB数値はR122-G098-B077を示す。鉄分を多く含む水田床土。

第６層　色調RGB数値はR106-G090-B082を示す。扇状地堆積層の硬い砂層で無遺物層。

４．まとめ

発掘調査時に周囲の水田には水が張られていたため地下水位が高く、第４層以下は湧水に見舞われた。そのためポンプで水を汲み出しながら第６層上面で遺構の確認作業を行ったが、なんら遺構の存在は認められず、そのほかの層位から遺物の出土も見られなかった。また第６層の扇状地堆積層（基盤層）から第４層の旧水田耕作土上面まで約15cmしかなく、基盤層に水田耕作土が直接乗った状況を呈している。当該地に遺跡が存在するのなら耕作土から遺物が出土するのが当然と考えるが、同様の堆積を示す西側の第１・２地点からも遺物は出土していない。さらに周辺地域の表面採集でも遺物の分布が散漫に認められる程度で、遺物の集中域を確認することもできない。これらのことを総合すると遺跡周辺で表面採集できる遺物は河川氾濫等でもたらされた可能性が高く、遺跡が存在する可能性が低いものと考えられる。

第８節　台崎Ｅ遺跡　第１地点（№279）

１．調査の経緯と経過

台崎Ｅ遺跡は、JR三島駅から東に約5.8km、三島市東半を占める箱根西麓の三島市三ッ谷新田に位置し、今回、三ッ谷工業団地誘致用地調査を起因とする確認調査として実施した。前述の工業団地誘致事業は、造成工事を担当する民間会社と三島市企業立地推進課が計画した事業で、平成25年11月、同課を通して約21万㎡に及ぶ事業地内おける遺跡の有無について照会があり、本遺跡を含む計６遺跡が存在している旨を回答した。

平成26年５月20日、企業立地推進課職員と当課学芸員が現地に赴き、遺跡が残存する可能性のある範囲及び同事業地が耕作地として利用されているため、作付状況等を確認する。６月19日、地権者を対象に事業説明会が開催され、事業実施前に遺跡の有無を確認する調査が必要であること及びその調査方法等を説明、調査実施に際し、必要な土地所有者承諾書の提出と、現在作付されている農作物の収穫時期等を教えて欲しいことを伝える。６月30日、事業者より発掘調査依頼書・土地所有者承諾等が提出され、調査準備を行う。

７月18日、調査を開始。本地点では４か所のグリッドを設定し、重機で耕作土を除去、その後、作業員６名を投入して、７月22日までの計２日間調査を行い、いずれのグリッド内からも遺構・遺物は検出されなかった。本事業に係る全ての遺跡調査の終了後、10月７日、本地点内には遺跡が存在しない旨の発掘調査結果報告書を静岡県教育委員会文化財保護課に送付し、11月12日付けで同課から工事立会いの指示通知を受理、平成29年２月24日、工事立会いを実施して本地点に係る埋蔵文化財について全ての処理を終了した。

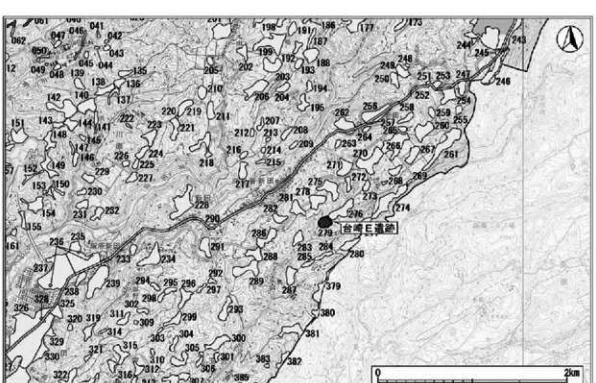

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）　三島市教育委員会

2．遺跡の立地と周辺の調査例（第１・２図）

台崎Ｅ遺跡は、箱根西麓の標高約280mに位置する旧石器時代から縄文時代の遺跡で、推定遺跡範囲は東西約150m、南北約120m、南向きの緩傾斜地にある。三島市では現在487か所の遺跡が確認されており、そのうち台崎Ｅ遺跡が位置する箱根西麓の尾根上は、旧石器時代から縄文時代の遺跡の卓越地として古くから知られ、本地域は富士・愛鷹山麓と共に静岡県東部の該期の地域研究をする上で、絶好のフィールドである。一方、箱根西麓末端の低位丘陵上、三島市街地及び田方平野を流下する大場川、御殿川、境川流域の微高地上または段丘上には弥生時代以降の遺跡が分布し、箱根西麓における遺跡の分布状況とは際立った違いを見せている。

本遺跡周辺の調査遺跡として、北東約2.8kmに史跡山中城跡（№243）がある。標高約540～580mに位置する山中城跡は永禄年間、小田原に本拠を置く後北条氏の西方防備のために築城された山城で、昭和９年国史跡に指定され、昭和48年度より史跡整備のための発掘調査と整備工事が行われた。山中城跡は戦国時代の山城としては先駆的な整備事例であるが、平成元年度、史跡内にある山中公民館建替えに伴い実施した三ノ丸第１地点の調査では、細石刃石核、細石刃、尖頭器を主体とする石器群が多数のチップ等を含む7,500点余りの遺物とともに出土した。なお、山中城跡は初期整備から43年が経過し、堀法面や土塁の崩落が著しいため、平成24年度から平成30年度までの７ヶ年計画で再整備工事を実施している。

本遺跡の北方約2.8kmに位置する標高約500mの北原笛遺跡（№172）では、小型化したナイフ形石器を主体とするブロックが少数の槍先形尖頭器を伴って出土した。北方約2.6kmに位置する観音洞遺跡群は標高約360～400mに位置し、ゴルフ場造成に伴い９遺跡の調査を実施、このうち観音洞Ｇ遺跡（№182）では第Ⅱ黒色帯から第Ⅲスコリア層よりナイフ形石器を主体とする石器群、観音洞Ｂ遺跡（№183）では体場上層より拳大の黒曜石原石10個が収められた埋納遺構と曽利Ⅰ～Ⅲ式期の住居跡３軒が検出されている。

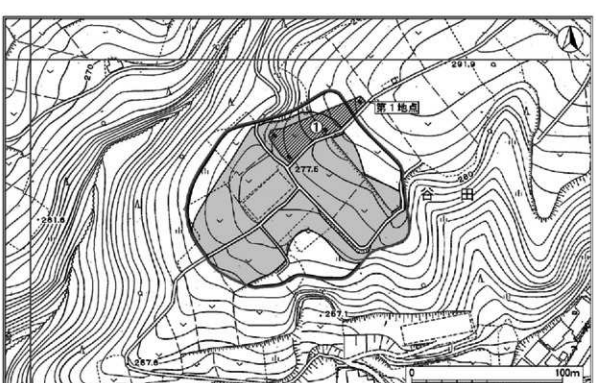

第２図　調査地点の位置（1/2,500）　三島市教育委員会

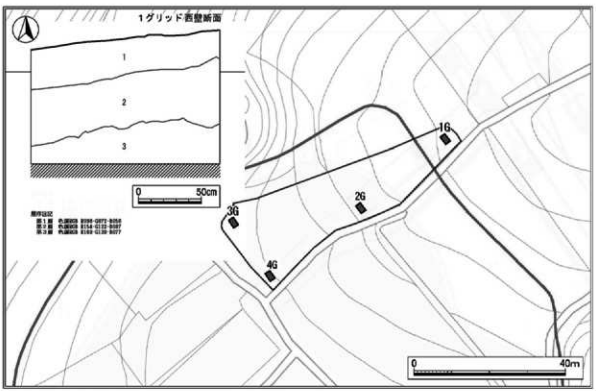

第３図　グリッド配置と１グリッド西壁断面図（1/1,000・1/30）　三島市教育委員会

３．調査の概要

グリッド配置と層序（第３図）

今回の調査では、比較的幅広の尾根鞍部に30m間隔を基本に2.5m×1.6mの調査グリッドを４ヵ所設定し、まず表土である耕作土層を重機で除去、その後、土層の堆積状況を確認しながら暗黄褐色土層、淡黄褐色土層と掘り下げ、最終的には現地表面から0.60～0.86m下のニセローム層まで調査を行った。

第１層　表土　　耕作土。
第２層　褐色土層　　旧耕作土層。
第３層　暗黄褐色土層　粘性あり。ハードローム層。休場下層に相当。
第４層　淡黄褐色土層　非常にハード。ニセローム層に相当。

４．まとめ

今回の調査地点は、３グリッドや４グリッドなど低位に行くほど耕作土層の堆積が厚くなる。これは旧地形が本来はより急傾斜であったことに起因し、高位の地形を重機等でカットし、低位な範囲に土を移動させたりするなど、地盤改変が行われたためであろう。そのため、グリッド内の耕作土層は厚く、その直下は休場下層以下となっており、遺構・遺物が検出する可能性は低い。以上のことから、今回の調査地点は他遺跡で確認されるような遺構・遺物を包含する旧石器時代から縄文時代の土層の堆積状態が不良で、遺跡が存在する可能性は低く、工事着工に支障はないと判断した。

本遺跡が位置する箱根西麓では、複雑に分岐派生したその尾根鞍部及びそれに連なる緩傾斜上に遺跡が分布することが多い。しかし、その場所は、同時に耕作地としても適しており、地元農家の人々は耕作地としてより良い環境を作るため、広範囲にわたって土壌の移動等を実施している。

第９節　向山Ｄ遺跡　第１地点（№276）

１．調査の経緯と経過

本発掘調査は、三ッ谷工業団地誘致用地調査に伴う向山Ｄ遺跡第１地点の確認調査である。この工業団地誘致事業は、造成工事を担当する民間会社と三島市企業立地推進課が計画した事業で、平成25年11月、同課を通して約21万㎡に及ぶ事業地内おける遺跡の有無について照会があり、今回の調査遺跡の他、笹原後Ｂ遺跡（№278）、台崎Ｅ遺跡（№279）、笹原後Ｅ遺跡（№283）、笹原後Ｃ遺跡（№281）、笹原後Ｆ遺跡（№286）の計６遺跡が存在している旨を回答した。なお、本遺跡は事業地内の東端に位置する。

平成26年５月20日、企業立地推進課職員と当課学芸員が現地に赴き、遺跡が残存する可能性のある範囲及び同事業地が耕作地として利用されているため、作付状況等を確認する。６月19日、地権者を対象に事業説明会が開催され、事業実施前に遺跡の有無を確認する調査が必要であること及びその調査方法等を説明、調査実施に際し、必要な土地所有者承諾書の提出と、現在作付されている農作物の収穫時期等を教えて欲しいことを伝える。６月30日、三島市教育委員会に発掘調査依頼書・土地所有者承諾書及び作付状況表が提出され、これを受け、作業員や重機の手配等の手配を行う。

７月23日、台崎Ｅ遺跡の調査終了後、引き続き調査を実施。本地点では23か所のグリッドを設定し、重機で耕作土を除去、その後、作業員６名を投入して、８月１日までの計８日間調査を行う。調査の結果、23グリッドの耕作土中から黒曜石小片１点を採集したが、それ以外の遺構・遺物はグリッド内からは検出されなかった。本事業に係る全ての遺跡調査の終了後、10月７日、本地点内には遺跡が存在しない旨の発掘調査結果報告書を静岡県教育委員会文化財保護課に送付し、11月12日付けで同課から工事立会いの指示通知を受

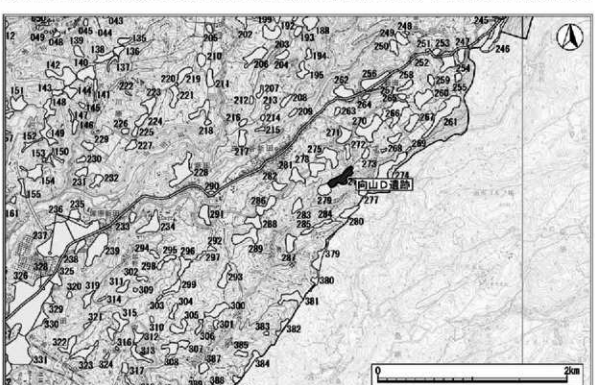

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）　三島市教育委員会

理、平成29年２月24日、工事立会いを実施して本地点に係る埋蔵文化財の全ての処理を終了した。

２．遺跡の立地と周辺の調査例（第１・２図）

向山Ｄ遺跡は、三島市域東半を占める箱根西麓、標高約290mに位置する旧石器時代から縄文時代の遺跡で、東西約320m、南北約110mの範囲が推定遺跡範囲として登録されている。本遺跡が位置する箱根西麓地域は、三島市東端に位置する標高846mの箱根峠より三島市街地に向かって複雑に分岐派生した丘陵地帯で、現在、標高約550mから約60mの丘陵上には旧石器時代から縄文時代の遺跡が数多く確認されている。

向山Ｄ遺跡周辺の調査例として、西方約0.9kmに笹原後Ｆ遺跡（№286）がある。この笹原後Ｆ遺跡は、以前は奥山遺跡と呼称され、昭和56年・57年度に一般国道１号三ッ谷バイパス建設等に伴い調査され、休場層中よりナイフ形石器を含む石器群や縄文時代中期の勝坂式期の住居跡３軒が検出した。西方約1.1kmにある北山遺跡（№289）は、昭和29年・59年・60年・62年度に農道整備に伴い４地点で調査が実施され、縄文時代中期から後期の敷石住居を含む18軒の住居跡、配石遺構、土坑が多数の該期の土器や石棒、石鏃、打製石斧・磨製石斧、石皿、磨石などの石器とともに検出した。西方約1.5kmには、カシラガシ遺跡（№291）がある。このカシラガシ遺跡は、昭和57年度に一般国道三ッ谷バイパス建設に伴い第１地点の調査が実施され、加曽利Ｅ式期の最終末を主体に縄文時代早期後半から後期中葉の土器や石器が出土した。また、平成21年度には三島青果市場建設に伴い第２・第３・第４地点の調査が実施され、縄文時代中期後半の加曽利ＥⅣ式期から後期前葉の堀之内式期の土器や石鏃、局部磨製石器、磨石・敲石とともに住居跡２軒、土坑２基、焼土域が検出された。西方約3.0kmにある押出シ遺跡（№319）は、平成８年・９年度に東駿河湾環状道路建設に伴い調査が実施され、埋甕を伴う柄鏡型住居跡１軒、石囲い炉を伴う住居跡５軒、一部敷石を持つ住居跡１軒など計10軒以上の縄文時代中期の住居跡が、縄文時代中期の多数の土器とともに検出した。

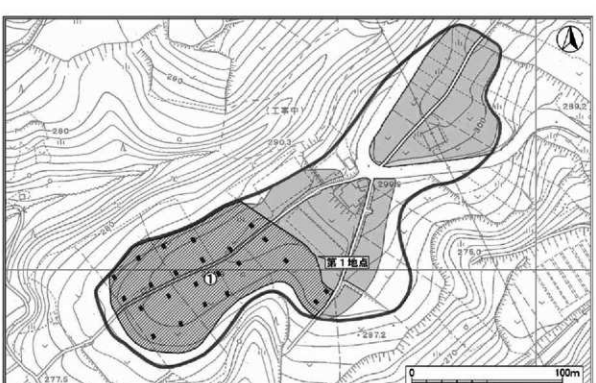

第２図　調査地点の位置（1/2,500）

三島市教育委員会

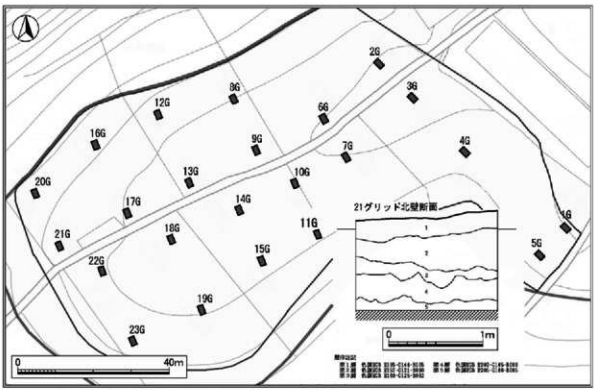

第３図　グリッド配置と21グリッド北壁断面図（1/1,000・1/40）　三島市教育委員会

３．調査の概要

グリッド配置と層序（第３図）

今回の調査では、比較的幅広の尾根鞍部に20m間隔を基本に2.5m×1.6mの調査グリッドを23ヵ所設定し、まず表土である耕作土層を重機で除去、その後、土層の堆積状況を確認しながら旧耕作土層、暗黄褐色土層と掘り下げ、最終的には現地表面から0.79～1.21m下のニセローム層まで調査を行った。

第１層　表土　耕作土。

第２・３層　褐色土層　旧耕作土層。第３層は黒味が強い。

第４層　暗黄褐色土層　粘性あり。ハードローム層。休場中層に相当。

第５層　暗黄褐色土層　粘性あり。ハードローム層。休場下層に相当。下部でニセローム層を含む。

４．まとめ

今回の調査地点は、農道を中心に幅広の平坦面を有している。しかしこれは中央高位部分を削平し、周辺低位部分に耕作土を押し均した結果、人為的につくられた平坦面で、農道脇のグリッド内には遺跡が残存する良好な土層が残っていなかった。また縁片部のグリッドは耕作土層が深く、耕作土層直下は休場層下層から第Ⅰスコリア帯・ニセローム層となっていることが多いため、遺構・遺物が検出する可能性は低い。よって今回の調査地点には、遺跡が残存する可能性は低く、工事着手に支障はないと判断した。

向山Ｄ遺跡が位置する箱根西麓は、旧石器時代から縄文時代の遺跡の卓越地として古くから著名である。昭和30年代から50年代、当市では高校の郷土研究部の活動が活発であり、彼らは当該地の畑を歩き回って土器や石器の採集できる田畑の分布図を作成した。そして現在、これらを基礎データとして、三島市遺跡地図が作成されている。

第10節　富田町遺跡　第３地点（№369）

１．調査の経緯と経過

この調査は、宅地分譲事業に伴う富田町遺跡第３地点の確認調査である。平成26年６月24日、大和ハウス工業株式会社より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲№369富田町遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成26年７月14日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（７月25日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第１項の規定により静岡県教育委員会と事業者に７月25日付、三教文第124・125号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は７月29日に開始、３か所のトレンチを設営後、バックホー（02）で盛り土層を除去した後に作業員４名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働１日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は７月31日付、三教文第130・131号により静岡県教育委員会と事業者に報告した。また平成26年７月17日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第１項）が提出されていたため、７月31日付、三教文第132号で進達し、同法に添付する副申を三教文第133号で同封送した。静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成26年８月７日付、教文第810号で工事立会いの通知（受理８月12日）があり、事業者に８月12日付、三教文第143号で送付し、工事立ち会いを平成27年３月13日に行った。調査結果の概要は『三島市文化財年報第26・27号（2015）』で報告した。

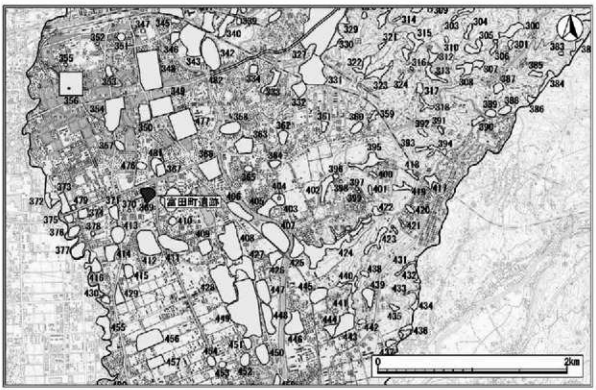

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）　三島市教育委員会

2．遺跡の立地と周辺の調査例（第１・２図）

三島市遺跡地図№369富田町遺跡は、御殿川右岸の微高地に位置する遺跡で、東西約130m、南北約10mのD字型の範囲が古墳時代後期と古代の遺物散布地として三島市遺跡地図に登録されている。第３地点はJR三島駅の南南東（N-160.0°-E）2.49km、標高約18.2mを測り、事業地が遺跡範囲の北西部と重複するため調査の対象となった。

これまでに富田町遺跡の確認調査は２例あるが、現地踏査の成果によって遺跡地図に古墳時代後期と古代の遺物散布地として登録されているのみで、その実態はほとんどわかっていない。第１地点は店舗移転に伴う確認調査で、３ヵ所のグリッドの掘り下げを行い、西側の２ヵ所は現在の地表面から1.20m～1.46mで旧表土に達するが東側のグリッドは1.64mまで掘っても旧表土には達しないという結果が得られている。土層観察などの成果から止水域における湿地帯と理解できる。第２地点は橋梁下部工工事に伴う確認調査で、第１地点で旧表土とした粘質土に相当する黒色粘質土を、現在の地表下約1.85mで検出している。

御殿川流域の遺跡調査例は近隣のものだけでも、弥生時代後期終末～古墳時代前期初頭の集落跡と水田遺構が出土した№481西大久保遺跡『西大久保・奈良橋向遺跡（1996）』、弥生時代中期～古墳時代の墓域を主体とした№411青木Ｂ遺跡『三島市埋蔵文化財報告Ⅶ（2002）』、弥生時代末期から平安時代の住居跡計35軒が出土した№408金沢遺跡『金沢遺跡（1993）』などがある。

3．調査の概要

（１）トレンチ配置と層序（第２・３図）

確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内の道路に相当する部分に1.6m×5.0m（8.0㎡）のトレンチを10m間隔に３か所設営した。事業地面積2025.0㎡に対する確認調査面積24.0㎡の試掘率は1.18％であった。調査は作業員５名による排土と平面確認を各層位ごとに繰り返して表土下0.82mまで掘り下げを

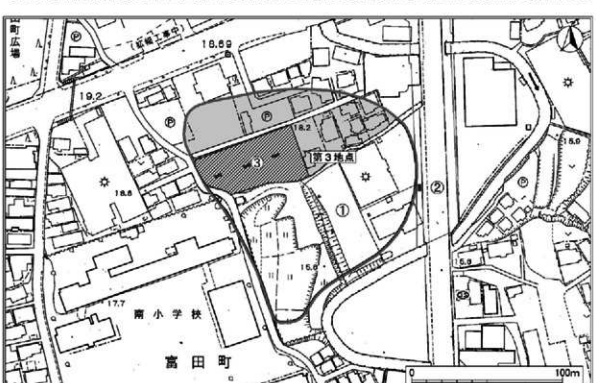

第２図　調査地点の位置（1/2,500）　三島市教育委員会

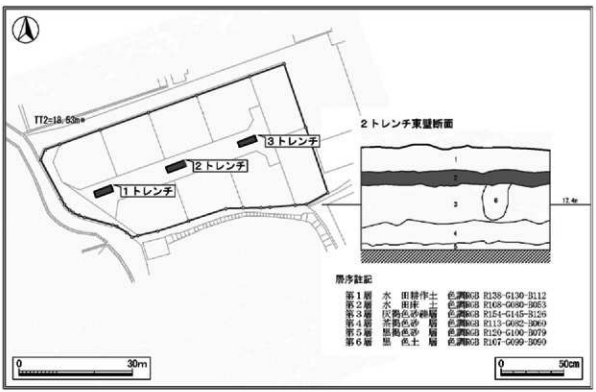

第３図　トレンチ配置と２トレンチ東壁断面図（1/1,000・1/30）　三島市教育委員会

行い、層序の確認は２トレンチ東壁を利用して行い６層に分層した。

事業地は遺跡立地の好適地である河川微高地であるが、水田床土の直下が第３層の基盤層になり、遺物包含層は存在しなかった。また第３層上面で確認を行ったが、遺構も存在しなかったため遺跡範囲中の空白域であることが理解できた。

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。

第１層　色調RGB数値はR138-G130-B112を示す。暗褐色の水田耕作土である。

第２層　色調RGB数値はR108-G080-B053を示す。明茶褐色の水田床土である。

第３層　色調RGB数値はR154-G145-B126を示す。硬く締まった灰褐色砂礫層。基盤層。

第４層　色調RGB数値はR113-G082-B060を示す。硬く締まった茶褐色砂層。扇状地堆積層である。

第５層　色調RGB数値はR120-G100-B079を示す。硬く締まった黒褐色砂層。扇状地堆積層である。

第６層　色調RGB数値はR107-G099-B090を示す。やや柔らかい黒色土。暗渠排水の掘り込み。

４．まとめ

富田町遺跡は過去の調査事例から遺跡南半を占める一段低くなった水田と商業施設一帯は、現状の地表面から旧表土面まで1.5m以上の標高差がある湿地帯であったことが判明しており、この範囲は御殿川の蛇行帯の中の低湿地と理解できる。今回調査を行った第３地点は地表面からわずか0.45mで基盤層となる扇状地堆積層に達し、遺跡立地の好適地である河川微高地になるが、遺構と遺物は一切検出できなかった。これにより遺跡範囲の３分の２以上が空白域と理解でき、遺跡の存在は北側の住宅地に限定されることが明らかになった。

第11節　笹原後Ｅ遺跡　第２地点（№283）

１．調査の経緯と経過

笹原後Ｅ遺跡は、三島市東半を占める箱根西麓、JR三島駅から東に約5.5kmの三島市三ッ谷新田に位置し、今回の調査は、三ッ谷工業団地誘致用地調査を起因とする確認調査として実施した。前述の工業団地誘致事業は、造成工事を担当する民間会社と三島市企業立地推進課が計画した事業で、平成25年11月、同課を通して約21万㎡に及ぶ事業地内おける遺跡の有無について照会があり、今回の調査遺跡を含む笹原後Ｂ遺跡（№278）、台崎Ｅ遺跡（№279）、向山Ｄ遺跡（№276）、笹原後Ｃ遺跡（№281）、笹原後Ｆ遺跡（№286）の計６遺跡が存在している旨を回答した。なお、本遺跡は事業地内の南端に位置する。

平成26年５月20日、企業立地推進課職員と当課学芸員が現地に赴き、遺跡が残存する可能性のある範囲及び同事業地が耕作地として利用されているため、作付状況等を確認する。６月19日、地権者を対象に事業説明会が開催され、事業実施前に遺跡の有無を確認する調査が必要であること及びその調査方法等を説明、調査実施に際し、必要な土地所有者承諾書の提出と、現在作付されている農作物の収穫時期等を教えて欲しいことを伝える。６月30日、三島市教育委員会に発掘調査依頼書・土地所有者承諾書及び作付状況表が提出され、調査実施に向け準備を行う。

８月４日、向山Ｄ遺跡の調査終了後、引き続き調査を実施する。本地点では13か所のグリッドを設定し、まず重機で耕作土を除去、その後、作業員６名を投入して、８月11日までの計６日間調査を行い、その結果、いずれのグリッドからも遺構・遺物は検出されなかった。本事業に係る全ての遺跡調査の終了後、10月７日、本地点内には遺跡が存在しない旨の発掘調査結果報告書を静岡県教育委員会文化財保護課に送付する。そし

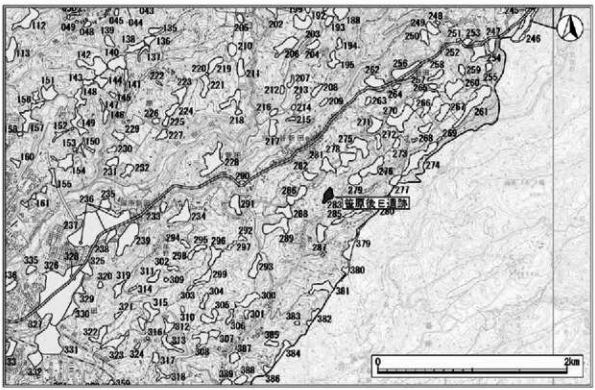

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）　三島市教育委員会

て11月12日付けで同課から工事立会いの指示通知を受理、平成29年２月24日、工事立会いを実施して、本地点に係る埋蔵文化財について全ての処理を終了した。

２．遺跡の立地と周辺の調査例（第１・２図）

笹原後Ｅ遺跡は、三島市城東半を占める箱根西麓、標高約250ｍに位置する旧石器時代から縄文時代の遺跡で、東西約95ｍ、南北約180ｍ、南向きの緩傾斜地にある。本遺跡は、平成３年度に産業廃棄物処分場計画に伴い第１地点の調査が実施され、この時の調査では遺構・遺物は検出されなかった。

三島市では現在487か所の遺跡が確認されている。そのうち笹原後Ｅ遺跡が位置する箱根西麓には、動植物等の自然が豊かなこともあり、その尾根上には旧石器時代から縄文時代の遺跡が数多く分布している。笹原後Ｅ遺跡周辺の調査遺跡としては、本遺跡の西方約2.5kmに小平Ｂ遺跡（№312）、西方約2.6kmに小平Ｃ遺跡（№313）があり、小平Ｂ遺跡は平成６年度に三島社会保険病院、小平Ｃ遺跡は平成３年度に静岡県保険健康センター建設に伴い調査が実施され、旧石器時代については休場層から第１黒色帯より細石刃石核、細石刃、ナイフ形石器、尖頭器、角錐状石器、削器、楔形石器など、縄文時代については集石や土坑の他、撚糸文・縄文・押型文土器と石鏃、尖頭器、魔石石斧、打製石斧、磨石、敲石、凹石が出土した。その他、古墳時代後期末の古墳がそれぞれ１基検出している。また、本遺跡の北方約4.0kmに位置する佐野片平山Ｇ遺跡（№21）は、平成元年度に佐野見晴台造成に伴い調査が実施され、箱根西麓ロームの第Ⅳ黒色帯から第Ⅶ黒色帯より石器群が出土した。北方約3.7kmにあるソノエンサレＢ遺跡（№37）、北方約3.4kmにある中村Ｃ遺跡（№39）では、昭和61年度にゴルフ場建設に伴い調査が実施され、ソノエンサレＢ遺跡では第Ⅱ黒色帯から第Ⅲスコリア層よりナイフ形石器を主体とする石器群と縄文時代中期の住居跡２軒、中村Ｃ遺跡では休場上層から中層より細石刃を含む石器群と縄文時代中期の住居跡３軒が検出されている。

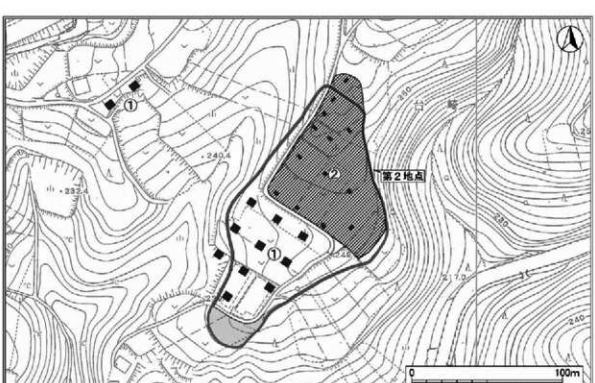

第２図　調査地点の位置（1/2,500）

三島市教育委員会

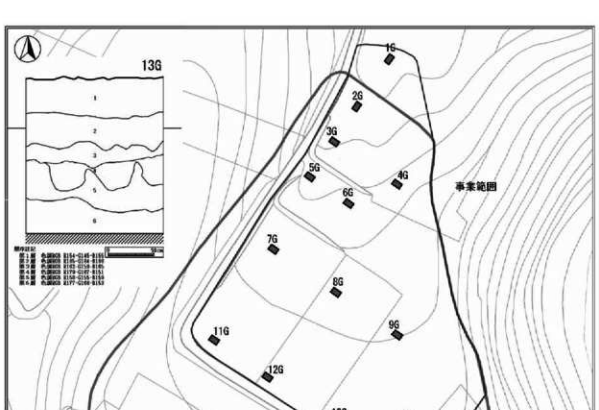

第３図　グリッド配置と13グリッド北壁断面図（1/1,000･1/30）　三島市教育委員会

３．調査の概要

グリッド配置と層序（第３図）

今回の調査では、舌状の尾根鞍部に20m間隔を基本に2.5m×1.6mの調査グリッドを10ヵ所設定し、まず表土である耕作土層を重機で除去、その後、土層の堆積状況を確認しながら旧耕作土層、暗褐色土層、暗黄褐色土層と掘り下げ、最終的には現地表面から0.50～1.50m下のニセローム層まで調査を行った。

第１層	表土	耕作土。
第２・３・４層	褐色土層	旧耕作土層。第４層に深耕痕あり。
第５層	暗褐色土層	粘性あり、締りあり。ローム漸移層に相当。
第６層	暗黄褐色土層	粘性あり。締りあり。ソフトローム層。休場上層に相当。

４．まとめ

今回の調査地点は、１～４グリッド付近までは調査対象地西側を通る農道を中心に削平され、７～13グリッドの範囲では、７・８グリッド付近の耕作土層を低位の11～13グリッド付近に移動するなど、かなりの土地改変が行われている。そのため、１～10グリッドまでの範囲内には、遺物等を包含する良好な土層が残っておらず、11～13グリッドでは、本来の急斜面を埋めたため耕作土層の堆積が1.2m以上にも及ぶ。以上のことから、本地点では遺構・遺物が検出する可能性は低く、遺跡は存在しないと判断した。

第12節　笹原後Ｃ遺跡　第４地点（No.281）

１．調査の経緯と経過

笹原Ｃ遺跡は、JR三島駅から東に約5.6km、三島市東半を占める箱根西麓の三島市三ッ谷新田に位置する旧石器時代から縄文時代の遺跡で、今回の調査は、三ッ谷工業団地誘致用地調査に伴う確認調査である。この工業団地誘致事業は、造成工事を担当する民間会社と三島市企業立地推進課が計画した事業で、平成25年11月、同課を通して約21万㎡に及ぶ事業地内おける遺跡の有無について照会があり、今回の調査遺跡を含む６遺跡が存在している旨を回答した。

平成26年５月20日、企業立地推進課職員と当課学芸員が現地に赴き、遺跡が残存する可能性のある範囲及び同事業地が耕作地として利用されているため、作付状況等を確認する。６月19日、地権者を対象に事業説明会が開催され、事業実施前に遺跡の有無を確認する調査が必要であること及びその調査方法等を説明、調査実施に際し、必要な土地所有者承諾書の提出と、現在作付されている農作物の収穫時期等を教えて欲しいことを伝える。６月30日、三島市教育委員会に発掘調査依頼書・土地所有者承諾書及び作付状況表が提出され、調査の準備を行う。

８月18日、笹原後Ｃ遺跡の調査開始。本地点では13か所のグリッドを設定し、まず重機で耕作土を除去、その後、作業員６名を投入して、８月19日までの２日間と作付の関係で後回しとなっていたグリッドについては９月１日・３日の計４日調査を行う。調査の結果、２グリッドの耕作土中から黒曜石小片１点を採集したが、それ以外の遺構・遺物は検出されなかった。本事業に係る全ての遺跡調査の終了後、10月７日、本地点内には遺跡が存在しない旨の発掘調査結果報告書を静岡県教育委員会文化財保護課に送付し、11月12日付

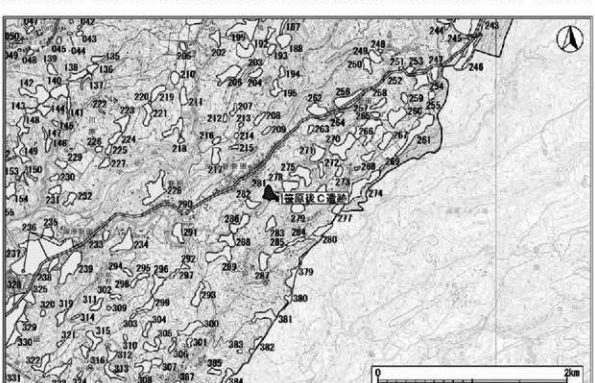

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）　三島市教育委員会

けで同課から工事立会いの指示通知を受理、平成29年２月24日、工事立会いを実施して、本地点に係る埋蔵文化財について全ての処理を終了した。

２．遺跡の立地と周辺の調査例（第１・２図）

笹原後Ｃ遺跡は、箱根西麓の標高約280mに位置し、推定遺跡範囲は東西約170m、南北約150m、長年耕作地として利用されている。本遺跡は、昭和56年度に一般国道１号三ッ谷バイパス建設に伴い第１地点、平成12年度に幕園建設に伴い第２地点、平成20年度に倉庫兼事務所建設に伴い第３地点の調査が実施されたが、いずれの調査地点においても遺構・遺物は検出されなかった。

三島市では現在487か所の遺跡が確認されている。そのうち今回調査を行った笹原Ｃ遺跡と同じ旧石器時代から縄文時代の遺跡は、三島市東半を占める箱根西麓の比較的緩傾斜の尾根上に分布する。動植物等の自然の恵みが豊富なこれらの地域は、境川、沢地川、山田川、夏梅木川及びその支流が浸食・開析し、小さな尾根をいくつも派生させた八つ手状の丘陵地形を作り出しており、尾根上は古くから旧石器時代から縄文時代の遺跡の卓越地として知られている。昭和60年代から平成の初め、これらの地域ではゴルフ場建設、住宅地造成など大規模な開発が急増し、それに伴い発掘調査例も増加した。

現在三島市で最も古い時代の人間の痕跡が残されているのは、笹原後Ｃ遺跡の西方約3.0km、標高90～100mの箱根西麓への登り口である初音ヶ原Ａ遺跡（№326）・初音ヶ原Ｂ遺跡（№327）で、約16万㎡を上回る広範な範囲が推定遺跡範囲として登録されている。インターチェンジ建設などに伴い、これまでに実施された発掘調査の結果、箱根西麓ロームの第Ⅳから第Ⅶ黒色帯に包含された石器群が検出されている。この石器群は台形様石器を主体とし、その他、該期の遺跡としては本遺跡の北方約3.7kmの佐野片平山Ｇ遺跡（№21）、西方約2.5kmの生茨沢遺跡（№315）があるが、当地域での出土例は少ない。

その他、前述の初音ヶ原遺跡群では、第Ⅲ黒色帯中から掘り込まれた土坑が60基以上、尾根を横断するよ

第２図　調査地点の位置（1/2,500）　　三島市教育委員会

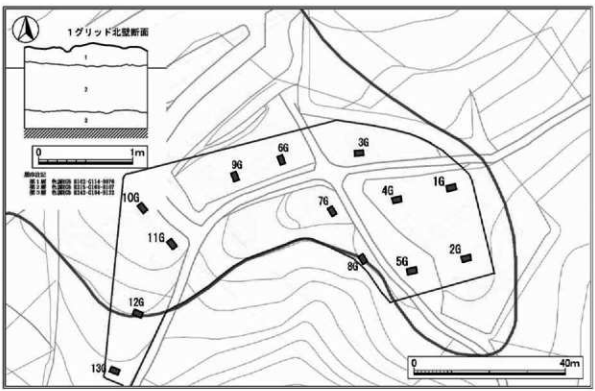

第３図　グリッド配置と１グリッド北壁断面図（1/1,000･1/40）　三島市教育委員会

う弧状に検出され、大規模な落とし穴群と考えられる。形状は上部径が1.1～1.5m、深さが1.1～1.7m、開口部は朝顔状に開き、同様の土坑は焼場遺跡（№155）、下原遺跡（№237）、加茂ノ洞Ｂ遺跡（№156）、八田原遺跡（№113）でも検出されている。

3、調査の概要

グリッド配置と層序（第３図）

今回の調査では、尾根鞍部に15m間隔を基本に2.5m×1.6mの調査グリッドを13ヵ所設定し、まず表土である耕作土層を重機で除去、その後、土層の堆積状況を確認しながら旧耕作土層、暗黄褐色土層と掘り下げ、最終的には現地表面から0.40～0.90m下のニセローム層まで調査を行った。

第１層　表土　　耕作土。

第２層　褐色土層　　旧耕作土層。

第３層　暗黄褐色土層　粘性あり。ハードローム層。休場下層に相当。下部でニセローム層上面を確認。

4、まとめ

本地点の旧地形は、本来はより急傾斜地であった。しかし現在は頂部の土壌を重機等でカットし、低位な範囲に土を移動させたりするなど、広範囲で地盤改変が実施されており、今回の調査でも耕作土層直下は、休場層下層からニセローム層となっていることが確認されている。本調査地点では、他の旧石器時代から縄文時代の遺跡で確認できる遺物を包含し、遺構が構築されている土層の堆積状態が不良のため、遺跡が残存する可能性は低く、工事着工に支障ないと判断した。

第13節　塔ノ森廃寺　第９地点（№348）

１．調査の経緯と経過

この調査は、建て売り住宅建築工事に伴う塔ノ森廃寺第９地点の確認調査である。平成26年７月31日、野村不動産アーバンネット株式会社より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲№348塔ノ森廃寺と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成26年８月７日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（８月17日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第１項の規定により静岡県教育委員会と事業者に８月17日付、三教文第153・154号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は８月19日に開始、１か所のトレンチを作業員２名で掘り下げて遺構・遺物の検出につとめ、実働１日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は８月21日付、三教文第157・158号により静岡県教育委員会と事業者に報告した。また平成26年12月４日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第１項）が提出されていたため、12月４日付、三教文第308号で進達し、同法に添付する副申を三教文第309号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成26年12月15日付、教文第1520号で工事立会いの通知（受理12月24日）があり、事業者に12月24日付、三教文第325号で送付し、工事立ち会いを平成27年１月29日に行った。

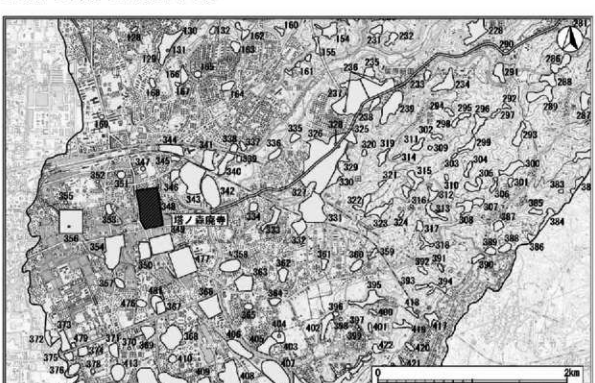

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）　三島市教育委員会

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第26・27号（2015）』で報告している。

2．遺跡の立地と周辺の調査例（第１・２図）

三島市遺跡地図№348塔ノ森廃寺は、大場川右岸の微高地に位置する遺跡で、三島市街地に位置する三嶋大社境内及びその周辺を城内とする南北約420m、東西約220mの、ほぼ長方形の範囲が古墳時代～近世の社寺跡として遺跡地図に登録されている。第９地点はJR三島駅の東南東（N-122.0°-E）0.64km、標高約28.3mに位置し、事業地が遺跡範囲の北西部と重複するため調査の対象となった。

塔ノ森廃寺は当地での成立が平安時代以降といわれる三嶋大社の成立以前の白鳳期にあったと伝わる寺院跡である。本遺跡の調査はこれまでに８例を数えるが、本調査に至ったのは三嶋大社境内における１～３地点のみである。第１地点は客殿建設予定地、第２地点は社務所建設予定地の発掘調査で、古墳時代から近世に及ぶ多岐にわたる時代・時期・種別の遺構と遺物が出土して多くの知見をもたらしている。順を追って見ていくと、まず古墳時代７世紀後半に属する住居跡の発見とこれに続く奈良時代・平安時代の土器がコンスタントに出土することから、集落の存在と７世紀末には塔ノ森廃寺・三嶋大社のいずれもこの地点に存在しなかったことを想定した。さらに個々の柱穴が長方形を呈し、なおかつ非常に堅固な砂岩層をＩm近くも掘り抜いている奈良・平安時代に属する掘立柱建物址の存在から国府関連施設の可能性を指摘している。また鎌倉時代初頭以降の遺物が急増することから三嶋大社が遷座した時期をこの頃と判断している『三嶋大社境内遺跡Ⅰ（1990）』。第３地点は宝物館建設予定地の発掘調査で、古代の東海道（推定平安鎌倉古道）の側溝と推定される溝や巨石の周りに扁平な玉石を敷き詰めた祭祀遺構、手づくねやロクロ成形のかわらけが出土し、とりわけ白色胎土のかわらけは、京都あるいは鎌倉の白かわらけとの関係が推測されている『三嶋大社境内遺跡第３地点（1997）』。三嶋大社境内外側の４～８地点の調査では遺構と遺物は出土していない。

第２図　調査地点の位置（1/2,500）

三島市教育委員会

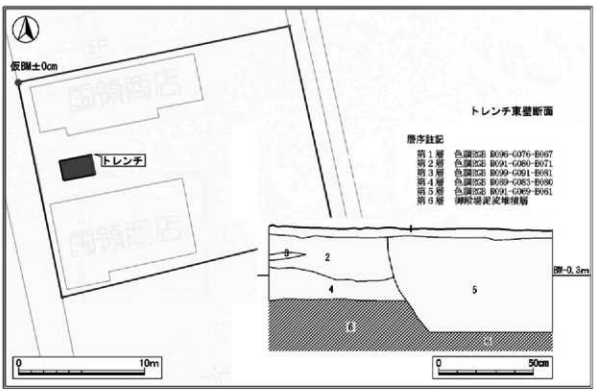

第３図　トレンチ配置とトレンチ東壁断面図（1/300・1/20）　三島市教育委員会

３．調査の概要

（１）トレンチ配置と層序（第２・３図）

確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内の任意の位置に1.6m×2.0m（3.2㎡）のトレンチを10m間隔に１か所設営した。事業地面積353.78㎡に対する確認調査面積3.2㎡の試掘率は0.90％であった。調査は作業員２名による排土と平面確認を各層位ごとに繰り返して表土下0.70mまで掘り下げを行い、層序の確認はトレンチ東壁を利用して行い６層に分層した。

事業地は遺跡立地の好適地である河川微高地であるが、自然堆積層である第４層の黒色土に遺物が包蔵されないことから、遺跡範囲中の空白域にあることが理解できた。

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。

第１層　色調RGB数値はR096-G076-B067を示す。表土（芝の目土）。

第２層　色調RGB数値はR091-G080-B071を示す。暗褐色の盛り土層。

第３層　色調RGB数値はR099-G091-B081を示す。盛り土層に伴う灰色細砂層。

第４層　色調RGB数値はR089-G083-B080を示す。黒褐色の旧表土、遺物包含層に相当する。

第５層　色調RGB数値はR091-G069-B061を示す。撹乱層。塩ビ管埋設時の盛り土層。

第６層　御殿場泥流堆積物による扇状地堆積層で、本層上面を遺構確認面とする。

４．まとめ

試掘・確認調査の結果、塔ノ森廃寺第９地点からは遺構と遺物は一切出土しなかった。この結果事業地は遺跡立地の好適地である河川微高地にあるが、遺跡中心地から外れた空白域にあると理解した。従来の調査結果通り、三嶋大社境内を中心とした範囲に集落跡存在する可能性があると判断した。

第14節　笹原後Ｆ遺跡　第４地点（№286）

１．調査の経緯と経過

本発掘調査は、箱根西麓の三島市三ッ谷新田地先における三ッ谷工業団地誘致用地調査に伴う笹原後Ｆ遺跡第４地点の確認調査である。この工業団地誘致事業は、造成工事を担当する民間会社と三島市企業立地推進課が計画した事業で、平成25年11月、同課を通して約21万㎡に及ぶ事業地内おける遺跡の有無について照会があり、今回の調査遺跡を含む笹原後Ｂ遺跡（№278）、台崎Ｅ遺跡（№279）、向山Ｄ遺跡（№276）、笹原後Ｅ遺跡（№283）、笹原後Ｃ遺跡（№281）の計６遺跡が存在している旨を回答した。なお、本遺跡は事業地内の西端に位置する。

平成26年５月20日、企業立地推進課職員と当課学芸員が現地に赴き、遺跡が残存する可能性のある範囲及び同事業地が耕作地として利用されているため、作付状況等を確認する。６月19日、地権者を対象に事業説明会が開催され、事業実施前に遺跡の有無を確認する調査が必要であること及びその調査方法等を説明、調査実施に際し、必要な土地所有者承諾書の提出と、現在作付されている農作物の収穫時期等を教えて欲しいことを伝える。６月30日、三島市教育委員会に発掘調査依頼書・土地所有者承諾書及び作付状況表が提出され、これを受け、作業員や重機の手配等の手配を行う。

８月20日、本遺跡の北東側に位置する笹原後Ｃ遺跡の調査が、農作物収穫の関係で一時中断したため本地点に移動し、調査を開始する。本地点では４か所のグリッドを設定し、まず重機で耕作土を除去、その後、作業員６名を投入して、22日までの計３日間調査を行う。調査の結果、グリッド内からは遺構・遺物は検出されず、本事業に係る全ての遺跡調査の終了後、10月７日、本地点内には遺跡が存在しない旨の発掘調査結

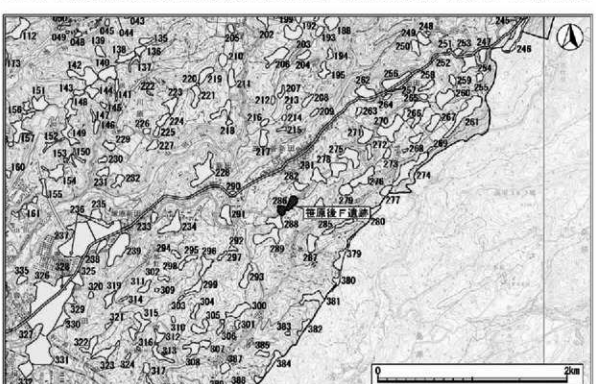

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）　三島市教育委員会

果報告書を静岡県教育委員会文化財保護課に送付し、11月12日付けで同課から工事立会いの指示通知を受理、平成29年２月24日、工事立会いを実施して本地点に係る埋蔵文化財の全ての処理を終了した。

２．遺跡の立地と周辺の調査例（第１・２図）

笹原後Ｆ遺跡は、JR三島駅から東に約5.3㎞の箱根西麓、標高約246ｍに位置する旧石器時代から縄文時代の遺跡である。東西約260ｍ、南北約120ｍの範囲が推定遺跡範囲として登録されており、これまで昭和56年・57年度に一般国道１号三ッ谷バイパス建設に伴い第１地点、昭和56年度に農地改良に伴い第２地点、平成19年度に車両及び建築資材置場造成に伴い第３地点の発掘調査が実施された。

第１地点は調査当時、奥山遺跡と呼称されており、旧石器時代については休場上層よりナイフ形石器、掻器等、縄文時代については中期の勝坂式期に比定される住居跡３軒と屋外炉等が早期前半の押型文から後期前葉の堀ノ内式土器、石鏃、打製石斧、楔形石器、磨石、凹石等とともに検出された。第２地点は、第１地点の発掘調査時、隣接する耕作地で土壌改良のための天地返しが行われ始めたため、急遽、調査対応に移行した調査事例で、旧石器時代については休場下層からナイフ形石器、掻器、楔形石器、縄文時代については中期後半の曽利式期に比定される住居跡１軒が該期の土器と石鏃、磨石等とともに検出された。

その他の調査遺跡として、旧石器時代については初音ヶ原遺跡群（№326.327）で休場上層から第Ⅶ黒色帯までの間において８枚の文化層が検出され、そのうち最下層の石器群は現段階では当該地域最古のものとなっている。下原遺跡（№237）、塚原南原遺跡（№238）、小平Ｂ・Ｃ遺跡（№312.313）、天台Ｂ遺跡（№267）、中村分遺跡（№268）では、休場上層から中層においてナイフ形石器を中心とする石器群、山中城跡三ノ丸第１地点（№243）では、細石刃、ナイフ形石器が検出されている。縄文時代については北山遺跡（№289）では加曽利E式期から加曽利B式期、天台Ｂ遺跡では勝坂式期、十石洞遺跡（№161）では加曽利E式、陰洞Ｃ遺跡（№197）では早期末、観音洞Ｂ遺跡（№183）では曽利式期の住居跡が検出している。

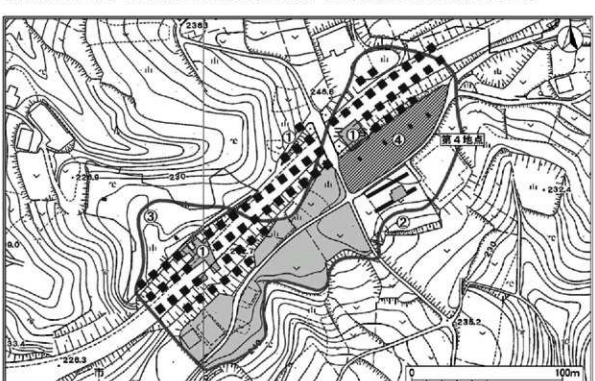

第２図　調査地点の位置（1/2,500）　三島市教育委員会

第３図　グリッド配置と１グリッド西壁断面図（1/1,000・1/30）　三島市教育委員会

３．調査の概要

（１）グリッド配置と層序（第３図）

今回の調査では、尾根鞍部に20m間隔を基本に2.5m×1.6mの調査グリッドを４ヵ所設定し、まず表土である耕作土層を重機で除去、その後、土層の堆積状況を確認しながら旧耕作土層、暗黄褐色土層と掘り下げ、最終的には現地表面から0.80～1.20m下のニセローム層まで調査を行った。

第１層　表土　　耕作土。

第２層　褐色土層　　旧耕作土層。

第３層　褐色土層　　旧耕作土層。やや黒味が強い。下部にロームブロックを含む。深耕痕あり。

第４層　暗黄褐色土層　粘性あり。ハードローム層。休場中層に相当。

第５層　暗黄褐色土層　粘性あり。ハードローム層。休場下層に相当。下部でニセローム層上面を確認。

４．まとめ

本地点を含め箱根西麓地域の尾根上は畑作地域であり、根菜類の栽培が盛んで、特に長ニンジン、長ゴボウ作りが多かった。収穫の際には１m近く掘るため、よく遺構・遺物に当たり、かつては粉砕された土器片や敷石住居の敷石、炉石、石皿等が農道脇に積み上げられていたとのことである。実際に発掘調査を実施してみると、尾根鞍部または隣接する緩傾斜地で、長ニンジンや長ゴボウ等の収穫で深耕されていない場所では、攪乱等を受けていない遺構・遺物が検出することが多い。今回の調査でもこれらの深耕痕は全てのグリッド壁面で確認でき、この痕跡が休場層下層まで及んでいるため、本地点では遺跡が残存する良好な土層が残っておらず、遺構等が検出する可能性は低いと判断した。しかし隣接する第１・２地点では、数多くの土器片が出土していることから、本地点周辺には縄文時代中期の集落が存在していると考えられる。

第15節　上才塚遺跡　第８地点（№477）

１．調査の経緯と経過

この調査は、個人住宅新築工事に伴う上才塚遺跡第８地点の確認調査である。平成26年６月20日、株式会社ミサワホームより埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲№477上才塚遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成26年８月８日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（８月21日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第１項の規定により静岡県教育委員会と事業者に８月21日付、三教文第159・160号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は８月26日に開始、１か所のトレンチを設営後、バックホー（01）で盛り土層を除去した後に作業員２名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働１日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は８月28日付、三教文第164・165号により静岡県教育委員会と事業者に報告した。また平成26年８月８日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第１項）が提出されていたため、８月28日付、三教文第166号で進達し、同法に添付する副申を三教文第167号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成26年９月５日付、教文第951号で工事立会いの通知（受理９月９日）があり、事業者に９月９日付、三教文第184号で送付し、工事立ち会いを11月８日に行った。調査結果の概要は『三島市文化財年報第26・27号（2015）』で報告している。

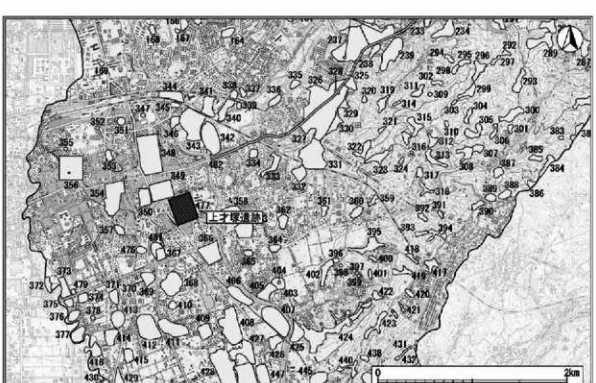

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）　三島市教育委員会

2．遺跡の立地と周辺の調査例（第１・２図）

三島市遺跡地図№477上ノ塚遺跡は、大場川右岸の微高地上に位置する遺跡で、東西約230m、南北約290mの長方形の範囲が官衙跡として三島市遺跡地図に登録され、奈良時代から近世の遺物が出土することで知られている。第８地点はJR三島駅の南東（N-134.0°-E）1.40km、標高約22.4mに位置し、事業地が遺跡範囲の中央部と重複するため調査の対象となった。

上ノ塚遺跡は近辺に存在している市ケ原廃寺、塔ノ森廃寺などの遺跡との関連から、奈良・平安時代の官衙跡と推測される遺跡である。本遺跡の調査はこれまでに７例を数えるが、本調査に至ったのはマンション建設に伴う１・２地点のみである。第１地点は溝状遺構17条と土坑３基が出土し、長さ81m、上部の最大幅352cm、深さ77cmを測り南北方向に延びる13号溝は堀としての使用が想定されている。また破片資料であるがメノウ製の腰帯飾り石（無文巡方）の出土は、平安時代前期の官衙あるいはそれに関連する施設の存在を想起させるものとして注目を集めている『上ノ塚遺跡第１地点（1992）』。第２地点では掘立柱建物跡３基、柱穴列１基、溝状遺構21基が出土した。３基の掘立柱建物の柱穴はいずれも定型的な大型隅丸長方形を呈する掘り方で、更にこれらの建物を囲むように、主軸線を同じくしてＬ字型に曲がる１号柱穴列と１号溝状遺構の存在は板塀と堀を想定させ、一般集落とは異なる公的機関の施設であった可能性を示している『上ノ塚遺跡第２地点（1992）』。このほか第５地点、第６地点で奈良・平安時代の遺物が出土しているが、遺構の確認には至っていない『三島市埋蔵文化財報告XIV（2009）』、『同補助事業版１（2015）』。

3．調査の概要

（１）トレンチ配置と層序（第２・３図）

確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、第２地点で調査した第３・４号溝状遺構の延長上に1.6m×5.0m（8.0㎡）のトレンチを１か所設営した。事業面積224.84㎡に対する確認調査面積8.0㎡の試掘率は

第２図　調査地点の位置（1/2,500）　　三島市教育委員会

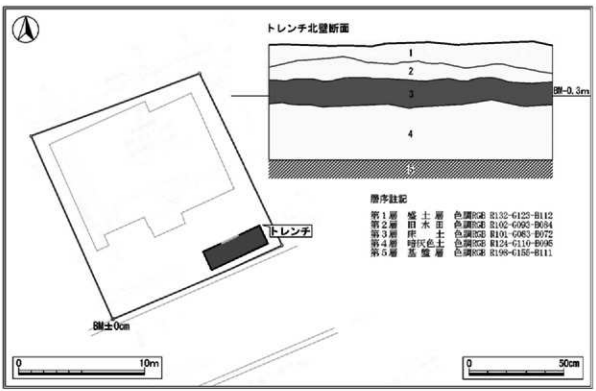

第３図　トレンチ配置とトレンチ北壁断面図（1/300・1/20）　三島市教育委員会

3.56％であった。調査はバックホー（01）による無遺物層の排土後、作業員２名による排土と平面確認を各層位ごとに繰り返して表土下0.60mまで掘り下げを行い、基盤層となる第５層上面で遺構確認を行ったが遺構・遺物ともに出土しなかった。層序の確認はトレンチ北壁の中央部を利用して行い５層に分層した。

事業地は遺跡立地の好適地である河川微高地であるが、自然堆積層である第４層の暗灰色土に遺物が包蔵されないこと、遺構を確認できなかったことから、遺跡範囲中の空白域にあることが理解できた。

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。

第１層　色調RGB数値はR132-G123-B112を示す。茶褐色の盛り土層である。

第２層　色調RGB数値はR102-G093-B084を示す。灰褐色の旧水田耕作土である。

第３層　色調RGB数値はR101-G083-B072を示す。茶褐色の旧水田床土である。鉄分の沈着が著しい。

第４層　色調RGB数値はR124-G110-B095を示す。暗灰色土で、奈良時代以降の遺物包含層に相当する。

第５層　色調RGB数値はR198-G155-B111を示す。御殿場泥流堆積物による扇状地堆積層、遺構確認面。

４．まとめ

上才塚遺跡第８地点の確認調査は第２地点の第３・４号溝状遺構の延長部を調査し、遺跡の広がりを確認することに主眼を置いたが、それに関係する遺構と遺物は一切検出できなかった。事業地付近は御殿場泥流堆積物による非常に堅固な砂礫層が基盤層を形成しており本層上面を遺構確認面とする。基盤層を掘り込んだ遺構を発掘調査で見逃すことはまずありえないが、第２地点の第３・４号溝状遺構の深さは平均２cmと報告される非常に浅いもので、耕作等の影響によって消滅した可能性もある。この結果、事業地は遺跡範囲中の空白域あるいは後世の削平等による遺跡消滅地と理解した。

第16節　寺屋敷遺跡　第１地点（№234）

１．調査の経緯と経過

この調査は、事業地の拡張工事に伴う寺屋敷遺跡第１地点の確認調査である。平成26年８月８日、株式会社東部処理より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲№234寺屋敷遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成26年８月10日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（８月28日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第１項の規定により静岡県教育委員会と事業者に８月28日付、三教文第168・169号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は９月２日に開始、１か所のトレンチを作業員３名で掘り下げて遺構・遺物の検出につとめ、実働１日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は９月５日付、三教文第173・174号により静岡県教育委員会と事業者に報告した。また平成26年８月10日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第１項）が提出されていたため、９月５日付、三教文第175号で進達し、同法に添付する副申を三教文第176号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成26年９月16日付、教文第1018号で工事立会いの通知（受理９月19日）があり、事業者に９月19日付、三教文第207号で送付し、工事立ち会いを平成27年３月31日に行った。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第26・27号（2015）』で報告している。

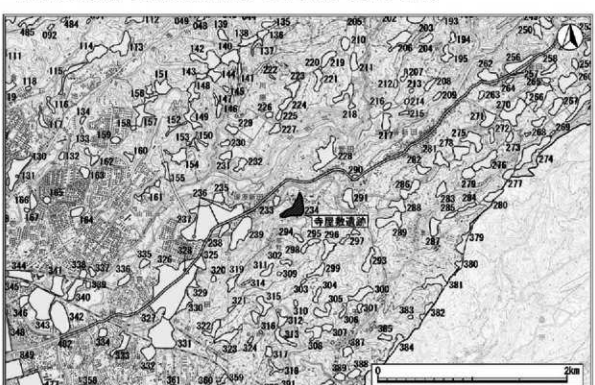

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）　三島市教育委員会

2．遺跡の立地と周辺の調査例（第１・２図）

三島市遺跡地図№234寺屋敷遺跡は、箱根山西麓の丘陵上に位置する遺跡で、東西約250m、南北約250mの逆Ｌ字形の範囲が縄文時代早期から後期の遺物散布地として登録されている。第１地点はJR三島駅の東北東（N−76.0°−E）3.93km、標高約148.0mに位置し、事業地が遺跡範囲の南東部と重複するため調査の対象となった。

寺屋敷遺跡は現地踏査の成果によって遺跡地図に縄文時代早期～後期の遺物散布地として登録されているが、発掘調査は今回が初例となるため、その実態はほとんどわかっていない。しかしその一方で『三島市誌上巻（1958）』には、加曾利Ｂ式土器の精製土器が相当量出土したことや当該期の注口土器が出土したこと、紡錘車と考えられる算盤珠の如き球形土製品が出土したことが紹介されている。現在これらの遺物の所在は不明だが、注目に値する記述といえよう。

また箱根山西麓域は後期旧石器時代から縄文時代の遺跡密集地域として広く知られている。近隣の主な発掘調査例を挙げると、本遺跡の西側約600mにはナイフ形石器を主体としてこれに少数の尖頭器が伴うナイフ形石器石器群が出土した塚原初音原遺跡『三島市埋蔵文化財報告XIV（2009）』、西側約1,100mには第３黒色帯で７基の土坑が確認された下原遺跡『下原遺跡Ⅰ（1995）』、南西約1,500mには第３黒色帯で60基の土坑が確認された初音ヶ原Ａ遺跡、初音ヶ原Ｂ遺跡が存在する『初音ヶ原遺跡（1999）』。後期旧石器時代の遺落とし穴状の土坑が直線的・弧状に複数列配置された例は全国的に見ても稀有の例である。

さらに本遺跡の南西約1,100mには縄文時代中期後葉の住居跡35軒、土坑７基などが出土した押出シ遺跡『押出シ遺跡Ⅰ（1999）』、南側約1,300mには後期旧石器時代初頭の直径約８mの円形ブロックが出土した生茨沢遺跡『生茨沢遺跡Ⅰ（1999）』などがある。

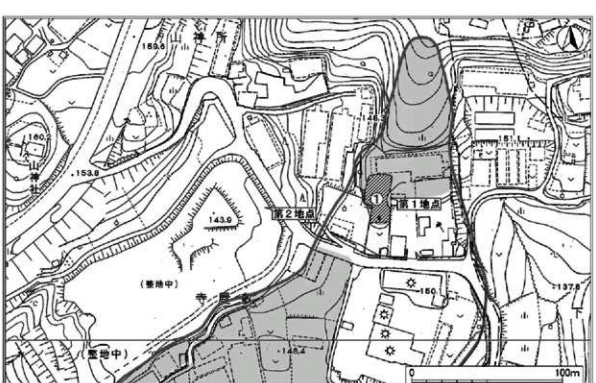

第２図　調査地点の位置（1/2,500）

三島市教育委員会

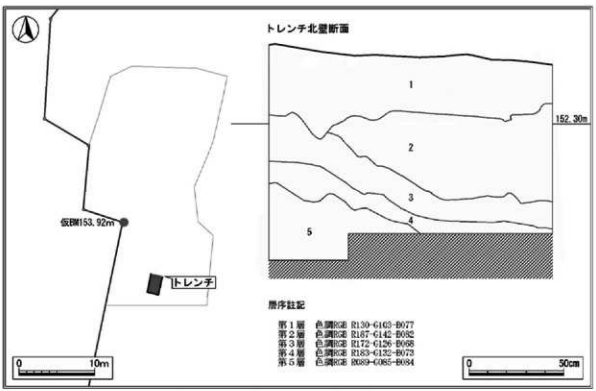

第３図　トレンチ配置とトレンチ北壁断面図（1/500・1/20）　三島市教育委員会

３．調査の概要

（１）トレンチ配置と層序（第２・３図）

確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内の任意の位置に1.6m×5.0m（4.0㎡）のトレンチを10m間隔に１か所設営した。事業地面積4,633.97㎡に対する確認調査面積4.0㎡の試掘率は0.88％であった。調査は作業員３名による排土と平面確認を各層位ごとに繰り返して表土下1.14mまで掘り下げを行い、層序の確認はトレンチ北壁を利用して行い５層に分層した。

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。

第１層　色調RGB数値はR130-G103-B077を示す。暗褐色土。黒色土とローム質土混じりの耕作土。

第２層　色調RGB数値はR187-G142-B082を示す。明褐色土。二次堆積の休場層か。

第３層　色調RGB数値はR172-G126-B068を示す。褐色土。第Ⅰ黒色帯。

第４層　色調RGB数値はR183-G132-B073を示す。暗褐色土。ニセローム混じりのローム質土。

第５層　色調RGB数値はR089-G085-B084を示す。黒褐色土。第Ⅱ～第Ⅲ黒色帯。

４．まとめ

試掘・確認調査の結果、寺屋敷遺跡第１地点からは遺構と遺物は全く出土せず、遺跡の存在を確認することはできなかった。調査地点の現況は南面する急傾斜地であること、土層断面の観察で第３層以下が東側に大きく標高を減じていく地形であったことが確認できた。さらに第２層と第４層は、非常に不安定で二次堆積と推測できる堆積状況であった。以上の事から、遺跡の消失地あるいは空白域と判断したので、本発掘調査の必要性はなく工事立会いが妥当と判断した。

第17節　堀込遺跡　第８地点（№465）

１．調査の経緯と経過

この調査は、個人住宅新築工事に伴う堀込遺跡第８地点の確認調査である。平成26年８月22日、株式会社プライムホームより埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲№465堀込遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成26年８月26日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（９月５日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第１項の規定により静岡県教育委員会と事業者に９月５日付、三教文第177・178号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は９月９日に開始、１か所のトレンチを設営後、バックホー（01）で盛り土層を除去した後に作業員３名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働１日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は９月10日付、三教文第185・186号により静岡県教育委員会と事業者に報告した。また平成26年８月26日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第１項）が提出されていたため、９月10日付、三教文第187号で進達し、同法に添付する副申を三教文第188号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成26年９月19日付、教文第1040号で工事立会いの通知（受理９月24日）があり、事業者に９月24日付、三教文第216号で送付し、工事立ち会いを10月１日に行った。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第26・27号（2015）』で報告している。

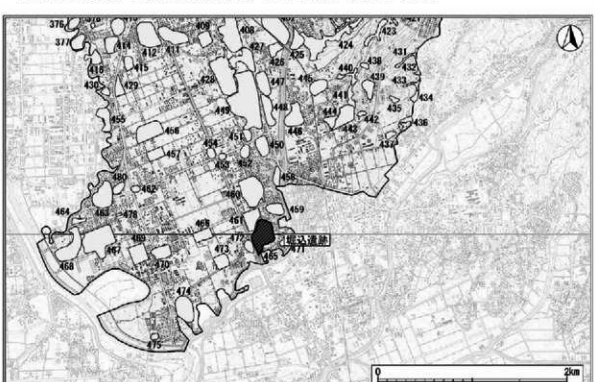

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）　三島市教育委員会

2．遺跡の立地と周辺の調査例（第１・２図）

堀込遺跡は三島扇状地と箱根山西麓の境を流下する大場川右岸の微高地に位置する遺跡で、王子神社を中心に南北約330m、東西約250mの広大な範囲が古墳時代から中世の遺物散布地として三島市遺跡地図に登録されている。第８地点はJR三島駅の南南東（N-155.5°-E）4.83km、標高約9.7mの微高地上に位置し、事業地が遺跡範囲東端部と重複するため調査の対象となった。

これまでに７地点で試掘確認調査を実施しており、平成17年度の第１地点の調査では、古墳時代の壺・甕・高杯などの破片が出土したが、江戸時代の擂鉢、銅製の碗などや明治期の陶磁器が混入していたため、客土に混じって搬入されたものと認識し、遺構も確認出来なかったため遺跡範囲中の空白域と判断した『三島市埋蔵文化財報告XIII（2008）』。平成22年度の第２～４地点の調査では、遺構と遺物が出土せず、いずれも遺跡範囲中の空白域と判断する結果となった『三島市埋蔵文化財報告XVIII（2013）』。平成24年度実施の第５地点では、現代の新しい溝状遺構以外は確認できず、出土遺物はその溝から出土したものであった『埋蔵文化財発掘調査報告補助事業版第１号（2015）』。さらに平成25年の第６地点の調査でも遺構と遺物は出土せず、湿地帯堆積層を確認したにとどまった『文化財年報第26・27号（2015）』。

3．調査の概要

（１）トレンチ配置と層序（第２・３図）

確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内の任意の位置に1.6m×2.5m（4.0㎡）のトレンチを計画建物の建設に影響の無い位置に１か所設営した。事業地面積170.21㎡に対する確認調査面積4.0㎡の試掘率は2.35%であった。調査は作業員３名による排土と平面確認を各層位ごとに繰り返し、表土下1.18mまで掘り下げを行ったところで湧水のため、それ以上の掘り下げを断念した。層序の確認はトレンチ北壁を利用して行い５層に分層した。事業地は現況では遺跡立地の好適地である河川微高地に見えるが、地下水位

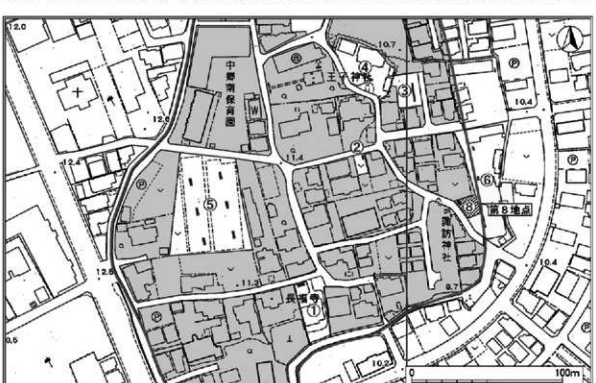

第２図　調査地点の位置（1/2,500）　三島市教育委員会

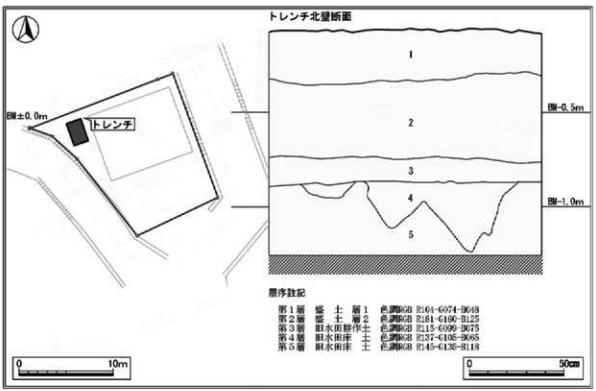

第３図　トレンチ配置とトレンチ北壁断面図（1/400・1/20）　三島市教育委員会

が高く基盤層となる硬質砂層まで掘り下げを行えなかったことから後背湿地に位置すると推定でき、遺跡範囲中の空白域にあることが理解できた。

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。

第１層　色調RGB数値はR104-G074-B048を示す。茶褐色土。盛り土層１。

第２層　色調RGB数値はR181-G160-B125を示す。灰褐色土。盛り土層２。

第３層　色調RGB数値はR115-G099-B075を示す。暗褐色土。旧水田耕作土。

第４層　色調RGB数値はR137-G105-B065を示す。茶褐色土。旧水田床土で鉄分を非常に多く含む。

第５層　色調RGB数値はR145-G135-B118を示す。暗褐色土。内容物は４層と同じだが色調により分層。

４．まとめ

堀込遺跡は大場川右岸の微高地上に位置しており、集落遺跡の適地と考えられるが、試掘・確認調査の結果、遺構と遺物は出土しなかった。これまでの試掘・確認調査においても遺構と遺物はほとんど出土しておらず、いずれの地点も遺跡内の空白地と推定されている。

第８地点は基盤層となる硬質砂層に到達する以前に湧水に見舞われ、地下水位が高いことや、植物根に由来する鉄分の沈着が見られたりすることから、大場川の後背湿地の様な環境下にあったことが推定できる。さらに遺物が全く出土しなかったことから本地点も遺跡内の空白域に相当し、堀込遺跡は王子神社周辺の狭い範囲に限定的に存在する可能性が高い。

第18節　下ノ屋遺跡　第１地点（№470）

１．調査の経緯と経過

この調査は、宅地分譲事業に伴う下ノ屋遺跡第１地点の確認調査である。平成26年８月30日、有限会社フィールズ・コーポレーションより埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲№470下ノ屋遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成26年９月５日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（９月12日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第１項の規定により静岡県教育委員会と事業者に９月12日付、三教文第192・193号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は９月18日に開始、３か所のトレンチを設営後、バックホー（02）で盛り土層を除去した後に作業員６名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働１日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は９月20日付、三教文第208・209号により静岡県教育委員会と事業者に報告した。また平成26年９月５日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第１項）が提出されていたため、９月20日付、三教文第210号で進達し、同法に添付する副申を三教文第211号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成26年９月30日付、教文第1116号で工事立会いの通知（受理10月４日）があり、事業者に10月４日付、三教文第232号で送付し、工事立ち会いを平成27年２月12日に行った。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第26・27号（2015）』で報告している。

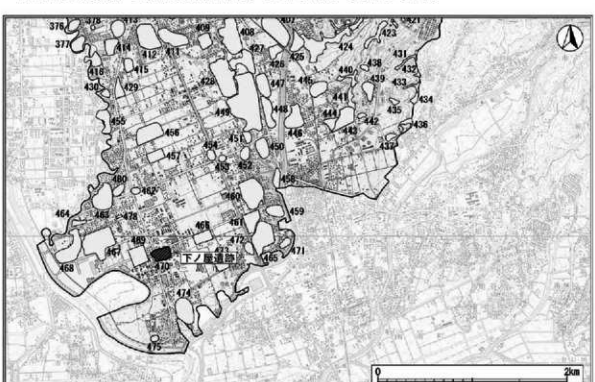

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）　三島市教育委員会

2．遺跡の立地と周辺の調査例（第１・２図）

三島市遺跡地図№470下ノ屋遺跡は境川左岸の後背湿地に位置する遺跡で、東西約210m、南北約130mの長方形の範囲が古墳時代から近世の遺物散布地として登録されている。第１地点はJR三島駅の南（N－170.0°－E）4.6km、標高約10.0mを測り、事業地が遺跡範囲のほぼ中央部と重複するため調査の対象となったが、発掘調査は今回が初例となるため、その実態はほとんどわかっていない。また当該期の土器が採集されたとの記述もあるが遺物の所在は不明となっている。

境川流域の周辺遺跡の調査例は、平成８年度に静岡県埋蔵文化財調査研究所が発掘調査を実施した№455平田前田遺跡は、弥生時代中期から古墳時代後期の溝跡と遺物が出土したことから環濠集落の存在が指摘されている『平田前田遺跡（1998）』。№480桶田遺跡は９世紀後半から10世紀前半の溝で囲まれた集落遺跡で、住居跡５軒、掘立柱建物跡３棟、溝状遺構３基などを調査した。特筆すべきは「安長勾東継中」と墨書した坏が住居跡から出土したことで、文章化された文字墨書は伊豆地域における祭司や儀礼の内用を検討する上で貴重な資料となっている『三島市埋蔵文化財発掘調査報告Ⅱ（1993）』。№473長伏六反田遺跡からは弥生時代中期後半の方形周溝墓群、平安時代の集落跡、溝で囲まれた中世の掘立柱建物群が出土している『長伏六反田遺跡（1999）』。また平成３年度に発掘調査を実施した№478長伏上塩辛田遺跡は三島市内で初めて弥生時代後期の水田畦畔を確認した遺跡である『長伏上塩辛田遺跡（1999）』。

このほかに№470下ノ屋遺跡、№466江間田遺跡、№473安久六反田遺跡、№474道越遺跡、№475御園遺跡などで散発的な確認調査を実施しているが、道越遺跡で方形周溝墓３基を確認したにとどまり、詳細は不明である。

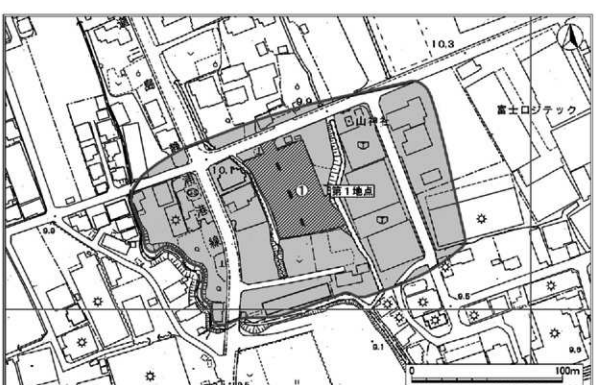

第２図　調査地点の位置（1/2,500）　三島市教育委員会

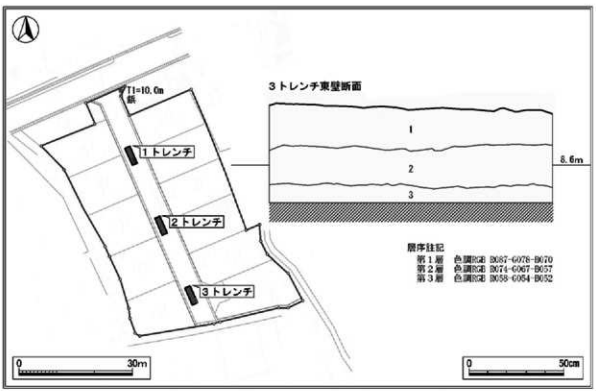

第３図　トレンチ配置と３トレンチ東壁断面図（1/1,000・1/20）　三島市教育委員会

３．調査の概要

（１）トレンチ配置と層序（第２・３図）

確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、宅地造成予定地の道路部分に1.6m×5.0m（8.0㎡）のトレンチを20m間隔に３か所設営した。事業地面積2468.0㎡に対する確認調査面積24.0㎡の試掘率は0.97％であった。調査は作業員６名による排土と平面確認を各層位ごとに繰り返して、最大表土下0.51mまで掘り下げを行い、層序の確認は３トレンチ北壁を利用して行い３層に分層した。また３トレンチで隅丸方形の掘り込みを確認したが、覆土の堆積状態から近世末から近代の土坑と推定し、発掘調査の対象から除外した。

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。

第１層　色調RGB数値はR087-G078-B070を示す。暗褐色、柔らかく粘性の弱い耕作土。

第２層　色調RGB数値はR074-G067-B057を示す。暗褐色、柔鉄分を含む耕作度床土。

第３層　色調RGB数値はR058-G054-B052を示す。暗褐色、非常に硬く締まった砂層、基盤層。

４．まとめ

試掘・確認調査の結果、下ノ屋遺跡第１地点は自然堆積層が薄く、耕作土直下が基盤層となっているため遺物包含層が存在せず、発掘調査の対象となる遺構も存在しなかった。また聞き取り調査では、事業地にはかつて寺院が存在したが、河川後背湿地に位置するため度重なる水害に悩まされ、昭和10年頃に寺院が移転した後に耕作地となったということである。この結果、市段階では事業地の大部分が遺跡範囲中の空白域と理解した。

第19節　上才塚遺跡　第９地点（№477）

１．調査の経緯と経過

この調査は、個人住宅建設工事に伴う上才塚遺跡第９地点の確認調査である。平成26年９月12日、積水ハウス株式会社より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲№477上才塚遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成26年９月19日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（９月24日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第１項の規定により静岡県教育委員会と事業者に９月24日付、三教文第214・215号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は９月26日に開始、１か所のトレンチを設営後、バックホー（01）で盛り土層を除去した後に作業員２名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働１日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は９月27日付、三教文第219・220号により静岡県教育委員会と事業者に報告した。また平成26年９月19日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第１項）が提出されていたため、９月27日付、三教文第221号で進達し、同法に添付する副申を三教文第222号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成26年10月６日付、教文第1139号で工事立会いの通知（受理10月15日）があり、事業者に10月15日付、三教文第246号で送付し工事立ち会いを12月12日に行った。

調査結果の概要は『三島市文化財年報第26・27号（2015）』で報告している。

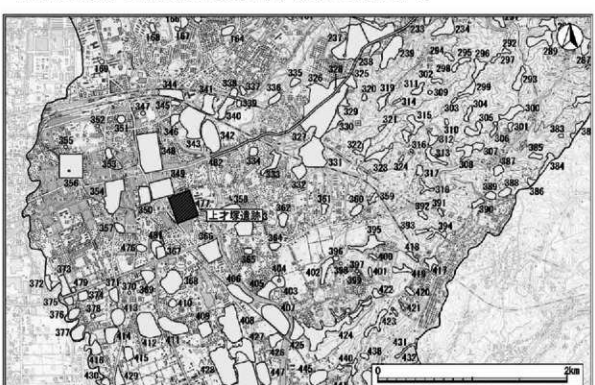

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）　三島市教育委員会

2．遺跡の立地と周辺の調査例（第１・２図）

三島市遺跡地図№477上ノ塚遺跡は、大場川右岸の微高地上に位置する遺跡で、東西約230m、南北約290mの長方形の範囲が官衙跡として三島市遺跡地図に登録され、奈良時代から近世の遺物が出土することで知られている。第９地点はJR三島駅の南東（N－135.0°－E）1.40km、標高約22.8mの微高地上に位置し、事業地が遺跡範囲中央部と重複するため調査の対象となった。

上ノ塚遺跡は近辺に存在している市ケ原廃寺、塔ノ森廃寺などの遺跡との関連から、奈良・平安時代の官衙跡と推測される遺跡である。本遺跡の調査はこれまでに８例を数えるが、本調査に至ったのはマンション建設に伴う１・２地点のみである。第１地点は溝状遺構17条と土坑３基が出土し、長さ81m、上部の最大幅352cm、深さ77cmを測り南北方向に延びる13号溝は堀としての使用が想定されている。また破片資料であるがメノウ製の腰帯飾り石（無文巡方）が出土し、巡方は奈良・平安時代の貴族や官人が用いた腰帯の装飾具であることから、平安時代前期の官衙あるいはそれに関連する施設の存在を想起させるものとして注目を集めている『上ノ塚遺跡第１地点（1992）』。第２地点では掘立柱建物跡３基、柱穴列１基、溝状遺構21基が出土した。３基の掘立柱建物の柱穴はいずれも定型的な大型隅丸長方形を呈する掘り方で、更にこれらの建物を囲むように、主軸線を同じくしてL字型に曲がる１号柱穴列と１号溝状遺構の存在は板塀と堀を想定させ、一般集落とは異なる公的機関の施設であった可能性を示している『上ノ塚遺跡第２地点（1992）』。

このほか第５地点、第６地点で奈良・平安時代の遺物が出土しているが、遺構の確認には至っていない『三島市埋蔵文化財報告XIV（2009）』、『三島市埋蔵文化財報告補助事業版１（2015）』。また東側に隣接する第８地点では、トレンチを第２地点の第３・４号溝の延長上に設定して確認調査を行ったが、遺構・遺物ともに出土しなかった。

第２図　調査地点の位置（1/2,500）　三島市教育委員会

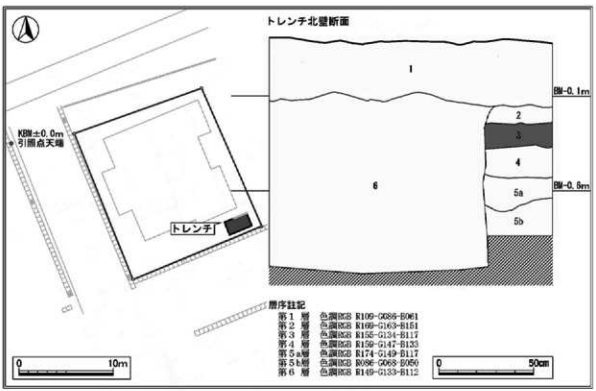

第３図　トレンチ配置とトレンチ北壁断面図（1/400・1/20）　三島市教育委員会

３．調査の概要

（１）トレンチ配置と層序（第２・３図）

確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、第８地点で調査したトレンチの西側延長上に1.6m×5.0m（4.0㎡）のトレンチを１か所設営した。事業地面積235.91㎡に対する確認調査面積4.0㎡の試掘率は1.70%であった。調査は作業員２名による排土と平面確認を各層位ごとに繰り返して表土下1.22mまで掘り下げを行い、層序の確認はトレンチ北壁の東部を利用して行い６層に分層した。

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。

第１層　色調RGB数値はR109-G086-B061を示す。茶褐色の盛り土層である。

第２層　色調RGB数値はR169-G163-B151を示す。灰褐色の旧水田耕作土である。

第３層　色調RGB数値はR155-G134-B117を示す。茶褐色の旧水田床土である。鉄分の沈着が著しい。

第４層　色調RGB数値はR159-G147-B133を示す。暗灰色土で、奈良時代以降の遺物包含層に相当する。

第５a層　色調RGB数値はR174-G149-B117を示す。御殿場泥流堆積物、暗灰色土が混じる。遺構確認面。

第５b層　色調RGB数値はR086-G068-B050を示す。御殿場泥流堆積物、鉄分の沈着が顕著。

第６層　色調RGB数値はR149-G133-B112を示す。旧建物解体時の撹乱層。

４．まとめ

試掘・確認調査の結果、上才塚遺跡第９地点からは遺構・遺物は一切出土しなかった。事業地は遺跡立地の好適地である河川微高地にあり、古代官衙の推定地の一つと目されているが、遺跡範囲中の空白域あるいは後世の削平等による遺跡消滅地と理解した。

第20節　向山古墳群　第19地点（№424）

1．調査の経緯と経過

この調査は、三島市教育委員会文化振興課計画の三島市谷田字新福寺墳丘規模確認に伴う向山古墳群第19地点の確認調査である。平成26年９月30日付で三島市教育委員会に対する調査計画書・土地所有者承諾書（事業主）の提出を期に計画書を策定（同日決裁）となった。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、遺跡の種別・深度・時代時期と墳丘規模の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は、10月２日に開始、４か所のトレンチに作業員６名を投入して遺構・遺物の検出につとめ、10月25日の実働11日間で完了した。調査の正式な終了報告は10月30日付、三教文第266～269号により静岡県教育委員会と土地所有者に報告した。埋蔵文化財発見届と保管証を10月30日付、三教文270・271号で送付した。埋蔵文化財の認定は11月28日付、静三警第94号で通知（県認定通知11月12日付、教文第1327号写し）があった。調査報告書は、調査全体をまとめた三島市埋蔵文化財発掘調査報告 補助事業版第１号（2015）で正式報告をしているため、詳細は省く。

2．遺跡の立地（第１・２図）

向山古墳群第19地点は、JR三島駅の南東（E-43.5°-S）の方向性へ3.31km、標高34.7m前後に位置する。国土座標データは緯度35度06分20.39秒、経度138度56分13.31秒を中心点とする。

遺跡は夏梅木川と大場川とその支流により区画された箱根山西麓の尾根鞍部末端に展開し、調査地点は古

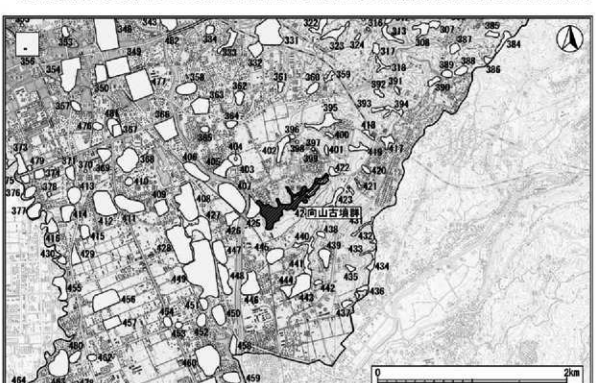

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）　三島市教育委員会

墳群範囲の西端北側に分岐する尾根上に位置する。

3．調査の概要とまとめ

トレンチ配置と層序と調査方針（第3図）

確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、確認範囲に1.2m×2.5m（1）・1.0m×4m（3）の4トレンチを設営（15.0㎡）した。確認面積に対する確認調査率は約0.63％であった。調査は、重機による調査トレンチ範囲確保と無遺物層の除去後、作業員による排土と精査を層位ごと繰り返した。断面は、トレンチの連続性を考え必要な壁面を利用して確認した。前調査の第18地点調査までに積み上げられてきたデータの追加と墳丘プランの再設定を行った。

調査の結果、後円部５・６トレンチは八ッ手状尾根を構成する下部ローム層が認められ、すでに古墳立地の旧態をとどめる地形すら遺されていなかった。また、前方部８トレンチは古墳と尾根を分離する溝斜面が検出された。前方部９トレンチは撥形に広がる斜面を捉えることができた。

奈良県桜井市の箸墓古墳に見られる撥形に開く前方部が、向山16号墳においても確定でき、平成26年10月18日に静岡県教育委員会文化財保護審議委員である滝沢誠氏と県文化財保護課に再度現地調査をお願いした。滝沢氏によれば、当調査までの結果より、墳丘規模と形状が確定したことを報告して一般公開することが望ましいとの判断をいただいた。

つづいて平成27年２月26日には、静岡県文化財保護審議委員15名の現地調査を受けて調査を完了している。

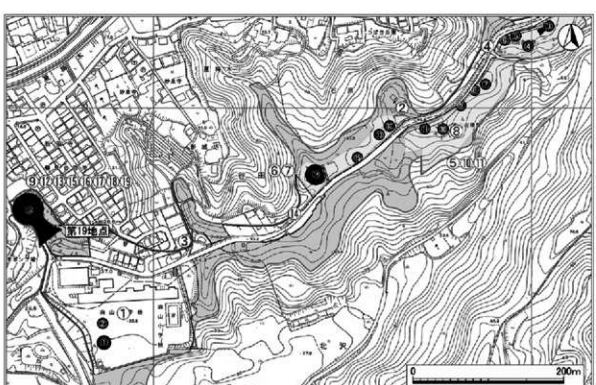

第２図　調査地点の位置（1/5,000）　三島市教育委員会

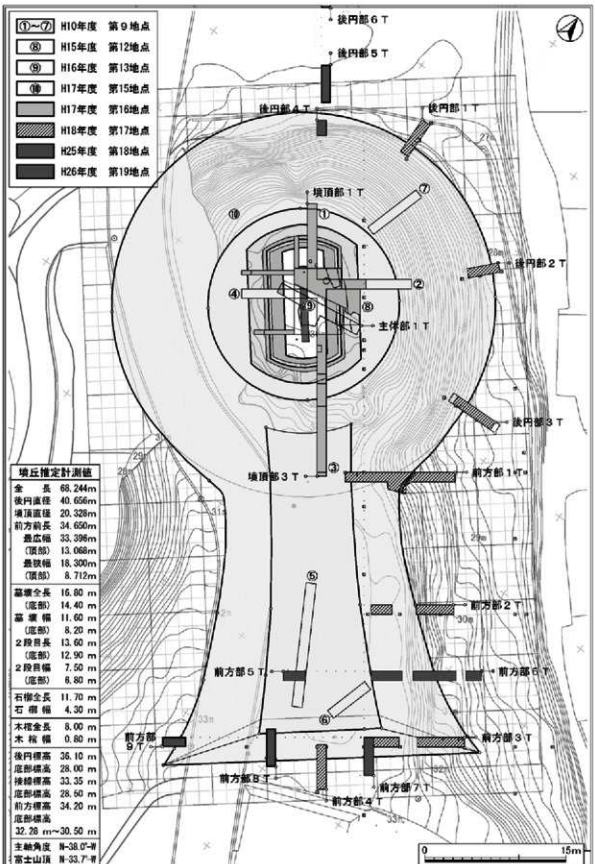

第３図　トレンチ配置図（1/400）

三島市教育委員会

写真図版

1．調査前

2．調査風景

3．完掘

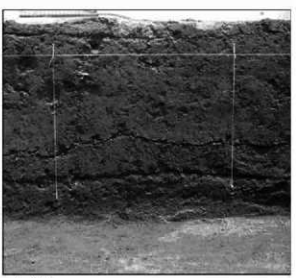

4．断面

5．完了

6．出土遺物

1．調査前

2．調査風景

3．完掘

4．断面1T

5．断面2T

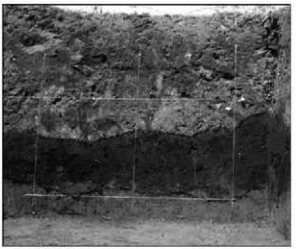

6．断面3T

１．断面４Ｔ

２．断面５Ｔ

３．断面６Ｔ

４．断面７Ｔ

５．埋め戻し

６．完了

１．調査前

２．調査風景

３．完掘

４．断面

５．埋め戻し

６．完了

1．調査前

2．調査風景

3．完掘

4．断面

5．埋め戻し

6．完了

１．調査前

２．調査風景

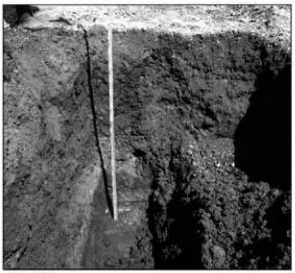
３．完掘

４．断面

５．埋め戻し

６．完了

1．調査前

2．調査風景

3．完掘

4．断面

5．埋め戻し

6．表面採集遺物

1．調査前

2．調査風景

3．完掘

4．断面

5．埋め戻し

12．完了

1．調査前

2．調査風景

3．完掘

4．断面

5．埋め戻し

6．完了

1．調査前

2．調査風景

3．完掘

4．断面

5．埋め戻し

6．完了

1．調査前

2．調査風景

3．完掘

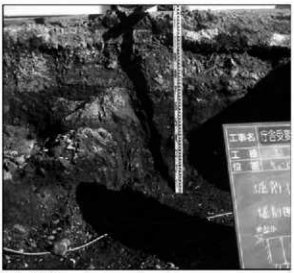

4．断面１

5．断面２

1．調査前

2．調査風景

3．完掘

4．断面

5．埋め戻し

6．完了

1．調査前

2．調査風景

3．完掘

4．断面

5．埋め戻し

6．完了

1．調査前

2．石材移動

3．完掘

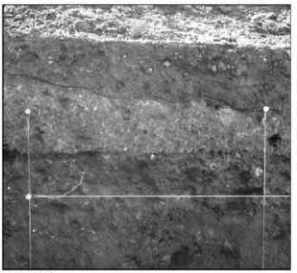
4．断面

5．完掘

6．断面

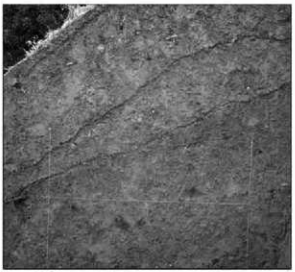

1．断面

2．断面

3．断面

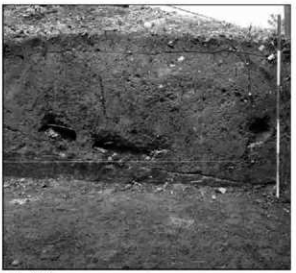

4．断面

5．埋め戻し

6．完了

1．調査前

2．調査風景

3．完掘

4．断面

5．埋め戻し

6．完了

１．調査前

２．調査中

３．完掘

４．断面

５．埋め戻し

６．完了

1．調査前

2．調査風景

3．完掘

4．断面

5．埋め戻し

6．完了

１．調査前

２．調査中

1．調査前

2．調査風景

3．完掘

4．断面

5．埋め戻し

6．完了

1．調査前

2．調査風景

3．完掘

4．断面

5．埋め戻し

6．完了

1．調査前

2．調査風景

3．完掘

4．断面

5．埋め戻し

6．完了

1．調査前

2．調査風景

3．調査風景

4．完掘

5．断面

6．完了

1．調査前

2．調査風景

3．調査風景

4．完掘

5．断面

6．工事立会い

1．調査前

2．調査風景

3．完掘

4．断面

5．埋め戻し

6．完了

1．調査前

2．調査風景

3．完掘（7グリッド）

4．完掘（10グリッド）

5．断面（1グリッド）

6．断面（6グリッド）

1．調査前

2．調査風景

3．断面

4．断面

5．埋め戻し

6．工事立会い

1．調査前

2．調査風景

3．調査風景

4．完掘（1グリッド）

5．完掘（4グリッド）

6．断面（2グリッド）

1．調査前

2．調査風景

3．調査風景

4．完掘（4グリッド）

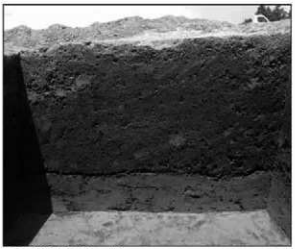
5．断面（19グリッド）

6．完掘（21グリッド）

1．調査前

2．調査風景

3．完掘

4．断面

5．埋め戻し

6．埋め戻し

1．調査前

2．調査風景

3．断面（1グリッド）

4．断面（3グリッド）

5．断面（6グリッド）

6．断面（13グリッド）

1．調査前

2．調査風景

3．完掘（6グリッド）

4．完掘（13グリッド）

5．断面（3グリッド）

6．断面（9グリッド）

１．調査前

２．調査風景

３．完掘

４．断面

５．完了

６．工事立会い

1．調査前

2．調査風景

3．完掘

4．断面（1グリッド）

5．断面（3グリッド）

6．埋め戻し

1．調査前

2．調査風景

3．完掘

4．断面

5．埋め戻し

6．完了

1．調査前

2．調査風景

3．完掘

4．断面

5．埋め戻し

6．完了

1．調査前

2．調査風景

3．完掘

4．断面

5．埋め戻し

6．完了

１．調査前

２．調査風景

３．完掘

４．断面

５．埋め戻し

６．完了

1．調査前

2．調査風景

3．完掘

4．断面

5．埋め戻し

6．完了

1．調査前

2．調査風景

3．完掘

4．断面

5．現地調査

6．埋め戻し

報告書抄録

ふりがな	みしましまいぞうぶんかざいはっくつちょうさほうこく　ほじょじぎょうほん　だいにごう
書名	三島市埋蔵文化財発掘調査報告　補助事業版　第２号
副書名	確認調査
編著者名	芦川忠利・辻真人
編集機関	三島市教育委員会
所在地	静岡県三島市大宮町１丁目８番38号　TEL 055-983-2672　FAX 055-983-0870　E-mail:bunka@city.mishima.shizuoka.jp
発行年月日	西暦2017年３月18日

所収遺跡名（フリガナ）	所在地（フリガナ）	コード	番号	北緯	東経	期間	面積	原因
上阿弥陀遺跡（カミアミダイセキ）第３地点	静岡県三島市多呂（シズオカケンミシマシタロ）	222062	446	35°05′49″	138°56′07″	20130605	4.5㎡	個人住宅新築工事
初音ヶ原Ｂ遺跡（ハツネガハラビーイセキ）第16地点	静岡県三島市初音ヶ原（シズオカケンミシマシハツネガハラ）	222062	327	35°07′40″	138°56′29″	20130710～0712	90㎡	土地売買
壱町田遺跡（イッチョウダイセキ）第３地点	静岡県三島市中（シズオカケンミシマシナカ）	222062	407	35°06′24″	138°56′03″	20130814	13.5㎡	宅地造成工事
西遺跡（ニシイセキ）第６地点	静岡県三島市中島（シズオカケンミシマシナカジマ）	222062	450	35°05′45″	138°55′56″	20130821	4.5㎡	個人住宅新築工事
堀込遺跡（ホリゴメイセキ）第６地点	静岡県三島市安久（シズオカケンミシマシヤスヒサ）	222062	465	35°05′12″	138°56′02″	20130827	9.0㎡	宅地分譲工事
上才塚遺跡（カミサイヅカイセキ）第７地点	静岡県三島市東町（シズオカケンミシマシヒガシチョウ）	222062	477	35°06′59″	138°55′27″	20130903	4.5㎡	個人住宅新築工事
下久保遺跡（シモクボイセキ）第３地点	静岡県三島市中島（シズオカケンミシマシナカジマ）	222062	448	35°05′50″	138°56′02″	20130910	4.5㎡	個人住宅新築工事
安久奥屋敷遺跡（ヤスヒサオクヤシキイセキ）第３地点	静岡県三島市安久（シズオカケンミシマシヤスヒサ）	222062	459	35°05′22″	138°56′01″	20130926	4.5㎡	個人住宅新築工事
塔ノ森廃寺跡（トウノモリハイジアト）第８地点	静岡県三島市大宮町（シズオカケンミシマオオミヤチョウ）	222062	348	35°07′25″	138°55′10″	20131002	4.5㎡	宅地分譲工事
三島代官所跡（ミシマダイカンショアト）第４地点	静岡県三島市北川町（シズオカケンミシマシキタカワ）	222062	350	35°08′	138°55′06″	20131030	16.64㎡	受変電設備工事
伊勢堀遺跡（イセセギイセキ）第14地点	静岡県三島市梅名（シズオカケンミシマシウメナ）	222062	460	35°05′25″	138°55′55″	20131204	4.5㎡	個人住宅新築工事
伊豆国分寺跡（イズコクブンジアト）第11地点	静岡県三島市泉町（シズオカケンミシマセキエチョウ）	222062	356	35°07′13″	138°54′31″	20131220	4.5㎡	個人住宅新築工事
向山古墳群（ムカイヤマコフングン）第18地点	静岡県三島市谷田（シズオカケンミシマシヤタ）	222062	424	35°06′20″	138°56′13″	20140122～0318	22.8㎡	壁点検橋確認
伊勢堀遺跡（イセセギイセキ）第15地点	静岡県三島市梅名（シズオカケンミシマシウメナ）	222062	460	35°05′28″	138°55′49″	20140213	4.5㎡	土地売買
長伏遺跡（ナガブセイセキ）第６地点	静岡県三島市長伏（シズオカケンミシマシナガブセ）	222062	463	35°05′23″	138°54′56″	20140225	4.5㎡	宅地分譲工事
元町田遺跡（モトマチダイセキ）第２地点	静岡県三島市玉川（シズオカケンミシマシタマガワ）	222062	414	35°06′15″	138°54′52″	20140226	1.44㎡	個人住宅新築工事
塚原初音原遺跡（ツカハラハツネハライセキ）第３地点	静岡県三島市塚原新田（シズオカケンミシマシツカハラシンデン）	222062	239	35°07′57″	138°56′54″	20140311	－㎡	給油所・事務所建築工事
塚原初音原遺跡（ツカハラハツネハライセキ）第３地点	静岡県三島市塚原新田（シズオカケンミシマシツカハラシンデン）	222062	239	35°07′59″	138°56′53″	20140312	4.5㎡	社会福祉施設新築工事

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
上阿弥陀遺跡第３地点	散布地	奈良～平安時代	－	土器	遺跡空白域である。
初音ヶ原Ｂ遺跡第16地点	集落跡	旧石器～ 縄文時代	－	－	保護層を設定して保護協定を締結した。
壱町田遺跡第３地点	集落跡	弥生～中世	－	－	遺跡空白域である。
西遺跡第６地点	墓域	弥生～古墳時代	溝状遺構	土器	保護層を設定して保護協定を締結した。
堀込遺跡第６地点	散布地	古墳時代～中世	－	－	遺跡空白域である。
上才塚遺跡第７地点	官衙跡	奈良時代～近世	－	土器	遺跡消失域である。
下久保遺跡第３地点	散布地	弥生時代～中世	－	－	遺跡範囲外である。
安久奥屋敷遺跡第３地点	散布地	弥生時代～近世	－	－	遺跡空白域である。
塔ノ森廃寺跡第８地点	社寺跡	古墳時代～近世	－	－	遺跡空白域である。
三島代官所跡第４地点	城館跡	奈良時代～近世	－	－	遺跡消失域である。
伊勢堀遺跡第14地点	散布地	古墳時代～近世	－	－	遺跡空白域である。
伊豆国分寺跡第11地点	社寺跡	奈良時代～近世	－	－	遺跡空白域である。
向山古墳群第18地点	古墳	古墳時代	墳丘・周溝	－	墳丘規模の一部が確定した。
伊勢堀遺跡第15地点	散布地	古墳時代～古代	－	－	遺跡空白域である。
長伏遺跡第６地点	散布地	弥生時代	－	－	遺跡空白域である。
元町田遺跡第２地点	散布地	古墳時代～古代	－	－	遺跡空白域である。
塚原初音原遺跡第３地点	散布地	旧石器～縄文時代	－	－	－
塚原初音原遺跡第４地点	散布地	旧石器～縄文時代	－	－	遺跡空白域である。

所収遺跡名 (フリガナ)	所在地 (フリガナ)	コード	番号	北緯	東経	期間	面積	原因
塚原初音原遺跡 (ツカハラハツネハライセキ) 第3地点	静岡県三島市塚原新田地先 (シズオカケンミシマシツカハラシンデンチサキ)	222062	239	35° 07' 57"	138° 56' 54"	20140522～0523	13.50㎡	給油所・事務所 建設工事
堀込遺跡 (ホリゴメイセキ) 第7地点	静岡県三島市安久地先 (シズオカケンミシマシヤスヒサチサキ)	222062	465	35° 05' 16"	138° 55' 57"	20140530	7.50㎡	集合住宅建設工事
三島御殿跡 (ミシマゴテンアト) 第8地点	静岡県三島市南本町地先 (シズオカケンミシマシミナミホンチョウチサキ)	222062	354	35° 08' 14"	138° 55' 57"	20140613	3.75㎡	個人住宅建設工事
青木原遺跡 (アオキバラ) 第9地点	静岡県三島市南二日町地先 (シズオカケンミシマシミナミフタカマチチサキ)	222062	368	35° 06' 36"	138° 55' 16"	20140619	4.00㎡	個人住宅建設工事
千枚原A遺跡 (センマイバラエーイセキ) 第5地点	静岡県三島市千枚原地先 (シズオカケンミシマシセンマイバラチサキ)	222062	130	35° 08' 14"	138° 55' 16"	20140625	4.00㎡	個人住宅建設工事
笹原後B遺跡 (ササハラウシロビーイセキ) 第2地点	静岡県三島市三ツ谷新田大洲 (シズオカケンミシマシミツヤシンデンオオズ)	222062	278	35° 08' 21	138° 58' 22"	20140715～0717 0818	40.00㎡	工業団地造成工事
平田A遺跡 (ヒラタエーイセキ) 第3地点	静岡県三島市平田地先 (シズオカケンミシマヒラタチサキ)	222062	429	35° 06' 03"	138° 54' 57"	20140717	4.00㎡	個人住宅建設工事
台崎E遺跡 (ダイサキイーイセキ) 第1地点	静岡県三島市谷田台崎地先 (シズオカケンミシマシヤダイイサキチサキ)	222062	279	35° 08' 16"	138° 58' 26"	20140718～0722	16.00㎡	工業団地造成工事
向山D遺跡 (ムカイヤマディーイセキ) 第1地点	静岡県三島市谷田台崎地先 (シズオカケンミシマシヤダイヤチサキ)	222062	276	35° 08' 17"	138° 58 29"	20140723～0801	92.00㎡	工業団地造成工事
富田町遺跡 (トミタチョウイセキ) 第3地点	静岡県三島市富田町地先 (シズオカケンミシマシトミタチョウチサキ)	222062	369	35° 06' 37"	138° 55' 07"	20140729	24.00㎡	宅地造成工事
笹原後E遺跡 (イサハラウシロイーイセキ) 第2地点	静岡県三島市谷田台崎地先 (シズオカケンミシマシヤダイイサキチサキ)	222062	283	35° 08' 10"	138° 58' 15"	20140804～0811	52.00㎡	工業団地造成工事
笹原後C遺跡 (イサハラウシロシーイセキ) 第4地点	静岡県三島市三ツ谷新田天神山地先 (シズオカケンミシマシミツヤシンデンテンジンヤマチサキ)	222062	281	35° 08' 18"	138° 58' 16"	20140818,0819, 0901,0903	52.00㎡	工業団地造成工事
塔ノ森廃寺 (トウノモリハイジ) 第9地点	静岡県三島市大宮町地先 (シズオカケンミシマシオオミヤチョウチサキ)	222062	348	35° 07' 23"	138° 55' 04"	20140819	3.20㎡	建売住宅建設工事
笹原後F遺跡 (ササハラウシロエフイセキ) 第4地点	静岡県三島市谷田台崎地先 (シズオカケンミシマシヤダイイサキチサキ)	222062	286	35° 08' 11"	138° 58' 04"	20140820～0822	16.00㎡	工業団地造成工事
上才塚遺跡 (カミサイヅカイセキ) 第8地点	静岡県三島市東町地先 (シズオカケンミシマシヒガシチョウチサキ)	222062	477	35° 07' 02"	138° 55' 22"	20140826	8.00㎡	個人住宅建設工事
寺屋敷遺跡 (テラヤシキイセキ) 第1地点	静岡県三島市塚原新田地先 (シズオカケンミシマシツカハラシンデンチサキ)	222062	234	35° 08' 05"	138° 57' 14"	20140902	4.00㎡	事業地の拡張工事
堀込遺跡 (ホリゴメイセキ) 第8地点	静岡県三島市安久地先 (シズオカケンミシマシヤスヒサチサキ)	222062	465	35° 05' 11"	138° 56' 01	20140909	4.00㎡	個人住宅建設工事
下ノ屋遺跡 (シモノヤイセキ) 第1地点	静岡県三島市松本地先 (シズオカケンミシマシマツモトチサキ)	222062	470	35° 05' 06"	138° 55' 14"	20140918	24.00㎡	宅地造成工事
上才塚遺跡 (カミサイヅカイセキ) 第9地点	静岡県三島市東町地先 (シズオカケンミシマシヒガシチョウチサキ)	222062	477	35° 07' 02"	138° 55' 22	20140926	4.00㎡	個人住宅建設工事
向山古墳群 (ムカイヤマコフングン) 第19地点	静岡県三島市谷田新福寺地先 (シズオカケンミシマシヤタシフクジチサキ)	222062	424	35° 06' 520	138° 56' 13"	20140312	4.5㎡	社会福祉施設 新築工事

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
塚原初音原遺跡第３地点	散布地	旧石器～縄文時代	－	－	遺跡空白域である。
堀込遺跡第７地点	散布地	古墳時代～中世	－	－	遺跡空白域である。
三島御殿跡第８地点	城跡跡	弥生～古墳時代 平安時代・近世	－	－	遺跡空白域である。
青木原遺跡第９地点	散布地	弥生時代～古代・ 中世	－	－	遺跡空白域である。
千枚原Ａ遺跡第５地点	集落跡	縄文～古墳時代	－	－	遺跡空白域である。
笹原後Ｂ遺跡第２地点	散布地	旧石器～縄文時代 ・平安時代	－	－	遺跡空白域である。
平田Ａ遺跡第３地点	散布地	古墳時代～古代	－	－	遺跡空白域である。
台崎Ｅ遺跡第１地点	散布地	旧石器～縄文時代	－	－	遺跡空白域である。
向山Ｄ遺跡第１地点	散布地	縄文・古墳時代	－	－	遺跡空白域である。
富田町遺跡第３地点	散布地	古墳時代～古代	－	－	遺跡空白域である。
笹原後Ｅ遺跡第２地点	散布地	旧石器～縄文時代 ・古墳時代	－	－	遺跡空白域である。
笹原後Ｃ第４地点	散布地	旧石器～縄文時代 ・古墳時代	－	－	遺跡空白域である。
塔ノ森廃寺第９地点	社寺跡	古墳時代～近世	－	－	遺跡空白域である。
笹原後Ｆ遺跡第４地点	集落跡	旧石器～縄文時代	－	－	遺跡空白域である。
上才塚遺跡第８地点	官衙跡	奈良時代～近世	－	－	遺跡空白域である。
寺屋敷遺跡第１地点	散布地	縄文時代	－	－	遺跡空白域である。
堀込遺跡第８地点	散布地	古墳時代～中世	－	－	遺跡空白域である。
下ノ原遺跡第１地点	散布地	古墳時代～近世	－	－	遺跡空白域である。
上才塚遺跡第９地点	官衙跡	奈良時代～近世	－	－	遺跡空白域である。
向山古墳群第19地点	古墳	古墳	墳丘・周溝	土師器	墳丘形状と規模が確定した。

©2017

三島市埋蔵文化財発掘調査報告

補助事業版 第２号

発行年月日　平成29年３月18日
編集・発行　三島市教育委員会
印　　刷　大和印刷株式会社

〒411-0035　三島市大宮町１丁目８番38号
電　話 055-983-2672
ＦＡＸ 055-983-0870
bunka@city.mishima.shizuoka.jp